

## 平成19年第2回(6月)川根本町議会定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2
第 1 号 (6月14日)	
開 会.....	6
開 議.....	6
議事日程の報告.....	6
諸般の報告.....	6
行政報告.....	6
会議録署名議員の指名.....	9
会期の決定.....	10
報告第1号の報告.....	10
報告第2号の報告.....	11
報告第3号の報告.....	12
報告第4号の報告.....	12
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	13
議案第41号の上程、説明、質疑、委員会付託.....	21
議案第42号の上程、説明.....	22
議案第43号の上程、説明.....	23
議案第44号の上程、説明.....	24
議案第45号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	25
議案第46号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	27
議案第47号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	28
議案第48号の上程、説明.....	32
議案第49号の上程、説明.....	35
議案第50号の上程、説明.....	36
議案第51号の上程、説明.....	37
議案第52号の上程、説明.....	38
議案第53号の上程、説明.....	39
静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙.....	39
散 会.....	41

## 第 2 号 (6月15日)

開 議.....	4 5
諸般の報告.....	4 5
一般質問.....	4 5
山 本 信 之 君.....	4 5
鈴 木 多津枝 君.....	5 2
森 照 信 君.....	6 9
板 谷 信 君.....	8 0
原 田 全 修 君.....	9 2
議案第 4 1 号の委員会審査報告、質疑、討論、採決.....	1 0 4
議案第 4 2 号の質疑、討論、採決.....	1 0 6
議案第 4 3 号の質疑、討論、採決.....	1 0 7
議案第 4 4 号の質疑、討論、採決.....	1 0 9
議案第 4 8 号の質疑、討論、採決.....	1 0 9
議案第 4 9 号の質疑、討論、採決.....	1 1 0
議案第 5 0 号の質疑、討論、採決.....	1 1 1
議案第 5 1 号の質疑、討論、採決.....	1 1 3
議案第 5 2 号の質疑、討論、採決.....	1 1 4
議案第 5 3 号の質疑、討論、採決.....	1 1 4
発議第 2 号の採決.....	1 1 6
川根本町議会議員派遣の件.....	1 1 7
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件.....	1 1 7
常任委員会の閉会中の継続調査の件.....	1 1 8
閉 会.....	1 1 8

( 原 版 が 入 る )

## 応招・不応招議員

### 応招議員（14名）

1番	山	本	信	之	君
2番	中	田	隆	幸	君
3番	小	藪	侃	一郎	君
4番	原	田	全	修	君
5番	澤	畑	義	照	君
6番	杉	本	道	生	君
7番	高	畑	雅	一	君
8番	久	野	孝	史	君
9番	森		照	信	君
10番	板	谷		信	君
11番	鈴	木	多	津枝	君
12番	芹	澤	徳	治	君
13番	中	澤	智	義	君
14番	佐	藤	公	敏	君

### 不応招議員（なし）

## 平成19年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成19年6月14日(木)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成18年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 4 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について  
(平成18年度川根本町一般会計予算)
- 日程第 5 報告第 3号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算)
- 日程第 6 報告第 4号 繰越明許費繰越計算書について  
(平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算)
- 日程第 7 承認第 1号 専決処分した事件の承認について  
(川根本町税条例の一部を改正する条例について)
- 日程第 8 議案第41号 川根本町いやしの里診療所条例の制定について
- 日程第 9 議案第42号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第43号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第44号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第45号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 議案第46号 川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第47号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第48号 平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第49号 平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第50号 平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第18 議案第51号 工事請負契約の締結について  
(平成19年度田野口簡易水道施設整備工事(1工区))
- 日程第19 議案第52号 工事請負契約の締結について  
(平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事)
- 日程第20 議案第53号 工事請負契約の締結について

(平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事)

日程第2 1 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	筑地秀昭君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	鈴木一男君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山本眞一君
事業課長	中村裕君	会計管理者 兼出納室長	小坂進君
教育総務課長	小坂泰夫君	生涯学習課長	森下睦夫君
行財政改革 推進室長	森紀代志君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開会 午前 9時00分

## 開 会

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。

よって、平成19年第2回川根本町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

## 開 議

議長（佐藤公敏君） これより本日の会議を開きます。

### 議事日程の報告

議長（佐藤公敏君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長、副町長、教育長及び各課長、行財政改革推進室長、出納室長が出席しておりますので、御了承ください。

### 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

6月4日、町長から第2回定例会を招集する告示をした旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり報告4件、承認1件、議案13件が町長から提出されております。

次に、監査委員からお手元に配付のとおり例月出納検査について議会に報告がありましたので、御了承願います。

また、榛原地域土地開発公社の経営状況について、町長より提出がありましたので、報告いたします。内容につきましては、お手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

### 行政報告

議長（佐藤公敏君） 行政報告を行います。

これを許します。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 改めまして、おはようございます。

本日は、平成19年第2回定例会をお願いいたしましたところ、議員の皆様には全員の御出席をいただき、開会できましたことを厚くお礼申し上げます。

平成19年度がスタートして早くも2カ月の余が過ぎました、平成18年の10月に策定された川根本町行政改革大綱並びに実施計画を推進する中で編成された19年度予算は、当町の歳入規模・身の丈に応じた予算、さらなる効率性と有効性の追求、真に必要な住民ニーズに即した事業への選択と集中を3本の柱としております。今後も住民や川根本町を取り巻く関係者との協働・連携によって地域資源を生かし、住民の暮らしやそれらを取り巻く環境・文化・景観を守るべく、行政運営に取り組んでまいります。

平成18年12月に地方分権改革推進法が成立し、同法に基づき今年4月に設置された地方分権改革推進委員会が、去る5月30日に地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方を取りまとめました。サブタイトルを地方が主役の国づくりとし、自治行政権のみならず、自治財政権、自治立法権を有する地方政府の樹立を目指す取り組みであり、国のあり方、国の形そのものにかかわる重要な政治改革とし、将来の道州制への本格的な導入の道筋をつけるものとなるとしております。

目指すべく方向性は、分権型社会への転換、地方の活力を高め強い地方の創出、地方税財政基盤の確立、簡素で効率的な筋肉質の行財政システムの構築、自己決定・自己責任・受益と負担の明確化により地方を主役に、の5つとし、おおむね2年以内を目途に順次勧告を行うとしています。こうした方向性を目指す地方分権改革の推進は、苦難の道のりが予想されるが、住民・首長・議会が自治の担い手としての意識改革を行い、そのもとで職員らもみずからの使命をしっかりと自覚して、それぞれが確固たる意思と責任を持って進んでいかなければならないと明記しております。今後この委員会での議論、勧告に注目していきたいと思っております。

過日、新聞報道もありましたが、本町は「頑張る地方応援プログラム」の第一次募集に応募いたしました。昨年度策定した第一次川根本町総合計画の4つのシンボルプロジェクトをこのプログラムに位置づけ、認定が受けられれば、国の支援を受けてより重点的に取り組みを行うものとします。この制度は、やる気のある地方が自由に独自の施策を展開することにより、魅力ある地方に生まれ変わるよう、地方交付税等の支援措置を講じるものであります。川根本町としても、地域みずからが新たな環境変化に対応し、自前で政策をつくり、地域をつくっていく時代という認識のもと、本町に適した、また必要なプロジェクトをみずから考え、前向きに取り組む姿勢を今後も大切にしたいと考えております。

19年度予算で初めて実施する川根本町予算説明書が完成し、準備ができ次第、全戸配布いたします。これからのまちづくりは、行政と地域住民、関係者が一体となって進めることが

必要であります。地域づくりに大切なことは、それが地域住民のためばかりでなく、地域住民の手によって行われることです。住民の皆さんがまちづくりへの参画しやすい環境をつくるためには的確な情報の公開と共有が必要であります。町の予算は、本来町民の皆さんのものであり、行政は、毎年度の予算を皆さんにわかりやすく説明する責任があると考えます。そこで川根本町では、19年度の予算の具体的な内容を町民の皆さんにわかりやすくお知らせするために、本年度より「川根本町ことしの仕事」を作成いたしました。

この予算説明書を通じて、皆さんが川根本町のまちづくりについて、さらに理解を深めていただき、予算の配分や優先順位が本当に適切か検討するとともに、だれもが安心して暮らせるふるさとの実現に向け、みずから積極的に行動していただくきっかけになれば幸いです。

近年、地球温暖化を初めとして、経済活動が地球の環境に与える影響の大きさが広く認識されるようになりました。地球環境には限りがあり、自然の浄化能力を超える環境汚染、自然が再生できない資源の枯渇、生物種の絶滅など、危機的な状況が明らかになっています。

自然環境に恵まれた川根本町の特徴や条件、これまで培った知恵やノウハウ、地域資源に対する知見、自然環境に与える影響等を考えれば、本町は環境と共生を重視した環境保全の活動を積極的に推進する責務があると考えます。

その主体は、行政組織だけでなく、自治会などの地縁型コミュニティーに加え、NPO、企業、地域内外の個人・団体など、さまざまな主体が、目的を相互に共有して穏やかな連携をしながら活動を継続することが今後必要と考えます。

その意味でも、関係団体の支援もいただき、民間企業や地域の方々が中心となって設立された「川根本町地球温暖化対策地域協議会」（エコミュー奥大井）の活動に期待するところが大きいです。

川根本町役場としても、現在導入を進めているエコアクション21の取り組みを通じて、ごみの減量化、節電・省エネルギー、公共工事やイベントにおける環境負荷軽減、グリーン調達などを行い、そのほかにも必要な環境保全活動を行いたいと思います。

職員が自分の仕事を通じて環境とのかかわりに気づき、環境への負荷を減らすため、目標を設定し、計画的に取り組み、結果は評価し、見直し実行する、いわゆるPDCAサイクルの実現を通じて継続的に環境改善を行いたいと考えております。

これらは、地球環境保全を見据えた、地域環境保全活動と考えます。こうした動きを通じて、地域の環境保全の意識の高揚を図り、環境基本計画策定への流れをつくっていきたいと思います。

また、森林については、環境基盤、資源として重要な役割を担うものであります。森林の保全と利用を両立させながら、森林の有する多面的な機能を高度に発揮し続ける持続可能な森林管理を進めるために、川根本町林業振興協議会でも御審議いただき、「100年の森づくり構想」の主要プロジェクト事業として位置づけている、森林認証制度の導入については、

支援をいただいている特定非営利活動法人日本森林管理協議会の3日間の現地調査を受け、認定取得に向けて研究・準備を進めているところであります。また、地域内のバイオマス資源の有効活用と循環型社会の構築を目指すとともに、石油資源への依存を減らし、エネルギーや製品の地産地消を目指し、地域の活性化を図ろうと、現在「バイオマスタウン構想」も関係団体の協議や支援を得て、構想案を作成中であります。

大井川の環境改善に大きな影響がある、中部電力井川、奥泉の両発電所の水利権が平成20年7月に期間更新を迎えます。河川環境の整備と保全という視点も取り入れた、平成9年の河川法改正の趣旨を踏まえ、平成17年度の田代川第2発電所の水利権更新時の合意事項と同様に、大井川全川の環境改善を見据えた上での、河川環境を維持し得る水量と水質の確保などを求めています。今回の水利権更新も大井川の清流を守る研究協議会など関係者との連携をしながら大井川の流況改善に努めてまいります。

行政と地域・住民が協働してまちづくりを進めるには、情報の共有は大事であるとの考えのもと、従来より役場広報の充実強化を目指していたところですが、平成18年度静岡県広報コンクール、広報誌（町）の部門で最優秀賞、広報写真の部で優秀賞を受賞し、6月12日に賞状をいただきました。担当職員を初め関係者の日ごろの努力をたたえるとともに、さらに町民に親しまれ、読みやすい「広報かわねほんちょう」となるよう努めてまいります。

本年9月7日から9日まで、川根本町で、全国まちづくりフォーラムを開催いたします。町内の方々はもちろん、全国からまちづくりの第一線の専門家、住民、行政の担当者にお集まりいただき、活発な議論や意見交換、人事交流を通じて、これからの地域づくり、とりわけ河川の上流域の暮らし、文化、環境を考えてみたいと、現在実行委員会を結成し準備を進めております。

今後とも厳しい環境にあると思われませんが、地域としての意思を持ち、それが反映できる仕組みと実践できる力を堅持していくことが、地方分権が進展し、大きな制度改革、時代の転換期を迎えた今、重要なことと考えています。地域資源を保全・活用し、地域の自立を促進するためにも、環境性、経済性、社会性とのバランスのある取り組みを通じて、健全で恵み豊かな地域社会の実現や、安全・安心で歴史や誇りのある文化、地域のきずなを住民一人一人が実感できる地域社会を目指して、今後とも頑張っていきたいと考えております。

今回提案いたすものは、報告4件、専決処分の承認1件、条例の制定・改正等の7件、補正予算3件、工事請負の締結について3件の計18件であります。よろしく御審議をお願いし、開会に当たってのごあいさつといたします。

議長（佐藤公敏君） これで行政報告は終わりました。

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（佐藤公敏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、6番、杉本道生君、7番、高畑雅一君を指名します。

## 日程第2 会期の決定

議長（佐藤公敏君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの2日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月15日までの2日間に決定しました。

## 日程第3 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（平成18年度川根本町一般会計予算）

議長（佐藤公敏君） 日程第3、報告第1号、繰越明許費繰越計算書について（平成18年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第1号は、本年3月定例会において御承認いただきました平成18年度川根本町一般会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告するものです。

第2款総務費、第1項総務管理費、事業名、平成19年度予算説明資料印刷製本業務は、翌年度繰越額75万円、総合支所建設用地地質調査業務委託は786万5,000円、町勢要覧印刷製本業務は241万5,000円です。

第3款民生費、第1項社会福祉費、事業名、後期高齢者用電算システム改修業務委託は、翌年度繰越額1,018万5,000円です。

第6款農林水産業費、第1項農業費、事業名、新山村振興等農林漁業特別対策事業集落道境川線開設工事は、翌年度繰越額1,200万円、町単独事業集落道境川線法面保護工事は450万円です。第2項林業費、事業名、県単独林道舗装事業林道坂京線舗装工事は、翌年度繰越額315万円、森林居住環境整備事業林道蕎麦粒線改良工事は984万2,000円、道整備交付金事業

林道三ツ峰線開設工事は1,244万円です。

第8款土木費、第4項住宅費、事業名、合併市町村補助金事業若者定住促進住宅整備事業は、翌年度繰越額1億964万4,000円です。

以上、繰越明許費について御報告いたします。

議長（佐藤公敏君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会に報告するものですので、御了承ください。

日程第4 報告第2号 事故繰越し繰越計算書について(平成18年度川根本町一般会計予算)

議長（佐藤公敏君） 日程第4、報告第2号、事故繰越し繰越計算書について（平成18年度川根本町一般会計予算）を議題とします。

事故繰越し繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第2号、平成18年度川根本町一般会計事故繰り越しについて御報告いたします。

今回の総合支所建設基本設計業務委託につきまして、平成17年度に事業費630万円で繰越明許を承認していただき、平成18年度において7回の建設委員会開催、議会での5回の全員協議会の場において総合支所の機能、規模について御検討いただきました。

この総合支所の建設につきましては、合併協議会において合併後速やかに建設すると決定されております。

しかしながら、当事業につきましては、合併後のシンボリックな事業であるとともに多額の建設費も要することから、建設に当たり重要な事項である総合支所の機能及び規模については、住民の理解の得られるものでなければなりません。

そのようなことから、委員会並びに議会の皆さんに特に当事項について御協議いただき、現在、基本設計を進めております。

今回の事故繰り越しにつきましては、協議に日数を要し、年度内完成が難しくなったため、事故繰り越しの手続きをとらせていただきましたことについての報告であります。

翌年度への繰越額は契約額であります330万7,500円です。

議長（佐藤公敏君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、町長が議会に報告するものですので、御了承ください。

日程第5 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算）

議長（佐藤公敏君） 日程第5、報告第3号、繰越明許費繰越計算書について（平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第3号、本年3月定例会において御承認いただきました平成18年度川根本町国民健康保険事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告するものです。

第1款総務費、第1項総務管理費、事業名、後期高齢者用電算システム改修業務委託は、翌年度繰越額399万円です。

議長（佐藤公敏君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会に報告するものですので、御了承ください。

日程第6 報告第4号 繰越明許費繰越計算書について（平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算）

議長（佐藤公敏君） 日程第6、報告第4号、繰越明許費繰越計算書について（平成18年度川根本町介護保険事業特別会計予算）を議題とします。

繰越明許費繰越計算書については、報告議案です。

本案について、町長からの報告を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 報告第4号、本年3月定例会において御承認をいただきました平成18年度川根本町介護保険事業特別会計繰越明許費について、繰越計算書のとおり確定しましたので報告するものです。

第1款総務費、第1項総務管理費、事業名、後期高齢者用電算システム改修業務委託は、翌年度繰越額157万5,000円です。

以上、報告いたします。

議長（佐藤公敏君） これで報告は終わりました。

これについては、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、町長が議会に報告するものですので、御了承ください。

日程第7 承認第1号 専決処分した事件の承認について（川根本町  
税条例の一部を改正する条例について）

議長（佐藤公敏君） 日程第7、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 承認第1号、川根本町税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由とその内容を御説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律等が、平成19年3月30日に公布され、4月1日から施行されたことに伴い、川根本町税条例の一部を改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしましたので、同条第3項の規定により御報告させていただき、御承認をお願いするものであります。

議案の17ページ及び新旧対照表の1ページをごらんいただきたいと思います。

今回の税制改正は、最近の社会経済情勢等にかんがみ、上場株式等の配当及び譲渡所得に係る軽減税率の適用期限を延長するほか、高齢者等の居住する住宅のバリアフリー改修工事に対する固定資産税の減額措置の創設などが主なもので、これらの地方税制の改正に関連して必要となる町条例の規定の整備を行うものであります。

1つ目として、上場株式等の配当・譲渡益に係る軽減税率の適用期限の延長ですが、所得税と住民税合わせ本来税率は20%ですが、5年の措置として現在の10%に軽減されておりますが、これを1年間延長するというものです。

2つ目として、ベンチャー企業に投資する投資家を優遇する措置、いわゆるエンゼル税制を延長するもので、ベンチャー企業に投資し譲渡したときに利益が発生した場合の譲渡益は半分に圧縮し、損失が発生した場合は以降3年間繰越控除を受けられることができるという措置ですが、この譲渡益を2分の1にするという措置は、平成19年3月31日までの期限つきでありましたが2年間延長するものであります。

次に、住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置ですが、これは平成19年度から3年間にわたり創設されるもので、65歳以上の者や障害者、要介護認定者等が居住している住宅が対象で、廊下の拡張、手すりの設置、浴室、トイレの改修等を行った場合、補助金や介護保険からの給付等を除き工事費が30万円以上のものが対象となり、工事を行った年の翌年1月1日を賦課期日とする固定資産税を3分の1に減額するというものです。

このほか、新しい信託法の制定に伴い、所得税法等において新たな類型の信託の利益に対する課税の規定が整備されることになりましたが、これにあわせて個人住民税に係る規定を整備するもの。

固定資産税関係で、鉄道事業者が駅構内を利用した商業施設を展開するなど高度に利用が

進んでいることから鉄軌道用地の評価方法の変更を平成19年度から実施するため規定を整備するもの、たばこ税について、平成18年度に税率が改正され、1,000本につき3,298円となりましたが、特例扱いとし、附則でうたわれてきたものを本則に規定するもの、租税条約の改正に伴うもので、居住者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、社会保険料控除の適用対象とすることなどが、今回の改正の主要なものであります。

なお、附則について、施行期日や経過措置について定めております。

以上、川根本町税条例の一部を改正する条例の説明をさせていただきました。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいまの町長の提案理由の説明を聞いていまして、改正の中身がかなりよくわかってきたわけですがけれども、条文をずっと追っていると本当によくわからないという、大変いつも税条例の改正はこういうものなんですけれども、まず今回の改正の目的、町長がどういう背景で改正になったかという説明はあったんですけれども、その大もとの地方税法の改正などの目的、それによって町が受ける影響、そういうものをちょっとお聞きしたいわけです。

まず最初に、新聞、マスコミなどで、大金持ち、大資産家優遇の温存とか延長とかいうことで少し騒がれた時期もあったわけですがけれども、また国会でもそういう論戦がされたわけですがけれども、それがどれに当たってどんな優遇内容になっているのか、町への影響などはどうなのか、これは大ざっぱにかいつまんでピックアップしてでも構いませんので、あると思われればその点についてお答えをお願いいたします。

それから2点目ですがけれども、そのほかの部分では、改正によって優遇税制でない部分、町が予測される影響というんですか、それについてどんな人たちにどのような影響があるのか、あると思われるかお聞きします。

それから、今度はちょっと具体的に聞きますけれども、改正の提案された条文を追ってですがけれども、一番最初に第23条第1項中に5号を加え、町民税の納税義務者に法人課税信託の引き受けを行うことにより法人税を課される個人で町内に事務所または事業所を有するものを追加するというふうになっているんですけれども、法人課税信託の引き受けを行うということについて、私、本当にこういう知識が全くないといっていらい恥ずかしいことですがけれども、わかりませんので、昨日担当の職員にお聞きしてある程度つかんだんですが、町長の方からどういうことなのか、提案者ですので、ぜひお聞かせいただきたいと思っております。

それから、次は131条第5項で第36条の2の4を書きかえる、書きかえですね。令第36条の2の4を令第36条の2の3ということで繰り上げるという変更ですがけれども、これはもとの地方税法施行令の1条1項がなくなったために繰り上げになると思うんですが、な

くなったそのものはどういうものなのかお聞きいたします。

それから、附則第10条の2第4項第2号中の第12条第23項を第12条第22項に同じように繰り上げるわけですが、もう一つ、同条第5項中第12条第25項を第24項に繰り上げるといふ、改めるといふことで、この2点について改正の中身をお聞きいたします。

それから、7点目ですが、18年度の例で見ると、バリアフリー化が24件行ったうちの3件が対象になると思われるというふうには、全員協議会で課長さんから説明があったわけですが、ほかの対象とならないと思われる21件はなぜ対象とならないのかということ、主な理由をお聞きいたします。

それから、附則第17条の2の第3項中、第36条の5から第37条までを第36条の5と第37条というふうには2つに切って改めるといふことで、どうということをお聞きしましたら、もととなる租税特別措置法第36条の6がなくなるための改正だということですので、そのなくなった中身は、どういうものなのか。また、これで町への影響があるのかないのか、どのような影響があるのかお聞きいたします。

それから、9点目ですが、附則第19条の2第1項中、証券取引法第2条第20項に規定する有価証券先物取引を金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げる取引という文言に改めるといふことで、この中身は、どうということでしょうか。

それから、附則第19条の3、上場株式などを譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得などに係る町民税の課税の特例を1年延長といふことで、これは先ほど提案理由の中で、町長がちょっと詳しく述べられたわけですが、全員協議会のところで19年度税制改正の概要という資料をいただきましたけれども、本来は所得税が15%、県民税が2%、地方税3%で合計20%というものを、16から18年度は所得税が7%、県が1%、町が2%で合計10%といふことで、先ほどの提案理由の説明どおりの半額に、10%に軽減している。それを19年から21年へ延長するといふ、5年間になっているのを1年延長するといふことなんですけれども、この表で言いますと、19年から見ますと、19年から21年度は所得税が7%、県民税が1.2%、町税が1.8%として、合計は同じく10%に、2分の1に軽減しているわけですが、県民税の方をふやして町税を2%から1.8%に下げているといふことなんですけれども、これは、どういう理由からなのでしょうか。

そして、このことで延長ですので、基本的には10%という部分は変わらないいんだけれども、これだと町への影響が起きるんじゃないかと思うんですけれども、こういう延長といふか10%軽減がされない、本来の20%のときの税率だったら多分かなり大きいでしょうけれども、この1.8%に0.2%下げられたといふことでもいいですので、どちらかわかるように当町への影響を示していただきたいんですけれども、お願いします。

それから、11点目ですが、附則第20条第7項ですが、適用期限の2年延長、ベンチャー投資優遇の延長といひますか、を附則第20条の4第3項、適用期限の1年延長、2つあるわけですが、ここに外貨預金配当に対する特例の延長といふふうになってい

るんですけれども、この外貨預金配当に対する特例の中身、内容はどのようなものか、それからこれによる町への影響があるのかなのか、お聞きいたします。

最後ですけれども、附則第20条に追加する第20条の5ですね、先ほどの提案理由の説明の中にありましたけれども、保険料にかかわる個人の町民税の課税の特例なんですけれども、町への影響があるかどうか、その点についてお聞きいたします。

以上です。お願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 鈴木議員の質問にお答えさせていただきます。

順番に進めていきますけれども、金持ち優遇税制の関係でございます。

平成19年度の税制改正で金持ち優遇税制と議論になったものということですが、上場株式の譲渡益配当に係る軽減税率の延長ではないかと思えます。これは説明もしましたけれども、上場株式の譲渡所得に関して、本来は所得税15%、住民税5%の全体では20%課税となっていますけれども、平成15年以降、譲渡益の税率が10%に軽減されております。こういった特例で平成20年度までの特例でありましたけれども、今回延長するというので、今回の税制改正では貯蓄から投資という政策目標を受けた軽減措置でありまして、目標の後退と受け取られるような措置は適当でないというような理由から平成21年まで1年間延長されたというものでございます。

この町の影響ですけれども、税率が抑えられておりますので、税収が減るということもありますけれども、制度延長で株式投資がふえることによって税の増加ということも考えられますので、プラスマイナス面については実際のところははかりかねます。

2番目ですけれども、その他の改正ということで、平成19年度から平成21年度の3年間にわたって適用されるバリアフリー改修に係る固定資産税の特例制度が設けられたという内容が大きいと思えます。これは高齢者等が居住する住宅について、補助金や介護保険の給付等を除いて30万円以上の自己負担によって手すりの取り付け等、浴室の改修などを行った場合に、翌年度の固定資産税を3分の1減額するというような制度でございますけれども、こういった制度によりまして、65歳以上の高齢者、障害者、要介護認定者等の方にとっては有利な制度ができたのではないかと考えられます。

次に、法人課税信託についての質問でございますけれども、信託法という法律が改正になりました。これによって新しい種類の信託が利用できるようになりました。この新しい法律ができることによりまして、新しい信託利益に対する課税の対応が必要になったということでございます。それで生まれた制度でございますけれども、信託ということで余りなじみのないことかもしれませんが、信託といえますのは金銭とか有価証券、不動産などの財産を財産の所有者が信頼できる相手に対して財産の管理・処分を委託することをいうものでございます。

例としまして、法人が本来行っている事業の一部門を切り離して、その部分を信託して、

その受益権がその法人の株主に交付された場合は、その信託財産に対しては法人税が課税できないこととなります。こういった場合、この信託を利用した租税を回避するという方法も考えられますので、受託者に対しても法人税課税をするという制度でございます。

法人株のない世帯には、個人が受託者となる場合にも法人と見なして課税するという制度でございます。

次に、第131条第5項の関係ですけれども、これは特別土地保有税の納税義務者に関する規定でございます。土地区画事業に関して事業の執行者が管理する保留地、予定地となる場合に、その組合員との契約が締結されまして、使用や収益ができることになったときを取得した日と見なして特別土地保有税を課するという内容でございます。契約の効力の発生日を政令の、こちらに規定しています令の第36条の2の4で決めておりますけれども、36の2の3の方で不動産取得税の納税義務がある住宅を購入して譲渡する場合の納税義務者を規定している条項がありますけれども、これが削除されたために1条繰り上がるという内容でございます。

次に、附則第10条の2の関係でございますけれども、これは新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けるための規定でございます。第4項の規定では、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災施設建築物に該当する家屋のことを指しております。

今回改正する部分の地方税法施行令附則第12条は、固定資産税の減額に関する特例の適用を受ける新築住宅の範囲を定めておりますけれども、その中の第23項では密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する防災施設建築物の中で適用する部分、細部を定めております。

第5項の方でございますけれども、これは耐震基準適合住宅の関係でございます。固定資産税の減額の規定の適用を受ける場合の内容を規定しているものでございます。その中の改正部分であります令附則第12条25項というものは、建築基準法に基づく基準であるということの規定しているものでございます。今回、固定資産税の減額特例を受ける新築住宅の範囲を規定している施行令附則第12条の改正がありまして、第22項に規定してございました共同住宅の関係が削除されましたので、第23項と第25項をそれぞれ1項ずつ繰り上げるための改正でございます。

次に、バリアフリーの改修の関係でございますけれども、この固定資産税の特例措置は、対象となる改修工事費が補助金を除きまして30万円以上かかる工事ということになっております。通常、補助金を利用することが多いと思いますので、約48万円以上の改修が該当すると考えられます。参考としまして調べました昨年度の例で見ますと、50万円以上のケースが約3件あったということでございます。ほとんどの例が費用15万円から30万円の改修だったということでございます。

次に、附則第17条の2の関係でございますけれども、これは優良宅地の造成等のために土

地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を受ける内容を規定したものでございます。

また、第3項はこの特例の適用除外となるものを規定しているものです。今回削除されます租税特別措置法の第36条の6は、特定の居住用財産の買いかえ及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例を規定しているものでございますけれども、この内容は適用期限が平成18年12月31日までとなっておりました。ただ租税特別措置法が改正されまして、この内容が3年間延長されることになりました。こういったこともあわせて、第36条の2から第36条の5までの内容が組みかえられた法改正が行われたということで、これにあわせて改正するものでございます。

次に、証券取引法の関係でございますけれども、これまで株式などの有価証券は証券取引法、それから金融先物取引は金融先物取引法など金融商品ごとに法律で定められていたものでございますけれども、これらをまとめて金融商品取引法に改正整備されたものでございます。これまでに問題となっておりました情報開示制度の整備とか、開示書類の虚偽記載や不公正取引などに対する罰則の強化が盛り込まれている内容でございます。こういった内容の改正があったということでございます。

次に、県民税と町民税の税率設定の関係でございますけれども、税源移譲が国庫補助負担金改革とあわせて行われております。国から地方への税源移譲するものであるということで、この国庫負担金改革における都道府県と市町村の影響額を基準として定められたものでございます。この移譲する前の都道府県と市町村の比率が41対59となっていたということでございます。これを基本に都道府県民税を4%、市町村民税を6%としたということで、この株式譲渡関係だけでは地方県民税の配分は同じ扱いとなっております。

それから、ベンチャー企業の関係の特例でございますけれども、当町には現在まで該当者はございません。

それから、附則第20条の4でございますけれども、これは租税条約の関係でございます、今回の第3項の中の改正は、所得税法における配当所得等の摘要期限が平成21年3月31日までに1年間延長されたことに伴って租税条約実施特例法の改正になったことから、条約適用配当等に課せられる特例税率の100分の3の適用期日を平成21年3月31日までにするという内容でございます。

あと最後ですけれども、附則20条に追加しました20条の5ですけれども、この規定も租税条例の関係でございます、住民税の納税義務者が租税条約の相手国の社会保障制度に対して支払った保険料について、地方税法第314条の2第1項第3号に規定する社会保険料と見なして総所得額から控除される規定が新たに設けられたという内容でございます。

町への影響につきましては、現在のところまだわかりません。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ほぼ予測していたとか教えていただいたとおりで認識を新たにしたわけですがけれども、一番この地方税法改正のもとになっている、最初に述べました金持ち、資産家優遇税制を温存あるいは延長なんですけれども、そういう点について、その改正に伴う改正で町の税条例を改正するわけですが、それで町への影響がどうなのかということが一番緊張して聞いていたわけですが、余りないというふうに受け取っていいでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） すみません。どの程度町に対して影響があるかということで、最初の株式の関係で説明させていただきましたけれども、これについては先ほど申し上げましたとおり、税率が抑えられることによって税収が減るということもあります。ただ制度延長によって株式投資がふえるというようなこともありますので、なかなかこれによってすぐどういう影響が出るかということは非常につかみかねているということをお願いするを得ないという状況でございます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 一番大きな影響が附則第19条の3のところだということで資料にも載っていましたが、今の上場株式等の利益に係る軽減ですね、20%を10%にするという、その優遇措置が延長になるということで、これからのことは数字を出せといってもそれは無理だというふうにわかりますけれども、このことで本来町が20%だったら受け取れる税金が、徴収できる税金がかなり半分に減る、半分以下ですかね。3%が、100分の3が1.8になるわけですね。この影響というのはかなり大きいんじゃないかと思うんですよ。具体的に数字でどれくらい何百万円くらいなのか、何千万円ということはないのでしょうか。計算したものが、過去の、例えば18年度ではどうなのかということはお出しできませんか。

議長（佐藤公敏君） 税務課長。

税務課長（柴田光章君） 参考となるものとして出ておりますのが、株主等譲渡所得割交付金というものがございまして、その金額でございます。平成18年度の見込額が258万7,000円、17年度には325万5,000円ということで、担当職員が試算したもので150万円程度のマイナスではないかというふうなことでございます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質問は既に3回になりましたので、質問を終わります。ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 承認第1号、専決処分した町税条例の一部改正をする条例に反対

の立場から討論を行います。

当条例改正を専決処分せざるを得なかったもととなる地方税法の改正は、第166国会最終間近い3月23日に自民、公明の賛成で成立したものです。

国の2007年度予算に関連した予算関連税制5法の1つに含まれるもので、経済界が強く求めていた取得初年度でも大幅な減価償却を可能とする減価償却制度の見直しなど、大企業への法人税減税を柱とした所得税法改正と並んで大金持ち、大資産家優遇措置の温存、延長が盛り込まれた地方税法の改正がもととなっており、文字どおり地方の税収や住民負担にかかわる税法改正が地方の議会で審議する機会も与えられずに、専決処分という方法しか選択できない状況で行われることに、地方分権とか地方の自立とか言っていることに反するものであることをまず最初に指摘するものです。

また、改正の中身への批判としては、質疑への先ほどの答弁でも明らかになったわけですが、多数の町民への減税のためではなくて、ほんのわずかな資産家、当町では推測できない状況ぐらいの人たちを優遇するために、例えば上場株式等の配当譲渡益課税の特例の延長では、本来なら20%課税なのに対して預金から株式投資への小泉改革の方針、貯蓄から投資への方針を受け継いで、今株式が1万8,000円台以上に上がっているということなんですけれども、それにもかかわらず、さらに10%への減税を延長する。そして、その上、地方への税源移譲などと言っているわけですが、国から地方へ税源移譲などと言っているんですけれども、町への割合を2%から1.8%に下げるなど、本来なら町に収納されるはずの貴重な町税が減額するということも明らかになりました。

唯一、町民に恩恵があるかと思われまます住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の特例措置の創設も、いろいろな制約に阻まれた狭き門ということで、一番大きな理由は、自己負担30万円以上というところで、大変昨年度の実績で見ても24件実施した中の3件しか該当しないだろうと思われるということで、その理由についての課長さんからの説明は、まさにこのことを示していると思います。

大金持ち、資産家優遇の税制改正の大半が、当町には該当なしというものであっても優遇税制と同時に行われた庶民の定率減税は、昨年半減、ことし6月からは完全に廃止という庶民に冷たい仕打ちの一方で、これで庶民から絞り上げた1兆7,000億円と言われる増収分がそっくり大企業、大資産家への減税、優遇税制減税による減税の穴埋めに回される、今の逆立ちした政治に対して庶民、とりわけ6月からの住民税、大增税や老年者控除の廃止など、悲鳴を上げている町民を代表する議員が先頭に立って国の政治を改めさせる、声を上げることが必要ですし、立候補時に訴えた公約を思い出しても、皆さんから賛同をいただける私の反対討論ではないかと思えます。議員の皆様方の良識ある判断を期待いたしまして、反対討論といたします。

議長（佐藤公敏君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。13番、中澤智義君。

13番（中澤智義君） 13番、中澤。

私は、承認第1号、専決処分した事件の承認について、賛成の立場から討論いたします。  
これは地方税の改正に基づく町条例の整備であり、適正に改正対応されていると考えます。  
よって、私は賛成いたします。

賛成討論終わります。

議長（佐藤公敏君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで討論を終わります。

これから承認第1号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立多数です。

したがって、承認第1号、専決処分した事件の承認について（川根本町税条例の一部を改正する条例について）は、承認することに決定いたしました。

#### 日程第8 議案第41号 川根本町いやしの里診療所条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第8、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定について、提案理由を申し上げます。

議案21ページをごらんください。

平成19年3月をもって、大石医院が閉院となることに伴い、町では、診療所再開に向けて県関係者を初め医師会など各方面から情報収集しながら、川根本町に来ていただける先生を探しました。

3月末に中部保健所から藤枝市立総合病院を退職された竹内先生を紹介されました。3月30日には先生に川根本町に出向いていただき、町を見ていただきました。

その結果、先生は地域医療に大変興味を持たれている方で、ぜひ川根本町で公設公営の診療所を行いたいとお返事をいただきました。

町としても、先生の意向を大切に、公設公営での診療所再開と医師の確保及び地域医療の充実を図るために、今回の条例制定をお願いするものです。

それでは、条文を追って説明させていただきます。

第1条は診療所設置目的を、第2条は診療所の名称及び位置を、第3条は診療所の円滑な運営を図るための運営委員会の設置を、第4条は診療所の業務を、第5条は診療所受付時間、診療時間及び休診日を、第6条は診療を受けられた者に対する使用料及び手数料を、第7条は使用料及び手数料の徴収を、第8条は使用料及び手数料の減額、減免または徴収猶予を、第9条の委任は条文の整理を行うものです。

以上、川根本町いやしの里診療所条例の制定について、提案理由の説明とさせていただきます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第41号は、第1常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定については、第1常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第42号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第9、議案第42号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第42号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

川根本町いやしの里診療所設置に伴い医師の処遇について報酬額を定めたものです。

まず、身分の取り扱いですが、7月1日で満65歳となり、週4日の診療形態から非常勤の嘱託医師として任命することが妥当であり、本人の意向も考慮し非常勤の嘱託医師とさせて

いただく予定でございます。

その報酬額を月額100万円以内とするものです。その算定基礎となったものは、市立島田市民病院代診業務が日額5万円、また藤枝市立総合病院の臨時医師が管理業務等で3万5,000円であることから、1日5万円とし週5日、月平均20日勤務とし月額100万円以内とさせていただきます。

去る5月28日報酬審議会を開催し、当面妥当な金額と考えますとの答申をいただいております。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第42号につきましては、さきに第1常任委員会に付託しました議案第41号の関連議案でありますので、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行いたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

#### 日程第10 議案第43号 川根本町職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第43号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第43号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

川根本町いやしの里診療所設置に伴い看護師を配置する予定ですが、該当する職務がありませんので、今回看護師の職務をそれぞれ別表の職務の級に追加したものです。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第43号につきましては、さきに第1常任委員会に付託

しました議案第41号の関連議案でありますので、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行いたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

#### 日程第11 議案第44号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第11、議案第44号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第44号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について説明いたします。

今回の改正案は、川根本町いやしの里診療所設置に伴いその運営予算を計上するに当たり改正をお願いするものです。

特別会計を設置し得る場合は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって歳出に充て一般会計と区分して経理する必要がある場合が考えられます。今回の診療所予算については、診療報酬等特定の歳入により運営していくものであり、その会計を明確にするために特別会計にするものです。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第44号につきましては、さきに第1常任委員会に付託しました議案第41号の関連議案でありますので、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行いたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第 1 2 議案第 4 5 号 川根本町営住宅管理条例の一部を改正する  
条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第12、議案第45号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第45号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは、入居者の公募方法と町営住宅設置について、改正をお願いしたいものです。

入居者の募集方法として5つの方法が挙げられ、そのうち2つ以上の方法により行うことが定められています。オフトーク通信については、旧中川根区域限定のものであり、旧本川根区域との情報提供に格差が生じ、公平性に欠けてしまいます。一方、町ホームページについては、インターネットが普及している中、町の施策としてさらなる充実を目指しているところであり、最新情報を常に提供できる等のメリットがあります。住宅困窮者本人を初め、親戚、知人からの検索も可能になり実効性のある公募方法として改正したいものです。

町営住宅の設置について別表で定めています。市町村例規準則では、名称及び位置の表記になっていますが、町の任意で施工年度、構造、床面積も表記しています。しかし、整備を継続している沢脇団地について、施工済みのものが未記載であり、解体撤去済みしたものが記載されているなど、条例と実情が一致していません。混乱を招く要因となってしまいます。また、位置の表示方法についても、整合性を欠いているところから、今回、市町村例規準則をもとに実情に即したように改正したいものです。

御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） オフトークをやめてホームページを新たに追加するということがすけれども、公募の方法で。オフトークをやめているお宅というか、入っていないお宅もかなり旧中川根の方ではふえているということも聞いていますので、これがサービス後退にすぐにつながるというふうには言えないかもしれないんですけども、じゃホームページがそんなに町内で普及しているのかということなかなかホームページの利用者も、私はちょっとわかりませんが、どうい状況でしょうか。通告を出しましたので、オフトークが現在使用している件数と、ホームページを利用されている方がどれくらいあると町は考えて、こういう改正をされるのかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） それでは、お答えいたします。

まず、オフトークに入っている件数でございます。現在、オフトークに加入している世帯であります。これは旧中川根区域の38%が加入しているということになります。

次に、ホームページの訪問者数でございますけれども、本年度に入りまして4月6日から6月12日までの68日間で1万2,443件、1日平均にしますと183件ということになります。また、見られたページ数の合計は5万4,981ページ、訪問者1人当たり4.4ページであります。

いずれにしましても、ホームページを検索し公募の状況を知り得る人がすべてではございません。その辺の事情を考慮いたしまして、町の広報誌、庁舎等への掲示、新聞チラシによる広告、回覧文書、そして今回のホームページを含めた5つの方法を挙げまして、そのうち2つ以上の方法により入居者の公募を行っているところであります。

さらに、町の広報誌6月号におきまして、ホームページに個人住宅情報、それから空き状況、入居者募集のお知らせ、申し込み資格などを掲載しておりますので、これを活用してくださいねというお知らせをいたしまして、またインターネットを利用しない、できない人も多数いるということから、電話で気軽に担当課の方へ問い合わせをしてください、また新聞折り込み用のチラシ、ホームページからプリントアウトした用紙を必要な方へは配布をいたしますよということを周知し万全を期しておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第45号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第45号、川根本町営住宅管理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第46号 川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を  
改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第13、議案第46号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第46号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例について説明いたします。

特定公共賃貸住宅の駐車場の使用については、町営住宅管理条例及び施行規則に準じ、慣例で行っているのみで、明文化されたものではありません。管理の適正化を目指し、町営住宅管理条例の例により、使用者の資格、使用者の申し込み及び決定、使用者の選考、使用料、使用料の変更、使用料の取り消し等及び準用について定めるものです。

また、条文整理も行いたいものです。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 第30条で駐車場使用者の資格というのを規定してあるわけですが、ここを見ますと、第1号のところ、入居者または同居者がみずから使用するため駐車場を必要としていることということで、みずからの駐車場としか規定されていないものですから、自分の家に来る、見えるお客さん用というか、その住宅に住まいをしておられる人たちを訪問する人たちの駐車場については料金はないでしょうけれども、整備してあるのかどうかお聞きします。

それから、駐車場の使用料を規定する、使用料と使い方を規定するというのが今度の改正の目的なんですけれども、この使用料を新たに取るということではないということを聞いたんですけれども、現在既に徴収をしているということで、町営住宅の条例には駐車場の管理規定が第5章で設けられているということで、資料をいただいていますけれども、この特定公共賃貸住宅の方では設けていなかったということが判明したので、今度新しいこういう条例制定をするのかどうか、そこのところを新たな住民負担にはならないという説明だったように思うんですけれども、確認をしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 建設課長。

建設課長（山本眞一君） それでは、お答えいたします。

駐車場の使用者の資格につきましては、第30条駐車場を使用する者の資格の条件を規定すべく今回提案をしておりますけれども、議員の申されましたように、1項1号に入居者または同居者がみずから使用するため駐車場を必要としていることと規定をしております。このため、入居者の方々の利便性の向上のため、駐車場を整備し使用を許可しているわけであり

ます。

特定公共賃貸住宅は5棟10戸ありまして、駐車場は15台分整備をしております。1戸で2台分の駐車場を申し込まれている方もいますので、その実情に応じまして抽選等により使用者を決定しております。そういったことで、不特定の来客者のために駐車場を確保しているということはありません。

それから、使用料を新たに取るのではない、住民負担にはならないかということでありましてけれども、そのとおりでございます。今まで町営住宅は規則の方で各住宅の使用料を定めておりましたけれども、特公賃の方にはありませんでした。これを全協でも申しあげましたように、料金徴収に当たりまして根拠がありませんと、こちらとしても問われたときに説明ができませんので、それを明確にすべく特公賃の場合は1団地のみでありますので、条例の方でうたわせて頂き、規則中で料金を規定したということで、御心配の住民負担にはつながらないと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第46号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、川根本町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第47号 川根本町消防団員等公務災害補償条例の  
一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第14、議案第47号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部

を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第47号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について説明いたします。

これは非常勤消防団員等が死亡し、負傷し、もしくは疾病等にかかった場合、扶養親族の補償基礎額の条文等を改正するものです。

第5条第3項中で扶養親族の「のうち2人まで」を削り、「それぞれ200円を」を「1人につき200円」とし、「その他の扶養親族については1人につき167円」を削るものです。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告したんですけれども、改正前と改正後の補償基礎額の違いについて、2号から5号、扶養親族ということですから、そこに該当する扶養家族が、4人いる場合でどういうふうに今回の改正で変わるのかを出していただきたいと思います。

それから、町長にお聞きするんですけれども、今度の改正についてどのように考えておられるのかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（筑地秀昭君） それでは、扶養親族4人がある場合の違いを示せということで御回答させていただきます。

まず、一般的に4人家族、配偶者がいて、児童生徒が3人いるという家庭で示したいと思います。まず、旧の今まででいきますと、配偶者は433円でございます。そして、2人までということで2人につき200円ということで400円になります。そして、それ以降については1人が167円ということで計1,000円になります。

今回の改正によりまして、配偶者1人につき433円、これは変わっておりません。次に、子供が3人おりますので、1人につきそれぞれということで3人掛ける200円ということで600円になります。計1,033円ということでその差額33円が増額になるということでございます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） こうした全国的な改正でございますので、それに準じることと、もう一つは、やはりこうした条例の整備はもちろんでございますけれども、県内でもあったように、こうしたことが起こらないように、やはりしっかり管理運営、あるいは出動態勢の整備を同時にしていかなきゃならん、そんなふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ただいま、さきに課長の説明で、2人以上扶養家族がいるときに1人につき33円ふえる改正ですね。

(「違う」の声あり)

11番(鈴木多津枝君) 違うと言うやじが出ていますけれども、しっかり聞きました。

結局、扶養親族が2人までは今までと変わりなくそれぞれ200円ずつなわけですよ。扶養親族3人目から今までは、改正前は1人につき167円だったのが、改正後はそれが200円になると、全員200円になるということで、だから3人目から1人につき33円ふえるんじゃないですかと聞いたんですけれども、違うというやじと私の言っているのとどちらが正しいと思われるか答弁をお願いいたします。それで、質問ですよ。違うという疑問が出きましたので、私はそうだと思ったんですけれども、それでそういう受け取り方でいいのかどうかということです。

それと、町長の答弁ですけれども、非常に優等生の答弁で、このような事態が起こらないように気をつけていきたいと、それは本当にそうだと思います。重大なことだと思います。でも、万一起きた場合の補償が、私がちょっと調べたところによりますと、私は扶養家族が妻以外に4人いる場合ということで調べたんですけれども、結局1日1人につき33円しか2人以上の扶養家族がいる場合にふえませんよという内容なんですね。そのことを受けて、町長は制度とそういう事態を起こさないことが町としては大事だという答弁はわかるわけですが、この今回の補償額、引き上げの額がこれが十分なものだというふうに考えられるのかどうか、大黒柱を万一失った場合に家族が安心して暮らせる額になるというふうにお考えかどうか、その基礎額、1日基礎額というのが、課長が示した例でどれくらいになるのかちょっとわかりませんので、わかったらそれも教えていただければありがたいんですけれども、町長にこれで十分な補償と考えるかどうかをお聞きいたします。

議長(佐藤公敏君) 町長。

町長(杉山嘉英君) 単純にこの金額だけを見れば、さまざまな考え方、足りない、あるいは制度的にはその他の制度の補完もあるだろうといういろいろな意見があるかと思えます。また、その補償を手厚くすればその負担というのもふえてくる。全国の消防団員にかかわる話でありますので、一概にこの金額だけで高い安いというのは言えないような、私は気がしております。ただ減らすではなくふえたということは、こうした実情にあわせてよりそれぞれの実態にあわせた改正がなされているというふうに私は受けとめております。

先ほど言いましたように、町としても近隣の事故を受けて出動態勢の再チェック、あるいは手続等を行っているところであり、こうしたことが起こらないように努めることも大事であると。全国的な制度でありますので、そうしたまた議論の中で現在の負担と給付のあり方も全国的な意味で議論することはそれぞれ必要ではないかと思っております。

議長(佐藤公敏君) 総務課長。

総務課長(筑地秀昭君) 私の説明がちょっと不足しておったかと思っておりますので、改めて先ほど御説明いたしましたのは、一応4人の家族、そのうち配偶者が1人いて、子供が3人ということでお話しさせていただきました。それで、そういうふうにした場合にその4人

家族の中で、新しい制度では1,033円になりますよと、それで旧の規則でいきますと4人家族では1,000円になりますよということで、ただこの4人家族に対して33円増額になりましたと、一般的な合計の数字を言ったわけでございます。

(「5人家族は」の声あり)

総務課長(筑地秀昭君) ごめんなさい。旧のやり方では子供につきましては2人までが200円という形で給付されておりましたですね。3人目以降は167円となっておりますね。それが全部200円になるということです。それが何人でも1人200円ということでございます。

議長(佐藤公敏君) ほかに質疑ありませんか。鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) ちょっと私が通告したのは、第1号は配偶者ですよ。だから、配偶者を除いて2号、3号、4号、5号に該当する子供とか、22歳未満の子供とか障害者とか高齢者とか、そういう人たちが4人いる場合、そういう扶養家族が4人いる場合で示してくださいというふうに通告を出したわけです。だけれども、課長さんがそこを扶養家族4人というところで配偶者も入れて4人と考えて勘違いをしたということなんだろうと思いますけれども、これは通告してないんですけれども、1日の補償基礎額というのは決して1,000円から1,033円に変わったわけではなくて、私は計算してないですけれども、私の例でよると1万1,767円が1万1,833円に、課長が出された例より1人扶養家族が多い場合ですけれども、33円の2人分、66円という額が本当に1日で補償基礎額に加算されるだけだということをおわかっていただきたかったわけです。

町長がこれで十分かどうかというふうな答えもありませんでしたけれども、負担と給付がという私が余り好きでない答弁がありましたけれども、もう一度町長にこういう金額を見て、町長はこれで十分と思われるか。負担と給付、確かに給付を厚くすれば、だれかがそれを負担しなければならない。消防団員ではないですね。皆さんの税金から負担がふえていきますよということですが、本当に危険な命の保障のない最前線に立って災害に対応する消防団員を確保、若い力を確保していかなければならないというときに、確実に安全が保障されているわけではない。万一のことがあるとき、この補償額で家族が本当に安心して暮らせる金額と思われるかどうか、その点を再度最後にもう一度聞きます。

議長(佐藤公敏君) 町長。

町長(杉山嘉英君) 消防団員の方々が自分たちの地域を守るということで、さまざまな危険も想定される現場で活躍していただいている、あるいはしていただかなきゃならないという状況は私も強く認識しております。

また、先ほど言ったように、我々はこうした地域の安全を守るために消防団、そうした以外にも常設消防の整備、あるいはさまざまなそうした自主防対策、いろいろなことに対しても、町民の税金をいただいて、それを使用しておりますので、特定の分野だけを取り上げて、それが安いか高いかという議論はなかなかできにくいというふうに思っている。もちろんこうした補償というのは高いにこしたことはないわけですが、そうした全体的なバラ

スと制度的な全国の制度との整合性とか、あるいは先ほど言いましたように、手厚くすれば負担もふえるというようなところも考えながら判断していかなくちゃならんかなというふうに思っております。

この部分で金額において高い安いというのはちょっと私も判断しかねるというか、ここで明言はできないと思う。ただし、消防団員というのは地域にとって大事な安全・安心のためのかねめでありますので、消防団員が活動しやすい条件というのは幅広く整備する必要があるだろうと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君の質問は既に3回になりましたので、質問を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

議案第47号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第47号、川根本町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで10時50分まで休憩といたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

議長（佐藤公敏君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

(第1号)

議長(佐藤公敏君) 日程第15、議案第48号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第48号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,060万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億4,060万1,000円としたいものです。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものです。

第3表では、地方債の借入限度額について補正したいものです。

今回の補正予算は、本年の9月から診療開始を目指しますいやしの里診療所特別会計繰出金、補助金・地方債による財源更正と、前年度の老人保健特別会計の一般会計繰出金の清算が主なものです。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の一般11ページをごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は66万5,000円の増額です。これは、本町の行財政改革推進のため行政改革推進委員会の開催回数の追加と職員研修における講師謝礼及び委員、講師の費用弁償経費と町の基金等の資金運用における資金管理運営委員会設置に伴う経費を計上するものです。

続いて、第2項企画費は22万8,000円の増額です。これは、福祉の外出支援サービス事業等を踏まえた地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保及び地域の実情に即した輸送サービスの充実、または旅客の利便の増進に必要な事項を協議するため、委員会を設置するものでその委員会運営経費を計上するものです。

第3款民生費、第1項社会福祉費は354万5,000円の減額です。これは、障害者自立支援給付費について、これまでは施設等から直接町に対して請求をいただいていたものが、国保連合会経由となることによる支払いシステムの導入に伴う経費128万1,000円の増額と、平成20年度からの後期高齢者医療制度に伴う電算システムについて、当初委託料で実施する予定であったものが、広域連合でのシステム導入の精査により、リース契約で実施することになったことに伴い、委託料から1年分の使用料へと変更による482万6,000円の減額に伴うものです。また、このリースにつきましては、平成24年度までの債務負担をお願いするものです。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は2,325万3000円の増額です。これは、いやしの里診療所開設に係る施設改修及び当初の運営費等への診療所特別会計への支援として繰出金を計上するものです。

第6款第1項農業費は、財源更正をお願いするもので、予算総額に変更はありません。こ

これは、当初農林業センター整備について合併特例債を予定しておりましたが、国の合併補助金が決定したことによるものです。

第8款土木費、第2項道路橋りょう費は財源更正をお願いするもので、予算総額に変更はありません。これは、川根寸又狭線が合併支援重点道路となり、合併特例債を借り入れることに伴うものです。

第10款第2項小学校費は財源更正をお願いするもので、予算総額に変更はありません。これは、当初南部小学校トイレ改修工事に3分の1補助の学校教育施設整備費等補助金を予定しておりましたが、国の合併補助金が決定したことによるものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は1,350万円の増額です。これは、合併市町村補助金の決定と、それに伴う関連事業の補助金である学校教育施設整備費等補助金の減額によるものです。

第14款県支出金、第2項県補助金は384万6,000円の減額です。これは、民生費の障害福祉推進基金事業費補助金の増額と市町村合併特別交付金の減額によるものです。この合併特別交付金は国の合併補助金の対象となった事業への充当分の減額です。

第17款繰入金、第1項特別会計繰入金は1,872万9,000円の増額です。これは、前年度の老人保健特別会計への一般会計繰出金について実績に基づき繰入金として清算するものです。

第2項基金繰入金は500万円の減額です。今回の補正による一般財源の調整として財政調整基金を減額し、補正後の繰入額を2億9,500万円とするものです。

第18款第1項繰越金は11万8,000円の増額です。前年度歳計剰余金の一部を追加補正するものです。

第20款町債、第1項町債は290万円の減額です。これは、国の合併補助金の決定に伴う減額と合併支援重点道路指定に伴う充当によるものです。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般15ページをごらんください。

平成20年度からの後期高齢者医療制度に伴う電算システム導入について、リース契約を締結できるよう債務負担行為を追加するものです。

第3表地方債補正については、一般16ページをごらんください。

合併特例事業債について、国の合併市町村補助金の決定に伴い、農業費への1,000万円の充当の減額と土木費において県が実施する合併支援道路整備事業への負担金に対する財源として710万円増額し、借入限度額を710万円に補正するものです。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第48号につきましては、さきに第1常任委員会に付託

しました議案第41号の関連議案でありますので、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行いたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)は、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第16 議案第49号 平成19年度川根本町老人保健特別会計  
補正予算(第1号)

議長(佐藤公敏君) 日程第16、議案第49号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第49号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)の概要について説明いたします。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,150万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億9,540万7,000円としたいものです。

これは、前年度の老人保健の実績に基づき支払基金交付金、国庫負担金、県負担金及び一般会計繰入金について清算するための補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出から説明させていただきます。

事項別明細の老保6ページをごらんください。

第2款第1項償還金は277万9,000円の増額です。これは、支払基金への精算における交付決定額に係る返還によるものです。

続いて、第2項繰出金は1,872万8,000円の増額です。これは、前年度の財源不足額について一般会計繰入金で対応したため、立替額を一般会計繰出金として返還するものです。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の老保5ページをごらんください。

第1款第1項支払基金交付金は7万円の増額です。審査支払い手数料交付金です。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は1,902万2,000円の増額です。

第3款県支出金、第1項県負担金は241万5,000円の増額です。それぞれ前年度の交付額が所要額に対し不足しているため、過年度分収入として計上するものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第49号につきましては、議案第48号の関連議案でありますので、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行いたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第17 議案第50号 平成19年度川根本町いやしの里診療所  
事業特別会計予算

議長（佐藤公敏君） 日程第17、議案第50号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第50号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算の概要について説明いたします。

いやしの里診療所事業特別会計の総額は、歳入歳出それぞれ3,880万円です。

歳入歳出予算書の項目ごとの区分の金額は、第1表のとおりであります。

それでは、項目別に歳出から説明させていただきます。

第1款総務費は3,264万2,000円です。主な内容としては、診療所の運営や施設の管理費です。今回は診療開始に向けた施設の改修費や機器の導入等の備品購入費が含まれております。その他経常的な医師の報酬、職員人件費、機器の保守等の費用です。

第2款医業費は600万7,000円です。診療に必要な医薬材料費、血液検査等の手数料を計上しております。

第3款一般会計繰出金は1,000円です。

第4款予備費は15万円です。

次に、歳入でございます。

第1款診療報酬は1,547万6,000円です。

第2款使用料及び手数料は6万9,000円です。

第3款繰入金は2,325万3,000円です。これは診療開始に向けた施設改修や備品等の購入費及び診療開始当初の資金支援のものです。

第4款諸収入は2,000円です。

以上が平成19年度いやしの里診療所事業特別会計予算の概要です。

よろしく御審議くださいますようお願いし、提案理由の説明といたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第50号につきましては、さきに第1常任委員会に付託しました議案第41号の関連議案でありますので、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行いたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は、質疑、討論、採決を本定例会の最終日に行うことに決定しました。

日程第18 議案第51号 工事請負契約の締結について（平成19年度田野口簡易水道施設整備工事（1工区））

議長（佐藤公敏君） 日程第18、議案第51号、工事請負契約の締結について（平成19年度田野口簡易水道施設整備工事（1工区））を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第51号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年度田野口簡易水道施設整備工事（1工区）の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月8日に5社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、株式会社梶山組が落札し、契約金額9,555万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成20年2月25日を予定しております。

以上、よろしくお願いたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第51号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日とし、本日、本会議終了後、全員協議会で協議することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、工事請負契約の締結について(平成19年度田野口簡易水道施設整備工事(1工区))は、質疑、討論、採決を本定例会の最終日とし、本日、本会議終了後、全員協議会で協議することに決定しました。

日程第19 議案第52号 工事請負契約の締結について(平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事)

議長(佐藤公敏君) 日程第19、議案第52号、工事請負契約の締結について(平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長(杉山嘉英君) 議案第52号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事の請負契約の議決を求めるものであります。

本工事につきましては、去る6月8日に6社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、有限会社川根工務店が落札し、契約金額8,085万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成20年2月28日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長(佐藤公敏君) 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第52号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日とし、本日、本会議終了後、全員協議会で協議することにしたいと思います。

御異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号、工事請負契約の締結について(平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事)は、質疑、討論、採決を本定例会の最終日とし、本日、本会議終了後、全員協議会で協議することに決定しました。

日程第20 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）

議長（佐藤公敏君） 日程第20、議案第53号、工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） 議案第53号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事の請負契約の議決を求めるものであります。本工事につきましては、去る6月8日に5社をもって指名競争入札を実施いたしました。

その結果、綿半インテック株式会社静岡支店が落札し、契約金額7,245万円で工事請負契約を締結しようとするものであります。

工期につきましては、議決の日の翌日から平成19年12月28日を予定しております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第53号につきましては、質疑、討論、採決を本定例会の最終日とし、本日、本会議終了後、全員協議会で協議することにしたいと思っております。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）は、質疑、討論、採決を本定例会の最終日とし、本日、本会議終了後、全員協議会で協議することに決定しました。

日程第21 静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

議長（佐藤公敏君） 日程第21、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙を行います。

広域連合議会議員につきましては、静岡県高齢者医療広域連合規約第7条第2項の規定により、町議会議員から4名を選出しておりましたが、3名の欠員が生じ、候補者が4名となったため、規約第9条第3項の規定により、今回選挙が行われるものです。

この選挙では、規約第8条第4項の規定により、すべての町議会の選挙における得票総数により当選人が決定されることとなりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行いません。有効投票のうち候補者の得票

数までを報告することになりますので、御承知おきください。

選挙は投票で行います。

議場の閉鎖を命じます。

( 議場閉鎖 )

議長(佐藤公敏君) ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条の規定により、立会人に3番、小藪侃一郎君、4番、原田全修君を指名します。

候補者名簿を配ります。

( 候補者名簿配付 )

議長(佐藤公敏君) 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長(佐藤公敏君) 配付漏れなしと認めます。

投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

( 投票用紙配付 )

議長(佐藤公敏君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長(佐藤公敏君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

( 投票箱点検 )

議長(佐藤公敏君) 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

( 点 呼 )

( 投 票 )

議長(佐藤公敏君) 投票漏れはありませんか。

( 「なし」の声あり )

議長(佐藤公敏君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、小藪侃一郎君及び4番、原田全修君、開票の立ち会いをお願いします。

( 開 票 )

議長(佐藤公敏君) 選挙結果を報告します。

投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。

有効投票のうち 杉山 勇君 13票  
森野善広君 1票

以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

( 議場閉鎖 )

#### 散 会

議長(佐藤公敏君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午前 11 時 17 分

## 平成19年第2回川根本町議会定例会会議録

### 議事日程(第2号)

平成19年6月15日(金)午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第41号 川根本町いやしの里診療所条例の制定について
- 日程第 3 議案第42号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第43号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第44号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第48号 平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第49号 平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第50号 平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算
- 日程第 9 議案第51号 工事請負契約の締結について  
(平成19年度田野口簡易水道施設整備工事(1工区))
- 日程第10 議案第52号 工事請負契約の締結について  
(平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事)
- 日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について  
(平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事)
- 日程第12 発議第 2号 大井川水系の井川・奥泉発電所の水利権更新に対する要望書の提出について
- 日程第13 川根本町議会議員派遣の件
- 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査の件

出席議員（14名）

1番	山本信之君	2番	中田隆幸君
3番	小藪侃一郎君	4番	原田全修君
5番	澤畑義照君	6番	杉本道生君
7番	高畑雅一君	8番	久野孝史君
9番	森照信君	10番	板谷信君
11番	鈴木多津枝君	12番	芹澤徳治君
13番	中澤智義君	14番	佐藤公敏君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	杉山嘉英君	副町長	澤本廣君
教育長	澤村迪男君	総務課長	筑地秀昭君
総合支所長 兼管理課長	藤田至君	企画環境課長	羽根田泰一君
企画観光課長	山田俊男君	税務課長	柴田光章君
健康増進課長	羽倉範行君	保健福祉課長	鈴木一男君
町民課長	西村太一君	住民課長	的場徹君
産業課長	岩田利文君	建設課長	山本眞一君
事業課長	中村裕君	会計管理者 兼出納室長	小坂進君
教育総務課長	小坂泰夫君	生涯学習課長	森下睦夫君
行財政改革 推進室長	森紀代志君		

事務局職員出席者

議会事務局長 大石守廣

開議 午前 9時00分

## 開 議

議長（佐藤公敏君） ただいまの出席議員は14名で定足数に達しておりますので、会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

なお、説明員は6月14日の日と同様ですので、御了承願います。

## 諸般の報告

議長（佐藤公敏君） 日程に入る前に、諸般の報告を行います。

6月14日には、本会議終了後、第1常任委員会を開催し、新規条例案を協議していただき、終日熱心に御審議をいただきました。まことにありがとうございました。

以上で諸般の報告を終わります。

## 日程第1 一般質問

議長（佐藤公敏君） 日程第1、一般質問を行います。

通告制により通告された質問者は、山本信之君、鈴木多津枝君、森照信君、板谷信君、原田全修君であります。順番に発言を許します。

再質問については、議会運営の申し合わせにより一問一答方式とします。なお、許された質問時間は30分ですので、的確に質問、答弁をするようお願いいたします。

山本信之君、発言を許します。1番、山本信之君。

1番（山本信之君） 1番、山本です。通告に基づきまして一般質問を行います。

北海道夕張市が財政破綻に陥り自主再建が困難なことから、国の管理下で再建を図る準用再建団体の道を選ぶことになった。自治体は、国の技術的な助言や指導を待つまでもなく、行財政改革には必死に取り組んでいるが、多くの自治体が財政破綻あるいは倒産に陥る危険性を持っている。国では自治体破綻法制の検討も進めているが、自治体はみずから破綻・倒産を回避するための取り組みを、これまで以上に行っていかなければならない。行財政改革は、時代の大きな変革期における自治体再構築のため、また自治体の財政再建と破綻、倒産状態にさせない実践である。

川根本町の行財政改革推進スタッフ室は、まさに必然として設けられたものと私は受け取っています。町の未来を左右する重要課題を推進する組織が総務課内の係、行財政改革推進

スタッフ室でいいのか。先日の全員協議会において町長から、行財政改革推進スタッフ室は町長直属の位置づけにあると説明があったが、組織上どういう位置づけか、室は独立の立場と聞くが課の中に課長は1人のはず。まして、現状では課の中の係。町長直属と言うにはほど遠く見える。口頭で説明を加えなければならない組織は住民にとってわかりにくい組織であり、役割を十分に発揮できるか疑問である。各課の調査や指示を与える任務に、権限もなくあやふやな位置づけでは統制ができるのか。

行財政改革推進スタッフ室は、組織上の位置づけが不確定のまま、課の設置条例の改正をしないまま、分掌規則の改正、分掌規則中、総務課内に新たに係として行財政改革推進室を加える。何とつけ焼き刃な感がする。組織の構造は、課題を解決するための基本的な達成手段を内容としていると私は思っています。町長にお伺いしたいと思います。

次に、川根地域に唯一の高校として存在する県立川根高等学校が、生徒数の減少により存続の危機感を募らせている中、地域の人たち及び同窓生が存続を願い働きかけています。このような状況の中、川根本町及び教育委員会として川根高校の存在をどのように受けとめ、また対応、支援を考えているのか。川根地域に唯一の高校として存在する川根高校においては、昭和41年の創立以来500人を超えた生徒数が、現在では237名まで激減しています。平成14年に始まりました川根地区の中高一貫教育は4年が経過しましたが、生徒数の減少は解消されず、平成18年度に至りましては川根地域4つの中学卒業生161人中、41%の67名しかなく、このような傾向が続けば川根高校の存続の危機もぬぐえません。川根高校は時間的・経済的負担の解消だけでなく、教育、文化、産業など、地域の活力の源として当地域にとりましてかけがえのない存在だと思えます。

このような状況のもと、川根高校同窓生が母校の存続を願い、何とかしなければと、昨年、同窓会主催による「地域の子供は地域が育てる」教育講演会を開催し、その後、川根地域の小学校・中学校・高校のPTA役員と同窓会の合同の会を設け、話し合う場を継続しています。なお、各方面での働きかけにより、19年度の入学者は54%になりました。学校側も先生初め生徒が一生懸命頑張った結果、昨年行いました高校総体カヌー競技大会において川根高校女子カヌー部が全国総合優勝を果たし、また、3年生の進路におきましても国公立の大学合格者が年々ふえ、就職においても川高生もぜひ必要ということで有名企業から多くの求人が来て、希望する職場に早くから決まりました。

私は、将来を担う子供たちが、安心して教育を受けられる場をなくしてはならないと思っております。町長、教育長にお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） ただいまの山本信之君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、山本議員の質問にお答えいたします。

大きく分けて2つございますので、まず最初に行政改革スタッフ室についての答弁をしたいと思っております。

川根本町における行政改革は、1、効率の高い行政運営の推進、1、新しい行政運営システム、例えば新公共経営システムへの取り組み、1、連携・協力による町民に開かれた行政、1、財政の健全化を基本方針に、平成22年度までの5年間を実施計画とした川根本町行政改革大綱及び実施計画を平成18年10月に策定し、今年度から具体的な実行年として取り組んでおります。

実施計画での取り組むべき項目として67項目、その目標効果額は3億1,200万円余としております。これまでの進捗状況は、推進体制の整備として、1、町職員で組織した作業部会の行財政事務改善委員会の設置、2、町幹部職員で組織し、行財政改革の具体的な実施と進行管理を行う行政改革推進本部を設置しました。これは、課長、局長、室長クラスで構成しております。また、それを補佐する、あるいはその上部組織として執行委員会を組織し、行政改革推進スタッフ並びに町長、副町長、総務課長で執行委員会を組織し、行政改革推進本部に提出案件等、あるいは進行管理を行っております。また、現在有識者で組織し、行政改革の進捗状況に対する確認と外部からの提言のために、行政改革推進委員会の設置に向けて準備を進めております。平成18年度における進捗状況では、65項目について検討または実施し、その効果額は目標額3,014万円に対し5,587万4,000円と、一定の効果을上げております。

さて、山本議員の御指摘の、行政改革を進める上での行政組織のあり方ですが、山本議員の御意見と同様に私も行政改革の必要性を認識し、不退転の覚悟で私自身が先頭に立ち取り組む考えで取り組んでまいりました。このため、具体的なスケジュールのもと行政改革の作業を進める行財政改革推進室を、この4月に設置いたしました。行財政改革推進室の行政組織上の位置づけは、総務課の課内室ですが、町職員の職の設置に関する規則の職階上最上位の参事を充て、事務事業に必要な職員数も確保したところであります。

行政組織の改編は、社会経済情勢の変化に対応し、新たな行政課題や住民の多用なニーズに即した施策を、総合的かつ機動的に展開できるよう見直しは必要と考えますが、合併2年目の現時点においては、現行の各課は必要なものと考えております。また、新たな課の設置は、効率の高い行政運営の推進を定めた行政改革大綱等の理念にも反するものと考えております。行政改革の事務事業を進める上での行財政改革推進室が必要とする各課の調査、指示についても、先ほど言いましたように課長、局長、室長クラスで構成する行政改革推進本部会議で、私が直接各課長に対して協力要請、指示をしているところであります。

また、進行管理は、先ほど言いましたように随時執行委員会を開き、進行管理あるいは課題の検討を行っているところであります。基本的には、昨年度編成しました川根本町行政改革大綱並びに実施計画を中心に、集中改革プランの進行を進めていきたいと考えております。また、こうした執行体制に関しては、行政改革推進本部が最高の推進期間と位置づけ、課長クラスあるいは局長クラスで編成する中で議論あるいは命令等指示を行っており、機能していると考えております。

一例ではありますが、昨年、財政係が中心となって事務を進めた町有財産有効活用検討委員会は、同じように課長、局長、室長クラスで編成し、年間を通じて委員会を活動して町有財産の有効活用を図ってきましたけれども、総務課の財政係という一つの位置づけではありませんでしたが、そうした推進活用検討委員会の随時開催で町有財産有効活用に大きな成果を上げたところであります。そうした、同じような形で進めてまいりたいと思います。事の重大性にかんがみ、先ほど言いましたように参事を充て、事務事業に必要な新たなスタッフも確保したところであります。

また、このことについては直接担当の室長から、教育長の答弁が終わったら現状について報告させていただきます。

それから、川根高校の存続についてであります。

川根高校については、御承知のとおり県の教育委員会の所管するところであり、断定的なことを申し上げる立場ではございませんが、施設所在地の長として、また学校後援会の会長を務めておりますので、この視点からお答えいたします。

議員の質問中の内容にありましたように、川根高校は昭和38年に県立藤枝東高校の川根分校として設置され、昭和41年には現行の県立川根高校となり、これまで40有余年、地域の子弟の高校進学率を飛躍的に押し上げるなど、地域の教育の拠点として大きな役割を果たしてきました。また、カヌー部や郷土芸能部などの活躍が目覚ましく、昨年、議員御指摘のとおりカヌー部は高校総体、国体で団体と個人での優勝や入賞など、全国に「川根」という名をとどろかせたことは記憶に新しいところであります。

議員御指摘の、連携中学からの川根高校への進学につきましては、残念ながら下流から上流への進学率は減少傾向にありますが、当町の本川根中学校、中川根中学校2校からの川根高校への進学率は、昨年は御指摘のとおり50%を割り込みましたが、例年60%を上回り、本年度における進学率は72.15%でありまして、これは川根高校や関係される皆様の努力の結果と理解しております。

平成17年度から10力年の県立高等学校第2次長期計画に位置づけられ、川根高校に平成10年度から組み入れられている中高一貫教育校は、高等学校の選択肢が限られている地域において生徒の多様な興味、関心、能力、適性、進路希望等に対応した教育課程を整備し、関係地域の人材育成を図ることを基本としております。川根本町及び川根町においても、川根地区中高一貫教育協議会を設置し、行政のかかわりとして地域内の小・中学校の教職員を対象とした研修会や生き方教育としての進路指導等、小・中・高が連携する地域の人づくり、豊かな学力部会、郷土愛部会の発表会、講演会など、直接また間接的な支援を行っているところであります。

私も川根高校の教育活動を後援し、施設整備の充実と教育効果の向上を図る学校後援会という立場で同校には足しげく通い、またいろいろな連携をとっておりますが、今後もそういった活動を通して地域の学校として生徒にとって魅力ある高校、そして良質で特色のある高

校となるよう、さらに支援を継続したいと考えております。中学卒業の生徒たちが地域の学校として魅力ある学校、あるいは川根高校で学びたいというような環境を、学校後援会会長として今後も学校・地域、さまざまな関係者と連携しながら、そうした状況をつくっていきたいと考えております。

また、川根本町のみではなく、先ほど言いましたように中高連携一貫している川根町とも連携がありますので、川根町と連携強化をするために、昨年度より川根町と本川根町の行政協議会で構成する川根地域振興協議会にも教育長の出席をお願いし、また昨年は川根高校の校長の出席等もお願いし、こうした連携強化を図っているところであります。

以上、私の方からの答弁は以上であります。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 山本議員の、静岡県立川根高等学校の生徒数が減少しているのので後が心配である。教育委員会としてはそのことをどうとらえ、どう対応するかに答えます。

教育委員会としましても、静岡県立川根高等学校はこの地になくてはならない大切な学校であると強く認識しております。そのような中、先ほども話題になりましたけれども、子供の数が大変減少している現実があります。かつては1学年の生徒数が180名を超えたころもあります。ここ数年は100名を切り、本年度の入学生は72名と聞いております。そんな中、平成19年度の入学生を見る限りにおいては、中川根中学校の生徒の69.2%、約7割、本川根中学校においては78%、約8割の子供が静岡県立川根高等学校に進学しています。この割合は、1中学校から1高等学校への進学率にすると大変高いものであります。これは、議員御指摘のとおり、同窓会を初め川根高校や保護者、地域の皆様の努力のたまものであります。

さて、先日行われた南麓祭文化祭の一般公開を、山本議員はごらんになってくださいました。ことに限ったことではありませんけれども、高等学校の文化祭に中学生が支援する姿は、公立学校においてはどこでも見られるものではないと思います。まして、中学生と高校生が合同練習を積み重ね、舞台上で合同演奏をすることなど他校においては例を見ないものであります。先輩を前にした中学生の真剣な姿、後輩に温かなまなざしと拍手を送る高校生、このような生の姿を多くの皆様に見ていただきたいと思います。見ていただけたら、中高一貫教育の成果と子供の頑張りを具体として理解していただけたらと思います。その理解を周りに広めていただくことの積み重ねが、静岡県立川根高等学校のよさを多くの方々に感じ取っていただくことになり、このことが川根高等学校の今後の方向を握るかぎだと確信します。教育委員会としましても、現状の維持発展ができるよう、各種会議の折などに働きかけをしていく所存であります。支援については、町長からする説明したとおりです。

終わります。

議長（佐藤公敏君） 行財政改革推進室長。

行財政改革推進室長（森 紀代志君） それでは、山本議員への答弁を申し上げます。行財政改革推進室として、議員には推進室の存在を意識していただきまして、大変感謝申し上げます。

ます。

さて、推進室として現状を踏まえ、答弁したいと思います。

行政改革のさなかの体制で課を増設するというのは、行政改革の意志に反することになるかと、そんなふうに感じております。そして、業務が行財政の改革となれば、組織上総務課内に籍を置くことも適切な対応かと考えております。現在、私を含む3名のスタッフで業務を遂行しているところですが、行財政改革推進室本部が既に稼働しており、第2回の会議を開催したところであります。その本部の補完的委員会として任意の行財政改革推進執行委員会なるものを設置しております。本部会では、本部長から各課に対し、推進室への調査等の協力を要請し、行政改革実施計画の平成18年度取り組み状況の報告など、既に協力が始まっております。

各課それぞれの業務で多忙な中の対応ですので、過重な労力を強いることとなることも予想されます。時には強力な要請が要求されることも考えられます。そのようなことから、行財政改革推進室としては調査権と指示権が有効に働くことが条件かと思っております。その折には、十分組織が機能すると考えております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 山本信之君、再質問を許します。山本信之君。

1番（山本信之君） 山本です。

行財政改革のスムーズな推進が図られるためにも明確な位置づけをして、しっかりと足を地につけ、組織してと思う。私は、早急な課の編成上の改正を実施してほしいと、町長に、そういう気持ちをお伺いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） それでは、山本議員の再質問にお答えいたします。

先ほど答弁で言いましたように、行政改革推進本部を設置し、その中で全庁挙げてこの改革に取り組んでおります。また、その基本となる集中改革プランも編成済みでありますので、それにのっとりながら、また時代あるいは年度の進行に伴い、その集中改革プランを修正、変更しながら、より適切な行政改革を進めてまいりたいと考えております。また、推進本部で全庁挙げて最高の責任者である私から、あるいは、またそれぞれの担当課長に指示を出しておりますので、そうした事務の遂行上には、現時点では問題はないと考えております。

また、そうした流れも、全庁的な合意形成を図るために随時執行委員会等も開いていながら、行政の主たる総務課との連携も図りながら、そして、各課に指示をしているところであります。また、庁内すべてパソコンでつながっておりますので、そうした指示も庁内に流しておりますので、こうした体制で現時点でも事務が滞りなく遂行しております。今後とも、この体制で、要するに結果を出すことが大事ではないかと、そんなふうと考えております。19年度の取り組みをしっかりとすることによって、町民に理解できる行政改革の推進としていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 山本信之君。

1番（山本信之君） 山本です。

課として機能及び組織における位置づけは、私は早急に課編成上の改正を実施してほしいと。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） それは、行政改革のスタッフ室の問題に限ったことではございませんけれども、現在、行政集中改革プランとともに定員管理計画等も編成し、今後の川根本町の行財政事情に合った定員管理もしていかなければならないと考えております。そうした場合、今後、この厳しい財政状況を乗り切るためには、やはり適正な財政規模あるいは地域の実情に合った定員管理をしていかなければならないと考えておりますので、やはり、課のあり方、組織のあり方についても、今後現状を維持するという状況にはないと考えております。

したがって、新しい課を設置するという事は、それがどうしても必要な場合とは、今後の検討課題ではありますけれども、現時点では仮に課をつくったとしても、具体的な推進は行政改革推進本部の席上で行うことになるかと考え、現時点では課をつくる必要はないと考えております。

議長（佐藤公敏君） 山本信之君。

1番（山本信之君） 山本です。

1つは終わります。

次に、川根高校設立時に尽力された先輩たちの努力、苦勞を顧みていただき、いま一度川根高校の必要性を考えてほしいと思います。自治体の協力を得て地域の特色を生かし、地域に開かれた魅力ある学校づくりを支援し、川根高校の存続を願ってやみません。具体的に考え方、方向づけを示してほしいと思います。これは町長と教育長に伺いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど答弁したように、川根高校は川根地域唯一の高校であります。行政として、あるいはそこに住む住民の一人として、川根高校の存続あるいは発展というのは、皆さんと同じように私も強く願っております。

私も、去年のPTAが主催された教育講演会にも出席させていただきました。そのときに、安心院高校のPTA会長の荒金さんがおっしゃったように、地域の子供は地域全体で育てるんだと。そういった強い地域の思いが学校の発展を促すんだと。そして、やはり私も、今、議員がおっしゃったように、つくるときの苦勞を比べれば存続できないわけがないという強い決意を述べられたのが記憶に新しいところであります。そういった観点で、やはり地域全体でさまざまな立場で応援をしていく、そういった体制をつくっていくことが大事ではないか。例えば、それぞれがやるべきことをやっていく。あるいは、それぞれが連携しながら一つの共通目的に向かって努力していく。そういう体制を現在もとっておりますけれども、それを強化することが必要ではないかと思っております。行政だけでも限られておりますし、

またPTAだけでも限られております。また、小・中学校だけの力でも足りないと思いますので、地域全体で取り組むことが大事なかと、そんなふうに思っております。

また、行政がやるべき支援として、例えばお金で済む話ではございませんけれども、学校の施設整備あるいは部活動の推進等を通じて、魅力ある学校づくりにも貢献できるのではないかと、名称はさまざまでありますけれども、補助金等を川根高校にも、厳しい財源の中でも支出させていただいておりますし、今後ともそうした合併等によってさまざまな自治体の再編があっても、地元自治体としての責任は果たしていかなければならない、そんなふうに考えております。もちろん、さまざまなスポーツ分野あるいは文化・芸能分野、資金の用途の絞り込みというのは必要かと思っておりますけれども、こうした川根高校の重要性をかんがみれば、そこに資金的な意味でも支援を続けることは必要ではないか。また、人的な意味、あるいはそうした連携というものの一つの中心的な存在として行政の役割もしていかなければならない。その一つの役目として、学校後援会等があるかと思っておりますので、そういった場でも積極的な発言、行動を提言していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 教育長。

教育長（澤村迪男君） 議員のお話にもあるように、大変川根高校の存在というのは大きなものでありまして、それに対して、我々も先ほどの答弁の中で答えたように、できる限りの支援をしようと努力しております。具体的には、小・中学校を通しての支援であり、場合によっては県の教育委員会サイドへの働きかけであり、そういうものをして、本当にこの地になくはない学校でありますので、同窓会もそうですし、地域の皆さんもそうだし、こういう我々の立場でも、みんなが力を合わせて何とかいつまでも存続できるような働きかけをして、力を合わせていかなければならないなと思っておりますので、よろしく願います。

以上でございます。

議長（佐藤公敏君） 山本信之君。

1番（山本信之君） 終わります。

議長（佐藤公敏君） これで山本信之君の一般質問を終わります。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） おはようございます。日本共産党の鈴木多津枝でございます。通告に基づきまして一般質問を行います。

1年に1度しかない新茶の収穫が終わりました。町長みずから陣頭指揮をとられ、担当課の職員を総動員されて取り組んだお茶の品評会では、煎茶の部で川根本町が上位を占め、総なめという好成績を新聞で見ましたけれど、町全体的には、みる芽摘採の指導が徹底して収穫量が大幅に減少し、良質なお茶がとれた割には価格も上がっていないなど、生産農家に厳しい状況が伝えられています。

高齢者には老年者控除の廃止などの年金課税の強化が繰り返し行われ、6月からの住民税

大増税など、老いも若きも一網打尽の負担増に多くの町民が不安や怒りを募らせています。一方、未曾有の好景気が続く大企業や大銀行には、もうけが大きいほど恩恵が出る優遇税制が温存されて格差がますます拡大し、貧困の定着化が一層進んでいると伝えられます。

先日、生活保護水準以下の収入の家庭が全国平均で10軒に1軒ある、全国では400万世帯に達すると報じられました。もともと所得水準が低い当町に当てはめれば、この率でいけば約300世帯ぐらいになると思われましても、高齢化率が高く、所得水準も低い当町ではそんな数字では済まないでしょう。かつて町民の閉塞感を払拭するために合併は避けられないと言われた町長ですが、住民を守る行政の役割が今ほど求められているときはないと思います。旧本川根の住民からは、対等合併など言葉だけで国保税やごみ袋代など値上げして、バスも福祉タクシーも、一つの町になったのにいまだにやってくれない。本川根側に落ちる事業は減らされて職場も減らされ、商店の売り上げも減り、若い人がいらなくなって出ていき、ますます過疎になっている。もう一度別れてもとに戻れないかなどの声が寄せられています。

静岡新聞に、当町の住民1人当たりの借金残高は県下で一番多いと報道され、夕張市のように財政破綻するのではないかと不安を募らせる町民の方々に対して、だから、負担の公平だなどと我慢を押しつける一方で、どこの自治体でもやっていない合併特例債を借り入れての10億円もの基金造成を、また財政の硬直化をさらに進め、外国投資などマネーゲームに手を伸ばすなど、自治体の本旨を忘れているとしか思えない町長に対して、真に高齢者や庶民を守るお考えがあるのか、お聞きいたします。

まず最初に、6月から数倍になったと悲鳴が上がっている町民税増税の影響についてです。箇条的に通告どおり述べていきます。

- 1、2007年の個人住民税は2006年度に比べてどれだけ増税になっていますか。
- 2、増税になる人の人数や納税義務者の中で占める比率はどうか。
- 3、そのうち税源移譲による増収分、定率減税廃止による増収分、個人の所得の伸びによる増収分は、それぞれ幾らですか。
- 4、この間、住民から寄せられた苦情や相談の件数と主な内容はどのようなものがありますか。
- 5、住民税増収分を、私は町民の負担軽減や子育て支援など暮らしの応援に使うべきと思いますが、町長の考えはいかがですか。
- 6、住民税の増税が介護保険料や国保税、保育料など率が上がらなくても連動してふえる人が出るようなことはありませんか。そのほかにも、サービスやその自己負担などに影響が出るものはありますか。

次に、乳幼児医療費補助を小学校卒業までのすべての子供に拡充することを、再度町長に求める質問です。

これまで議会のたびに取り上げてきましたが、町長は「乳幼児医療費補助だけが子育て支

援ではない。当町には島田市に負けない子育てしやすい環境がある」と繰り返し、また、3月議会では、「有効な子育て支援の一つだが、財源も要することなので全町民の合意が必要」と、幾分やわらぐ答弁となりましたが、全町民の合意とは署名を集めれば認めるのかとの質問に対して、「そういうことではない。町の方針として委員会での検討が必要」との答弁でした。実現に向けた取り組みの目安として通告しました次の5点について、お答えを願います。

1、過去5年間の補助額と県・町の負担額の推移について。

2、小学校卒業までの補助に必要な額の試算について。

3、所得制限対象になっておられる補助を受けられない世帯と子供の人数、補助対象にするために必要な額について。

4、医療機関での支払い窓口で補助対象者と所得制限対象者はどのように見分けられるのか。

5、全町民の合意とはどのように図る考えなのか。

6、町の方針として委員会での検討が必要との答弁でしたが、近隣の市町との格差について委員会ではどのように話し合われていますか。

通告時点では、島田市では18年度より小学校3年生まで対象を引き上げ、所得制限も廃止し、川根町でも9月から島田市に合わせて小学校3年生まで拡充すると聞いていました。よそよりも進んだ子育て支援で若い人の定住を促進する考えはありませんかと通告しましたが、昨日14日付の静岡新聞に、13日の島田市6月定例会で、若い子育て世帯の経済的負担軽減のため来年度から小学校6年生まで拡大する方向で検討に入ると、市長が一般質問に答えた旨、載っていました。この場に及んで、よそより進んだ補助の拡充とは申しません。せめて生活圏の境のない島田市同様補助を拡充して子育て世代を励ます考えはないか、再度伺います。

3番目は、町長が過去の答弁で、19年度以降に各小学校区に放課後学童クラブを設置する旨述べられていますが、実施の見通しについて伺います。

また島田市を引き合いにしますけれども、これも1カ月ほど前に市の担当課に電話で聞いたものですが、公設民営10カ所、民設民営3カ所の放課後学童クラブがあり、うち1カ所で土曜児童クラブを開設し、働く親の帰りを待つ子供の支援をしているとの説明でした。ところが、これも13日の島田市議会で、さらに放課後学童クラブについても既設13クラブのうち12カ所は定員設定があり、うち8カ所が定員をオーバーしており、バスの運行による移動放課後児童クラブの実施も視野に入れて、クラブがない小学校に新しい施設を整備するかわりに、児童を既存の公共施設にバスで運ぶ方式に変更が可能か検討するなどという考えが示されてありました。

学童クラブは、働くお母さんたちの支えであり、子供の健やかな成長を守る自治体の責務だと思います。町長が安心して子育てできる環境の整備を本当に必要だと思われるのであれば、ぜひ実現を図られるよう取り組んでいただきたいと思いますけれども、町長のお答えをお

願いいたします。

4番目に、後期高齢者医療制度について伺います。

75歳以上のすべての高齢者を対象として来年4月から始まる新たな医療制度で、医療費の1割を75歳以上の高齢者から保険料として重い負担を強いるものとの批判が全国に上がっています。全国の医療関係者、高齢者団体などからも心配の声が上がっているものです。県を単位として運営する広域連合の組合議会で議員の数を少なく、各自治体議会からの代表者もなかなか送れない、当事者である高齢者の意見は全く入らない組織であり、こういう問題が指摘されていますけれども、いまだに運営の中身は明らかになっていません。そこで、今の時点でわかること、問題と思われることについて、町長の認識を伺います。

1、保険料は幾らくらいと見込まれますか。

2、低所得者への負担軽減や減免制度はどのようになっていますか。

3、滞納者には国保同様に一たんは医療費を全額窓口で支払わせる資格証明書の発行や、分納に応じた人には短期被保険者証を発行するなどの罰則が規定されていますが、国保では高齢者への罰則は行ってはならないとされています。この制度では、まさに高齢者への罰則を設け、医療を受けることができない高齢者が出かねない、人道に反する制度となっています。町長は、こういう事態が起きかねないことをどのように考えておられますか。

4、この制度で住民、とりわけ対象となる高齢者本人へのこの制度の周知をどのように図るお考えですか。

5、町長は、この制度の利点を何と考えておられるか伺います。

最後に、5点目の質問ですが、来年7月に迫っている井川・奥泉発電所の30年目の水利権更新に向けた大井川の再生のための取り組みの進捗状況について伺います。また、2005年12月に行われた田代第2発電所の水利権更新で得た成果について、大井川全川を見据えた科学的な根拠を持った維持流量が設定されたにもかかわらず、中電の減水区間は次のダムまでとの主張で設けられた還元量というものによって、水量の少ない冬場以外はほとんど本川の水量はふえていない実態を踏まえて、大井川の流量改善にどう影響し、今後の交渉にどう生かす考えか。私は一日も早く国や県に対して田代の水利権更新時同様、中電を入れた交渉を公開で開くよう強く要望すべきと考えますが、町長の意見をお伺いします。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの鈴木多津枝君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、鈴木議員の質問に順を追ってお答えをいたします。

住民税の関係でございます。

住民税の増額は、税源移譲によるもの、定率減税の廃止によるもの、老年者非課税制度の廃止によるものの3つの影響が考えられます。大きな税制改革で、住民の方にも御理解していただかなければならない内容であることから、国や県では新聞を初めとするメディアの利

用やリーフレットの作成などにより周知を図っております。また、当町でも通知書に説明しおりに入れたほか、町のホームページや広報紙でお知らせをしております。現在、本年度の住民税の算定をし、納付書を発送した段階でありまして、昨年との比較データについて現時点での把握はできませんので、予算ベースのお答えとさせていただきます。

まず最初の質問で、本年の個人住民税は昨年に比べてどれだけ増税になっているかということですが、約9,620万円の増加を見込んでおります。なお、法人住民税は約700万円の減、したがって、住民税全体では8,920万円の増額を見込んでおります。

2つ目の、増税となる人数や納税義務者の中で占める比率はどうかということですが、約3,800人、約99%の方が増税と見込まれております。

3つ目の、そのうち税源移譲による増収分、定率減税の廃止による増収分、個人の所得の伸びによる増収分は幾らかという質問ですが、税源移譲分が約8,900万円、定率減税や老年者非課税制度の廃止分などが約720万円と試算しております。個人の所得の伸びについては把握できませんので、当初予算では特に見込んでおりません。

4つ目の、住民から寄せられた苦情や相談の件数、主な内容はどういう質問ですが、住民税の納付書がお宅に届いたと思われる6月11日から問い合わせがあり、14日、昨日までの状況ですが、電話が11件、窓口での問い合わせが5件ありました。住民税が上がった内容について確認したいという内容がほとんどで、税源移譲や定率減税、老年者非課税制度の廃止について説明し、御理解をいただいている状況です。

5つ目の、住民税の増収分を町民の負担軽減や子育て支援など暮らし応援に使うべきだが、どのように考えているかという質問であります。税源移譲については、地方自治体の自主性を高め、身近な行政サービスを行うために設けられた措置であることから、この目的に沿って総合的に考え、有効利用を図っていくことが必要であると思えます。

最後の質問、住民税の増税がその他の料金に連動しないかということでもありますけれども、介護保険料については町民税の課税の有無により課税額が決定されることから、昨年の段階で激減緩和措置を講じることにより、昨年度と本年度については減額されております。国民健康保険税では、策定の基本となるものが住民税額ではなく総所得金額であることから、税制改正による影響は生じておりません。保育料は、この制度改正に合わせて保育料の税額が上昇することのないよう、今年度の保育料の区分の方を変更して、既に対処しております。

恒例の乳幼児医療の話でありますけれども、乳幼児医療補助の過去5年間の補助額と県・町の負担額の推移ですが、乳幼児医療費に係る給付額は、平成14年度1,067万8,000円、15年度1,371万9,000円、平成16年度1,158万1,000円、平成17年度956万1,000円、平成18年度は1,066万9,000円であります。このうち、県補助金は入院・通院、年齢により補助率は違いますが、約25%に相当する額が補助金として交付されております。小学校に拡大した場合は、年間600万円程度が必要と思われれます。

次に、所得制限対象世帯は6世帯、対象児童数6名、所得制限を外した場合、約35万円が

必要と思われます。

次に、確認は、乳幼児医療受給者証の提示により対象者を把握するものです。

5の合意というのは、さまざまな行政改革、そういったものを進める中で全町的な合意が必要ではないか。優先順位あるいは重点項目といった分野での合意、そしてどうした施策を展開しているか、そういった各段階での合意が必要ではないかと私は考えております。

より進んだ子育て支援で、若い人の定住を促進する考えはないかということでありまして、前から申し上げているように、医療費の補助拡大だけで若い人がふえることはないと考えております。安心して子育てができる当地域の環境や条件、そうしたものを生かした環境づくり、住宅問題、医療、福祉、交通、就労の場など、総合的な対策が必要と考えております。前回の議会で申し上げたように、そのPR効果としては医療費の補助というのは大きなものがあるかと考えております。

次に、放課後児童クラブの件であります。私が過去の議会で答弁したのは、文部省と厚生労働省が放課後対策事業として、放課後子どもプランの作成ということ念頭に置いて発言しておりますので、現時点では放課後子ども教室の推進事業というような意味合いで考えております。それに沿ってお答えをさせていただきます。また、後ほどの再質問で調整をしていただきたいと思います。

いわゆる教育委員会で実施している地域子ども教室について、現在、国の事業としては放課後子ども教室推進事業となっていると思います。町内の2小学校において、昨年については9月から翌年の2月を利用して実施しております。水曜日の放課後1時間を実施しております。中央小学校、これは平成16年度から開始、また南部小学校において平成17年度から開始しております。また、今後の展開でありますけれども、地域子ども教室の今後の取り組みであります。未実施である第一小学校及び本川根小学校については、実施場所を小学校内と想定しておりますので、学校との調整、地域の皆様方のご協力等も確認しながら、ボランティアや必要人員の確保等実施に向けた調整を実施し、開始時期は未定であります。試行的に本年度実施できればと考えております。

国保年金関係、広域連合の関係の御質問であります。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会において、今後保険料賦課割合等を決定していくことになり、広域連合ごとに保険料は条例で定められていきます。居住する市町村を問わず、均一な基準に基づく保険料となります。ただし、前回も説明したように、離島等の地域については、医療の提供が身近で行える地域に住んでいる後期高齢者と同じ水準の保険料とすることに関しては、やや不適切な面も見られることから、離島等の地域については不均一保険料が認められています。また、県平均と比較して一定以上医療費が低い地域については、施行日から6年以内において県広域連合の条例で定める期間に限り不均一保険料を認めるということもあります。その不均一料金に要する費用については公費により支援されます。詳細は、各広域連合が条例で決めていくと考えております。

現段階では、賦課割合が決定されていないと、均一保険料もまた不均一保険料の対象となった際も、均一保険料との差額が幾らなのかという予測はできない段階ではありますが、現在のところ広域連合では10月2日に担当課長会議において料率が示され、その後、検討された後、11月9日に予定される広域連合議会において保険料が決定されることとなっております。また、厚生労働省は、保険事業や財政安定化基金の保険料算定に必要な要件も含めた試算の参考例を、夏をめどに示すこととされております。

低所得者の負担軽減、減免制度ということでもありますけれども、現行の国保と同じく後期高齢者医療制度についても、低所得者に対する保険料負担軽減措置が設けられることで整備する方向であります。現在、各市町の減免制度について調べている段階であり、県内の減免基準を平均化し、広域連合内で統一した減免基準を定めるよう調整中であります。

資格証明、短期保険証発行であります。短期保険証については、被保険者間の負担の公平化を図るために保険料滞納者と接触し、窓口での保険料納付を直接働きかける機会も必要と考えますので、今後ともこれは必要なものと考えております。また、資格証明書は、現在の考えでは、滞納発生後1年を経過した滞納者に対して、特別な事情がない限り国保同様被保険者証の返還を求め、資格証明の交付を行うとしております。どのような条項を特別の事情と扱うのか、現在調整中と聞いております。

周知徹底でございますけれども、新たな制度でありますので、現在、今年でありますけれども平成19年10月、平成20年1月、3月の3回、町の広報紙で記事を掲載する予定であります。これは全県下一斉であります。また、ことしの秋ごろチラシを作成し、各戸に配布する予定と聞いております。また、当然ポスターあるいはさまざまなメディアを使つての広報もしていくという方針であります。

利点は、負担と支給の区別が明確になるということ。そして、少子・高齢化の進行にあつては国保皆保険制度を健全に維持することができるということを全体的なメリットと受けとめております。また、当町のような小さな町村にとっては、より財政の安定化が図れるというふうに考えております。もちろん、減免措置等のバランスもありますけれども、こうした高齢化の進行の中で財政の安定化、あるいは制度自体の安定化というのも大事なことはないかと考えております。

最後の質問であります。大井川の流況改善であります。

平成20年7月に水利権更新を迎えますのは、静岡市内の井川発電所と本町の奥泉市代にあります奥泉発電所の2カ所でございます。

井川発電所は、昭和32年9月に運転を開始し、井川ダムを貯水施設とし、昭和53年の前回更新から30年ぶりの更新を迎えます。奥泉発電所は、昭和31年1月に運転を開始し、奥泉ダム、関の沢堰堤、栗代堰堤を貯水施設とし、以下同様30年ぶりに更新を迎えます。現在、いずれのダム堰堤にも義務放流量の規定はございません。

川根本町としましては、大井川の流況、水質改善を推進する上で今回の水利権更新を絶好

の機会ととらえ、本町の当面の重要課題であるとの認識のもと平成18年度中に内部の調整会議を重ね、また議会にもお知らせし、中部電力に対する川根本町の要望書を取りまとめたところであります。

内容については既に御承知だと思いますが、2発電所の利水における減水区間のみを目を向けるものではなく、大井川全川の流況改善を要望し、具体的な維持流量を、前回田代川発電所の水利権更新の際、大井川水利流量調整会議において最大限尊重したデータを根拠に、魚類の生息に必要な流量、景観のために必要な流量、河川利用のために必要な流量を全川において最大の値を比流量で出し、その地点での流域面積に乗じた数字を要望しております。具体的には、大井川ダム直下、これは奥泉発電所直下のダムですが、冬場3.9トン、夏場9.8トンを要望数字としております。2点目としては、特に大井川ダムから八木キャンプ場周辺までの区間の濁水について、今回の更新に合わせ、早急にその原因と改善策を示していただくこと。そして、3点目として、許可期限を10年間とすることなどが主な内容であります。

以上の要望を、1月24日の議会全員協議会で説明させていただき、その後、大井川を再生する会の会員の皆様、区長会の席上でも説明をさせていただいたところであります。

また、この件につきましては、流域3市3町で構成する「大井川の清流を守る研究協議会」としての活動にも大きく影響いたしますので、中部電力へ要望する前に各市町へ、川根本町としての要望を中電に提出すること、また、その要望書を送っており、了解を得たところあります。その後、本年3月28日に中部電力静岡支店へ要望書を提出してまいりました。行政機関へは、国土交通省静岡河川事務所長、静岡県建設部長初め河川担当者へ要望書を提出した旨の報告と要望を口頭で説明しております。

その後であります、去る5月28日に中部電力静岡支店長とお会いしまして、現在の対応状況と考えを聞くため会議を持ちました。その結果についてですが、国のガイドラインを遵守した上での減水区間の考え方、とらえ方にお互いのずれが生じている認識を持ったところあります。具体的には、奥泉ダム直下流を減水区間ととらえる中部電力の考え方と、全川を減水区間と考える川根本町の考えに大きなずれがあると認識しております。

また、先ほど申しましたが、大井川の環境保全について共通の目的を持っている「大井川の清流を守る研究協議会」の今年度の総会が6月18日に開催されます。3市3町の首長、議長が委員であり、今回全員が一堂に会しますので、その場において今までの経過と中電の現在の考え方などを報告し、今年度事業として流域全体の問題として今後の活動の足並みをそろえていけるよう御理解を得たいと考えております。

平成17年12月に合意されました田代川第2発電所の水利権については、本来大井川に流れるべき水が県境を越えて流れているという状況のもとで、下流利水者、流域市町、住民が大井川に水を流すという一つの目的があり、発電利水者との合意が図られているわけですが、大きな意義は、科学的根拠をもってテーブルに着き議論が交わされたことであつたと考えております。このデータは、今後の大井川の河川環境を改善していく上で目安になると考えま

すので、来年の2つの発電所の水利権更新においても、ダムからの維持流量も田代川で議論したデータを根拠に、全川を見据えた議論をしていくことが必要と考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 最後の水利権更新の件ですけれども、議会が本当に後手後手になっている状況の中で、町長は早く3月28日に中電に要望書を出されましたし、当然議会にも見せてくださったわけですけれども、全川を見据えたという、本当に住民の人たちから見ると悲願であるところをつかんで離さないという姿勢を貫いているということで、議会こそ私は今の答弁を聞いていて、もっと積極的に前向きに応援をしていかなければならないんじゃないかと、本当に通告をした後、町長からの要請もありまして、きょう多分議会で要望書を出すことになると思うんですけれども、そういう動きをしているということでは非常に議会の動きが鈍いということを反省しながら、もっと頑張る町長を応援していかなければならないと、私は今思いながら聞きました。

1点は、通告にも出しましたけれども、本当に協議のテーブルを早急に公開で、田代第2発電所の水利権更新のときのように、住民、議会が傍聴できる、そういう公開の場でやるということが本当に温度差があると町長も先ほど言われましたけれども、大きな中電を相手に、中電だって経済的に地域に貢献しているという自負はあると思うんですね。そこに対して、私たちは本当に素朴な、大井川に水を戻して生き物が生きる自然の川に、少しでも近づけてほしいということを言うわけですから、温度差がある交渉をしていくのには、私はぜひ公開ということが避けられないのではないかと、必要だと思うんですけれども、その点について町長のお答えをまず伺います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） まず、議員の御支援ありがとうございます。

その中で、議会の対応が遅いというような御発言がありましたけれども、行政としてはそのようには考えておりません。十分、さまざまな面で御支援をいただいておりますし、今回議会の行動に対しても行動を起こしていただけるというような話も聞いておりますので、そういった認識は持っておりませんので、まず先に考えを述べさせていただきます。

それから、やはり言うておりますように、ダムの影響というのはダム直下流ではなく、全川に及ぶものでありますので、こうした中電の回答を待って、またその内容によって当然その次の段階として流域全体で、国・県を含めて協議会設置を要望することは、前回同様当然のことと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 次に、乳幼児医療費について伺います。

まず、答弁で気になったことなんですけれども、今までとほとんど答弁は変わらなかったということでは予想していたということもありますけれども、島田市で本当に頑張る子育て

支援を貰っているものですから、これからその隣に位置する町になるということでは川根町もありますけれども、川根町も島田市に合わせるという方向を出していますので、本当にそういう中で町長の答えが少しは前向きに変わるのではないかと、甘い期待をしてまた今回も出したわけですがけれども、残念ながら前回と全く変わらないという答弁で、このことについては住民税の増税を、町長は自主的な行政サービスを図るために使うんだというふうに言われたんですから、ぜひそういう検討を早くやっていただきたいと思います。

町長の答弁の中に、乳幼児医療費補助を引き上げるということは、これだけが子育て支援で、若者がこれでふえるとは思わないと言われましたけれども、PR効果はあるかと思っているというふうに答えられました。何のPR効果があると思われるのかお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） やはり、子育て支援の一つの具体的な例として、この乳幼児医療費補助というのはわかりやすい制度としてはあるかと思っています。また、長野県の下條村といえ、率先して中学3年までの医療費の無料化を行っております。周辺の飯田地区から大勢の若い方々が移住して住んでいるというような、そういう意味では医療費がただだよということで、それを一つのキャッチフレーズにして子育て支援を訴え、多くの方々の定住あるいは移住を促進する方法もあろうかなと思っています。

ただ、例えば下條村の例を挙げますと、下條村はそれをやる前に、国・県が指導する以前の問題として、平成に入ってから徹底した行財政改革をやって、職員体制もスリム化して、財源を浮かした上で、さて何をするかということで、そこに重点的にポイントを絞って若者定住用のアパートを建設し、そして保育所等の整備をし、そして医療費の中学までの無料化をした経緯がございます。

私としては、現時点ではその例をそのまま模倣するよりも、やはり前段階として先ほどの議論にもありましたように、集中改革プランの実行をして、そうした基礎的な体力をつけた上で、さあ何をやるかというときに、必ず少子化対策というのは大きな柱になってくるだろうと。そういったことに関しては町民の支持を得られるだろうというふうに私は考えております。それが直接的に子育て支援が乳幼児医療の無料化になるかは現時点では明言できませんけれども、それも当然議論になるというふうに考えております。さまざまな段階で、こうしたこともやってほしいということを議論しながら、一つの合意形成ができるのではないかと考えております。

また、少子化対策で言わせていただければ、子供を産みやすい環境、そうしたことも大事であり、また生まれた子供をどうやって地域全体で育てるか。さまざまな段階があるということも踏まえて少子化対策を講じていかなければならない、そんなふうにも考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長の答弁を聞いているとたくさん質問したいことが出てくるんですけども、これからのやりとりで、まだ予算を組むまでに時間がありますので頑張ろう

と思っています。

残り時間が少ないので1点だけ、どうしても言わなければと用意した再質問をします。

収入はふえていないのに住民税が一気に4倍になったとか、驚く声を聞きます。先日、13日付の新聞なんですけれども、某新聞に千葉県の佐倉市に住む70歳の男性の記事が載っていました。2005年までは住民税非課税、2006年に初めて課税になり1万3,300円の課税になったと、それがことしは5万2,200円と4倍になった。所得税は2004年までは3,000円から4,000円ぐらいだったのが、2005年には老年者控除の廃止と公的年金控除等の廃止で25万円廃止の縮小で、10倍以上の4万円余になった。2006年は定率減税の廃止でさらにふえて6万1,000円になった。ことしの税源移譲で、所得税は昨年より2万7,000円減る見込みなんですけれども、役場に住民税の増税について問い合わせをすると、住民税は3倍から10倍になると職員に言われたと。4倍ならまだましだということだったという記事が載っていました。

それで、町内でも介護保険料も大幅に上がったということで、国保料も多分年金の1割前後の方がたくさんいらっしゃると思います。収入がどんどん減っているのに、税金だけは何倍にも上がると。どうしようもない。本当に生きていけないという声がたくさん渦巻いています。

こういうことに対して、町長は軽減措置があると言ったんですけれども、御存じかどうかひとつお聞きいたします。13日の衆議院の委員会で総務省が、前年に比べて大幅に所得が減った場合、最大9万7,500円増加する世帯があるということを認めて、課税所得が極端に前年度に比べて大きく減った場合には税源移譲以外に増税分が出てくるので、その上で2007年に所得税が課税されない程度の所得に減った人を対象に、2007年度の住民税を税源移譲前の額まで減額するという経過措置を設けているというふうに述べたということなんですけれども、この点について御存じかどうか。そして、これははっきり答弁をしているわけですから、住民への周知徹底をどのようにされるか、一言お聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 議員おっしゃった件について、私自身は具体的なところまで承知しております。また、そういった住民に対する広報というのは、国のそうした経過措置というか、非常に制度が変わっているときでありますので、適切な情報というのを住民の方々に流す努力はしていきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 時間を見間違えて本当に焦っていました、5分と見えたものですから。では、心を落ち着けて再質問にかかります。

乳幼児医療費、時間がないと思って切ったんですけれども、このことについて町長の考えを少し変えていただきたいということで、もう一度質問をいたします。

町長は、先ほども町民の支援が得られるんじゃないかというふうな、財政改革による集中改革プランを進めて財源をつくらなければ、まるで町民の理解が得られないみたいな答弁を

されたんですけれども、私は、今の時点で乳幼児医療費補助を拡大することに町民の支持が得られないというふうには決して思わないんですけれども、町長にはそういう声が届いているんでしょうか、だめだという声。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 財政を預かる責任者として、財政改革を集中して行い、その上で配分というのを、さまざまな要望がある中で考えていくべきではないか。もちろん、乳幼児医療費補助というのは、その制度だけにポイントを当てれば子育て支援ということで一つの有効な制度だと思いますけれども、行政としてさまざまなところに予算を配分していかなければならないときに、それだけをいいからというのじゃなくて、全体を見据えて、その中で幾つポイントを、優先順位を上げていくか、そういう議論が必要ではないかということをおし上げております。これ自体がいいとか悪いとかいう議論ではありません。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 町長ね、私のところにたくさん声 coming しているんですけれども、今の質問では、町長に乳幼児医療費補助は拡大する必要ないよという声が届いていますかということをお聞いたんですけれども、先にその点についてお答え願います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） さまざまな声を聞いております。乳幼児医療費を、特に直接やっているお母さん方からはそういった声も、四六時中聞くというわけではございませんけれども、そうしたときに聞いたこともありますし、またさまざまな、ああした支援が欲しい、こうした支援が欲しいというさまざまな現状に合わせて、例えば農業政策、観光政策あるいは道路政策、さまざまな要望をいただいておりますので、その中の一つというふうにお考えしております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） もう一度確認しますけれども、もう上げなくてもいいという声が届いていますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 上げなくていいというよりも、無料になれば助かるねという声であります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 次ですけれども、放課後児童クラブについて再質問します。

町長は、文科省、厚労省が放課後子どもプランの中に学童クラブを位置づけているということで、そのことを考えて発言をしたという説明だったんですけれども。私は、このことについては町の総合計画をつくる時にもかなり強く要望したんですけれども、町長が言われる文科省、厚労省の放課後子どもプランの中に放課後学童クラブを各小学校区に設置するという目標が入っているという担当の職員の説明がありましたので、その文言が入っていないと

ということに対して注文したんですけれども、そういう説明があって、ああそうですかと納得したんですけれども、文科省、厚労省の放課後子どもプランの中に位置づけられている放課後学童クラブというのは、各小学校区に設けて放課後の子供たちを安全に預かり、働くお母さんたちの支援をするというものではなかったですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 基本的なこの制度に2つ、放課後児童健全育成事業というのと放課後子ども教室推進事業という、いわゆる保育の延長として厚生労働省がやっているいわゆる放課後児童クラブと、それと先ほど言った連携して子供全体を対象にする、2つございます。

私としては、それは一番この地域に合った制度を利用すればいいというふうに考えておりますけれども、やはり保育園までは見るけれども、小学校1年になった途端、じゃどうするのかという、これは当然の声でありますので、そのカバーをしなければならない。また、そういう意味では厚労省の制度を利用すればいいわけです。じゃ、同じ小学校1年生で、片方は同じ学校のクラスだけれども、片方はお父さん、お母さんが働いているからその対象になり、片方は家にいるからその対象にならないというのもおかしいではないかというふうに、私は現時点では思っておりますので、そうした両方の制度のところを加味しながら、私は低学年の子供たちが安心して学校で過ごす、あるいはボランティアと一緒に過ごす、そういう制度ができるのが望ましいと考えております。

どの制度を利用してそれをやっていくのか、あるいは週1回からどれだけ拡張できるのか、そういったことを試行的なものも含めて、今後検討していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 週1回の施行というのは、町長は中央小ですか、南部小ですか、中央小で平成16年からやっておられるわけですね。それで、試験的にやっているということに関しては非常にもう長い、何年も年月たっているんだから、もうぜひ、働くお母さんたちが、先ほど町長も言われたように保育園から小学校に上がった途端に子供たちが午後、御飯を食べたらすぐ帰ってくる。その後のことが心配だという声はたくさん上がっていると思うんですよ。町長のところにも届いていると思います。

本当は署名を集めようと思うんですけれども、私があえて署名を集めないのは、町長の答えの中に、前向きに子育て支援、若者定住を図るんだということがいつも言われているからやっていないんですけれども。それともう一つは、署名を集めても、それだけで判断しないよというふうに町長は言われているから、苦しい苦労をしてどれだけ益になるかなということ、なかなかみんなに呼びかけるきっかけをつかめないでいるんですけれども、町長は、そういう子供たちを育てる親の苦労というんですか、そのところをどれくらい考えていらっしゃるんですかね。大変だとはもちろん思っているんですけど。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） もちろんであります。これは、やはり制度的に持続性を持つのは学校

の教育課程プラスアルファのことですので、学校の協力、そしてそれを運営するスタッフの確保とか、そういったものがなければ、仮につくってくださいといってつくっても、持続性あるいは内容の伴ったものにならないというふうに考えています。現時点で既に行っている2小学校においてはある程度その形が整ってきたと。

今後、私としてはなるべく早く全小学校でこの仕組みを運用していきたいと考えておりますので、学校関係者あるいは地域の方々の態勢ができ次第まず始めたいと。現時点では、7月にそうした連絡協議会等も設立されますので、いつということは明言できませんけれども、そうしたことをやりながら、親というよりも子供を健全に育てたいという、そして親の負担も軽減するけれども、何よりも子供たち、昔でしたら家に帰ればお兄ちゃん、お姉ちゃんがいるということから、今の場合はそうしたことも少なくなっておりますので、たくましく、この地域に根差した子供を育てるためにそうしたフォローも時代の要請に合って必要ではないか、どの制度を利用するかは十分検討した上で、最適なもの、あるいは最適に近いものを活用して仕組みをつくっていきたくて考えております。

お父さん、お母さん、家族が大変だということは十分承知しておりますけれども、また、こういうご時世の中でしっかり子供をつくって育てるといふ家庭は、やはり地域としてしっかり応援していくのが当たり前と考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） だからこそ、お母さんが子供を見られない働いている間のフォローを、行政がやるべきではないかということを行っているわけです。もちろん、子育て支援の必要性を考えているという、お父さん、お母さんたちの大変さをわかっていますという答弁でしたけれども、何かその答弁と、町長が今答えたことと本当に矛盾している。親のためではなくて子供を健全に育てたいからだ、親は子供が健全に育ってほしいからそういうことを願っているんじゃないですか。

そうすると、町長は親を助けるためにやるような考えでいるみたいですがけれども、そうではなくて、健全な子供たちを、働いている間も安全に、友達との交流、上級生との交流あるいは大人の保護、そういうものが欲しいとお母さんたちは願っているから学童クラブが欲しいと、放課後の低学年の学童クラブが欲しいと言っているわけですから、町長、その必要性を確認するために学校のお母さんたちに聞いてみるとか、保護者にアンケートをとってみるとか、そういうことを前向きにやろうという考えはないですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ですから、必要性は認識していますので、そういった制度を地域全体の協力支援体制の中で持続的な仕組みをつくりたいと、先ほどから申し上げております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） きちんとやる体制を整えなかったら、持続的な体制なんてできるわけじゃないじゃないですか。そんな、週に1回しかやりませんよ、しかも地域の人たちに見て

もらいますよと。それはそれで地域の人たちの活性化になるかもしれませんが、子供との交流もできる、そのこと自体が全くむだとは思いませんけれども、本当に子供たちをきちんと守るということだったら、行政がきちんとそういう指導員を置いて、子供たちを見られる体制を、お母さんたちがいない時間をきちんと預かりますよという体制を行政が整えるべきじゃないですか。週に1回ぐらいやっていて持続的なんていうことはできないと思いますけれども。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） だから、持続的なものをやるためには、週に1回が持続的というんじゃないくて、持続的な制度にするためにはさまざまな仕組みが必要だろう、協力が必要だろうと。すべてのこうした公のことを行政だけでやるのは、もうそういう時代ではないということとを前から申し上げていますけれども、こうした地域で地域の子供たちを育てる、そういったことをすることが必要であると申し上げております。必要性は十分感じております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） ですから、そのところがちょっと違うんですよ。きちんと行政が地域の人たちも取り入れてやれるような学童保育をやればいいわけで、そこにはきちんと責任を持った責任者がいる、指導員がいる。そういう組織を行政がやらなければ、継続的にやれないんじゃないですかということをお私言っているんですけども。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、こうした放課後の対策のさまざまな事業に関して、教育委員会あるいは行政の福祉部門、学校関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等で構成する運営委員会等を設置して検討を進めたいと、先ほど申したようにそういったメンバーで検討委員会を進めて、それが7月でありますので、そうしたものを含めて対応していきたいというふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） では、その検討の結果を期待して待ちます。

最後ですけれども、後期高齢者医療制度の中で、町長は滞納者に対するペナルティを国保同様にやる制度になっているという私の質問に対して、公平化を図るためには必要だと考えるというふうな答えを、またされたわけですけれども、私は町長の公平化というところの言葉に非常に気負った冷たさがあるような気がして仕方ありません。

この後期高齢者医療制度で資格証明書を発行される人というのは、御存じでしょうか。どういう人か。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、滞納発生後1年を経過した方。ただし、当然後期高齢者でありますので、75歳以上の方であるから、これに関しては我々になりますけれども、徴収担当者等のきめ細かな対応が必要だというふうに考えております。少なくとも、

短期の時点で対応して、資格にいかないようなそういったことが基本的なベースだろうと思っておりますけれども。さまざまなケースが考えられておりますし、現時点でも国保の場合でも内容を調査して、これはというのも考えられますので、こうした制度は当然必要だというふうに思っております。運用するかどうか、あるいは対象者の状況をしっかり確認するというのは当然のことと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 国保は所得が関係ないんですよ。だけど、介護保険とか後期高齢者保険制度の中では、1年以上の滞納ができる人という変ですけども、本当にできる人は年金から、月額年金が1万5,000円あれば全部否応なしに保険料を天引くわけですから、滞納ができる人は1万5,000円以下の年金収入しかない人なんですよ。そのところを御存じだったでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） ですから、先ほど特別な事情がない限りということで、特別の事情に関しては、これからちゃんとした一つの基準を設けると申し上げました。したがって、これはそういったことに関して基準を設ける、制度を設けるということで、今度は運用に関しては慎重にやらなければならないのは当然であります。それは、制度として設けていくということであります。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） そういう月額年金が1万5,000円以下の人が払えない状況になったというときに、それでも行政が、町長は最初いろいろな事情があると思いますのでと言われましてけれども、それでも払わない、けしからんという事情が何か考えられるんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） さまざまな、年金から天引きという形で、この制度を支えるためにお金をいただいておりますので、制度整備を必要だと考えております。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 天引きの方を言っているんじゃないです。天引きされない人のことを言っているんです。できない人は月額1万5,000円以下の年金ですよ。その人がもし仮に払えない、滞納した場合に、それをいろいろな場合があるからと言わなければ、そのいろいろをつけなければいけないほどそんなに、町長が条件をつけなければいけないほどの状態だとお考えですかと聞いているんです。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これは制度整備の問題であって、それを運用するかどうか、あるいはそれに当てはまるかどうか、個々の課題があるかと思っております。また、こういった場合というのは今後政令で定めますので、その政令に従って我々はそれを運用していくということになります。これは、これがあるから即やるということじゃなくて、こういう制度をし

っかり整備した上で、こうならないように、あるいは短期の段階で指導していく。さまざまな条件すべてのことを、例えば実際問題として今、議員がおっしゃるように、滞納が不可能という実例なら、これはそのまま制度上の問題で運用はないかもしれませんが、また想定外のことが起きた場合には対応できるように、制度整備をしていくというふうに私はとらえておりますし、先ほど言いましたように、75歳以上の方を対象に、これは相当慎重にやらなければならないというのは当然のことです。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） いつも町長の答えの中に、本当に公平な負担を図るという頭があるということで私は追及するんですけども、1万5,000円の年金です、月額。その人が仮に払えなくなったときに、ペナルティをかける必要があるとお考えでしょうか。最後にお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 少し論点がずれていると思います。ペナルティをかけるとは言ってないですね、これは。だから、ある程度そういう資格制度を設けると。そういった除外するというのは、特別な事情として政令で認めるわけですので、1万5,000円の方が政令でそういったところに入っていけば、当然資格にはいかないわけですので、そこら辺のことをしっかり運用していく、その法的な準備をしていくということになります。

議長（佐藤公敏君） 許された質問時間30分が過ぎましたので、ここまでといたしたいと思います。町長。

町長（杉山嘉英君） 冒頭の中で、質疑は受けておりませんが、地域振興基金に関して議員の発言の中で2つ訂正していただきたいことがあります。どこでもやっていないという発言と、その地域振興基金の運用に関して、マネーゲームというような発言がございましたけれども、これは十分説明をしておりますし、また行政に近いところにある議員の発言として大きな影響がございますので、補足説明なり訂正をお願いしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） どこでもやっていないと言い切っておりません。「やっていないよな」と言いました。そんなに広がっていることなら教えていただきたいと思います。それから、マネーゲームのようなと、マネーゲームだと思います、私は。だって、30年後のことなんてわからないじゃないですか。保証がないことに手を出す、住民の本当に貴重なお金に手を出すというのは、私はマネーゲームだとしか言いようがありません。

補足は以上です。

議長（佐藤公敏君） これで鈴木多津枝君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩といたします。

なお、この間に全員協議会を開催したいと思っておりますので、大会議室の方へお願いしたいと思います。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時10分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

森照信君、発言を許します。9番、森照信君。

9番（森 照信君） それでは、私は、カヌーのまちづくり推進について、また、学童保育についてを質問いたします。

平成15年には、わかふじ国体のカヌー競技が開催され大変なにぎわいでした。昨年も接岨湖において文部科学大臣杯日本カヌージュニア選手権大会が開催され、川根高校の活躍により大変盛り上がり、カヌーのすばらしさ、そして皆様に元気を与え、一番の効果として川根本町を全国に大きくアピールできたことであると思います。

国体よりずっと続いているカヌーの大会、17年は中止となりましたが、昨年、ことしとジャパンカップ全国大会が開催され、ことし6月1日の準備日を入れますと2日、3日が大会となりましたが、北は秋田県、南は大分、熊本県と、遠くよりの参加者があり、また町内の人たちにおいては運営スタッフとして競技をサポートしてくれました。ボランティアでの手伝いは大変ではありますが、今までジャパンカップなど多くの全国大会を手助けし、選手との触れ合いを通じてカヌーというスポーツを身近に感じられていると思います。そのような中、川根本町もカヌーのまちづくり推進を掲げていますが、これは自然と抵抗もなく、多くの町民が協力をして盛り上げてくれるのではないかと思います。

今こそ、町民の方々のカヌーの関心の流れに乗り、地域との連携をとりながら、リバーレイド等のイベント、また大会の誘致などを積極的に進めるべきではないかと思います。町としてのカヌーのまちづくり推進に当たり、地域とのかかわり、イベント、大会の誘致など大きなことではありますが、今後の取り組み、方針をお伺いいたします。

続きまして、学童保育について。

子育て支援の充実を図っていく意味において、学童保育は必要不可欠なものではないかと思われま。昨今、核家族化が進む中、共稼ぎの家庭も多くなりました。そのような中、小学校低学年の子供を持つ家庭では、2時から3時ごろには子供たちが学校から帰ってきます。昼間1人で置いておくわけにはいかない。どちらかの親が休むか半日で仕事を切り上げてこなくてはなりません。育児休暇がとれる会社はいいにしても、とれる体制がない会社では大変であります。本町では、このとれない体制が多いのではないかと思います。育児休暇をとりやすい職場づくりを推進しますと本町基本計画の中にありますが、本町の中においても育児休暇を設けている会社はどのくらいありますか。また、把握しておいてください。

本町においては、育児優待カードの導入については県下でも先頭を切ったように動いたの

に、この学童保育、これは前から言っているんですけども、放課後児童クラブの取り組みには出足が鈍いようです。行き詰まっている家庭がふえていますので、早急な取り組みができないものか、今後の予定と方針をお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの森照信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、森議員の質問にお答えいたします。

大きく2点ございますので、カヌーの関係からまずお答えいたします。

議員御指摘のように、カヌー競技大会については、平成15年夏に接岨湖カヌー競技場及び八木カヌー競技場を会場に開催された静岡県ニューわかふじ国体を契機に、毎年ジャパンカップを初め、各種大会を県カヌー協会と連携をとって開催してきたところであります。

本年6月2日、3日におきましても、全国各地の5つの競技場を転戦して争うジャパンカップのスラロームとワイルドウォーター競技大会の第3戦を当町で開催したところであります。このように、町としても国体時に整備した接岨湖及び八木の両施設を活用し、カヌーの普及、カヌー人口の拡大と各種大会誘致による地域活性化を目標に推進しているところであり、大会開催時には地域に対して宿泊、食材提供等、それなりの効果もあらわれていると思っております。

今後の方向性、方針についてであります。以前にも申し上げましたとおり、町内におきましては少年期からカヌーに親しむ環境を整備するため、B & G海洋センターを拠点とし、小・中学校と連携したカヌー教室の開催、平成19年度から実施しているカヌーを主体としたスポーツクラブの活動を推進し、カヌー人口の底辺拡大に努め、カヌーのまちづくりにつなげていく考えであります。

また、現在、接岨湖競技場を利用して実施している町内外の皆様にも参加していただけるレクリエーションとしてのカヌーツーリングも引き続き実施し、カヌーの普及に努めていく所存です。特に本年は、新県民スポーツ祭も計画されており、各市町においてスポーツの祭典が計画され、当町では8月25日、土曜日でありますけれども、接岨湖を会場にカヌーツーリング等の実施を計画したいと考えており、これらの機会を利用しカヌーの普及をさらに図り、町民スポーツとしての振興、活力ある郷土づくりを推進していくよう努めていきたいと考えております。

今後のイベント、大会誘致等についてでありますけれども、特にスラローム、ワイルドウォーターの大会等についてであります。大会誘致については漁業協同組合の河川使用同意、県土木の河川使用許可や中部電力・長島ダムの放流協力が必要となります。また、大会開催前に、その都度コースの整備に経費がかかるわけでありまして、会場提供、運営経費負担、審判員等の出役、これは大会運営の不足を補うためでありますけれども、についても当町で対応するといった状況であり、今後大会経費を継続的に確保していくことについては非常に厳しい状況になっていくと思われ。県カヌー協会の事務局を担当している本町としては、

協会の皆さんとも今後も良好な関係を保ちながら、可能な範囲で協力を行っていきたいと考えております。

続いて、学童保育でありますけれども、若干鈴木議員の質問とダブりますけれども、同様な質問を受けましたのでお答えさせていただきます。

学童保育の必要性と今後の取り組みについてでございますが、鈴木議員の答弁でも述べさせていただきましたが、学童保育は放課後児童クラブ、学童クラブ、児童クラブ、子どもクラブ等さまざまな名称はありますが、総じて学童保育という名称が一般的で、少子化対策として成立した次世代育成支援対策推進法による児童福祉法の改正で、子育て支援事業の一つに位置づけられております。

現在、共働き家庭など留守家庭のおおむね10歳未満の児童に対して放課後に適切な遊びや生活の場を与えて、その健全な育成を図る目的の放課後児童健全育成事業が厚生労働省の所管、すべての子供を対象として安全・安心な子供の活動拠点、居場所を設け、地域の方々の参画を得て子供たちとともに勉強やスポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを推進する放課後子ども教室推進事業が文部科学省の所管となっております。これらを一体的あるいは連携して実施し、放課後対策事業が効果的な事業の運営をする必要があると思われまので、今後立ち上げが予定されています教育委員会、福祉部門、学校関係、社会教育関係、児童福祉関係者、PTA関係者、地域住民等を構成とした放課後子どもプラン運営委員会で、仮称になると思えますけれども、放課後子ども運営委員会で総合計画、子育て支援に基づき協議していただき、方向性を決めていきたいと考えております。

現在、当町では中央小学校と南部小学校2校で放課後地域子ども教室を実施しております。先ほど述べたように、全校でこうした取り組みが進むよう、試行も含めて早急にこうした協議会で協議をいただき、協力を得た上で実施を進めていきたいと考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） こんなことを聞いては失礼になるかもしれませんが、町長はニューわかふじ国体以外でカヌー競技を町外で見学したことはありますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 町外のカヌー競技は見たことはありません。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） この日本カヌー協会の連盟会長は福田康夫さんですね。この間、総裁選にもどうのこうのと言った方で代議士でありますけれども。また、県のカヌー協会の会長は天野一さん、この人が県議会の次期議長になる人じゃないかと思えますけれども。本町長も県のカヌー協会の副会長というようなことであります。非常に豪華なメンバーであります。福田カヌー連盟会長さん言われるに、世界に通用する選手を強化育成するというようなことも言っておられますし、今、川根高校でも日本代表で強化に行っている方がございます。

このような豪華なメンバーの力を得ているカヌー、また川根本町はカヌー関係者の中で評判がいい。どうしてかということ、日本のちょうど南北の中間点に当たるということで参加しやすい。また、宿泊、弁当、飲料、土産、水、これは中電の長島ダムさんの協力なんですけれども、環境が整っているということで、カヌーの開催地としては非常に条件がいいと言われております。それはあれですけれども。

ところで、平成20年の日本カヌー連盟のジャパンカップの開催予定地は今決まっていますか。決まっていなければ、私ならこんなすごい今まで注目されている町ですから、すぐにも開催地として手を挙げますけれども、町長ならどのようにしますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現在、ジャパンカップの20年度の全会場が決まっているかどうかというのは確認しておりません。少なくとも第3戦、川根本町の開催については現状ではなかなか対応が難しいというような話を理事会の方で説明して、了承を受けております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） そうすると、今のところは手を挙げないということによろしいですね、もう一度。しつこいようですけれども。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 20年度のジャパンカップの第3戦に関しては、現時点、川根本町としてエントリーしないということで総会理事会での確認を得ております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 今回のジャパンカップの印象はどうでしたか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今回は昨年と違って天候にも恵まれて、コース整備というのが順調にあって大会が無事開催され、終わったということ。それと、我々川根本町としては今回の大会の位置づけは、主催があり主管があり後援団体でありました。主催の県カヌー協会がさまざまな大会運営をしてきたわけでありまして、1週間前ほどになって連盟の方で人員が確保できないというようなことが判明しまして、急遽担当課が役場庁内の人員確保に走り、人員を派遣してどうにか大会を無事終えたというところでありまして。当初の県カヌー協会の対応と当日の対応が若干違って、それを川根本町の役場の職員等でカバーして大会運営をやったということでありまして。

また、大会経費についても、全額結果的には大会参加費は入りますけれども、経費も後援である川根本町が見る形になっておりますが、なかなか対応が大変だなという感想を持ちました。それから、選手に関しても、残念ながら町内関係者は池住選手1人でありまして、県内でも数が少ないという形になっておりますので、こうしたさまざまな底辺を広げる活動あるいはさまざまなカヌーの親しみ方があるのかなということでありまして。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） ジャパンカップは準備を入れて3日間ありました。先ほども言いましたように、北は秋田から南は熊本と、このような人が集まったんですけれども、選手が何名ぐらい、役員、監督、そのほか付き添いとか引率者、どのくらいいたか御存じですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 選手のエントリーナンバーが162ということは確認しています。そういった数が対象かと。また、今回はジュニア選手権と国体の東海の選手権も兼ねております。そういった関係で、エントリーナンバーは162であります。現時点、私の方ではその付き添い者とかというのが何名あるかというのは私自身は持っておりませんが、担当課がわかっているならば答えさせますし、そこら辺までは把握していないのかもしれませんが。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） ざっとでありますけれども、選手が127、役員が地元含めて85、監督30と付き添いが100人、340人ぐらい。この人たちが、野営というのはカヌーの場合だめなものですから、2泊から4泊ぐらい前日から来て泊まっていますからね。どのぐらい泊まったか、かなりの人数が泊まっているんですよ。

町長、今回予算執行額は幾らですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この大会に関しては、予算としては470万を確保しております。大会開催費400万に収入を70万円ほど見込んでおりますので、470万を確保しております。ただ、今回の場合、先ほど言いましたように河川が大規模な出水がなかったので、コース整備に関しては予算の200万余を計上しておりますけれども、それに関しては消費しておりませんのでその分は安くなって、私の聞いているところ70万から80万で一義的なコース整備は済んだというような話を聞いています。まだ最終的な決算は出ておりませんが、そういう形で、また過去の例を見ますとコース整備に150から200万、そういった事例も聞いております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 前にも全国お茶まつりのときに、町長は1人当たりの消費額を交通費、滞在費など観光消費額を参考に試算。そうした場合に経済波及効果というのはどのくらいあるか大体想像はつくと思いますけれども、運営が大変だ大変だと言っていますけれども、その辺どうですかね。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今回のカヌーで感じましたのは、やはりカヌーというのはまだ底辺を広める活動が必要ではないか。また、カヌーの楽しみ方というのは、競技スポーツがあり、またレジャーカヌーという2つの大きなジャンルがあろうかと考えております。川根本町としては、こうした自然環境あるいは継続的な、ジャパンカップは年に1回でありますけれど

も、レジャーカヌー等はさまざまな活動の展開ができますので、そうしたことも視野に入れながら、限られた予算というのを配分していくことが必要ではないか。

そういったものと、もう1点、エントリーをできなかったというのは、やはりカヌー協会の中でさまざまな意見があって、必ずしも協会挙げて組織支援体制あるいはそういったものができている状況ではないというふうに感じておりますので、そこら辺も含めて、もう一度カヌー協会としてジャパンカップをどういうふうに考えているのか、あるいはどういう支援体制をカヌー協会としての合意形成をしていただきたい。そして、その中でこういった対応ができるというのをやりながら、今後の協議をしていきたいと思います。ということで、依然としてそういった協議ができていない段階では、また我々がほぼ全額を負担するような状況では、簡単に次回のエントリーはできないよということを天野会長に申し上げ、天野会長からも御了解をいただいております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 今、まちづくりとカヌーの推進ということでやっているんですけども、このカヌーの多くの大会を通じて、こういうものがあつたから町民がカヌーを身近なものとしてとらえることができ、カヌーを楽しむようになったと私は思っているんですよ。こんな影響力が大きいものを、今度は大会を誘致するのはお金が大変だからやめるとか。こういうのは続けていかなければ実を結ばないんですよ。今までの前提があるから普及するのではないかなんて、それは大間違いだと思っています。やはり、ただ環境を整えればこういうものは盛り上がるものじゃなくて、やっぱりそういう大会とか何かを持ってきて、カヌーを町民が身近なものに考えて、手にさわってやるから盛り上がるというのではないかと、私は思います。やっぱり、いろいろな形で刺激が必要ではないかと思っておりますけれども、いかがですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げたように、カヌーの振興にはレジャーカヌーと競技カヌーがあります。そして、競技カヌーでは、山本議員からもあつたように川根高校のカヌー部の大活躍があり、そういったところにも選手、クラブ活動の支援として予算を回していきたい。あるいは、いろいろな大会を誘致していきます効果というものも、年間を通じた効果があるようなものに資金を投入していく、そういった方向も必要だろうと。現時点では、競技の部分ではフラットウォーターの部分の川根高校の支援とか強化費、あるいは底辺を広げる意味ではレジャーカヌーを中心に、あるいは自然と親しむツールとしてのカヌーということで小・中学校の育成をしながら、その中から当然選手を目指す人もいるだろうし、あるいはレジャーカヌー、あるいはさまざまな楽しみ方が出てくると思っておりますので、そういったことに対して総合的にカヌーというのを振興していきたいと考えております。また、御存じのとおり、静岡型地域スポーツクラブというのも今年度からスタートしておりますし、18年度は小・中学校を回ってカヌー体験教室をやっております。

この大会誘致のみがすべてではないと思っておりますし、カヌー協会の対応、そういったものをしっかり見きわめながら次年度以降の対応は検討していきたいと考えております。カヌー協会も、現時点でのやり方というのは川根本町に負担がかかるということは明言しておりますので、今後、どのような対応ができるか協会としても考えてくれるようなことを理事長も申しておりましたので、そうした推移を見ながら対応を検討していきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 先ほども言ったんですけれども、経済波及効果というものを考えれば、一概にそういうこともできないと思いますけれども。

それで、これは今までボランティアの方たちがいろいろな講習とか何かを受けてカヌーに協力してきた。そのような人たちにどのようなことをあれするんですかね。大会のために講習を受けて一生懸命参加してくれて、手助けしてくれた。どのような形で説明をなさるんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これは、現時点で説明というか、行政としては皆様をお願いしながらそうしたボランティアの募集をして、なかなかすべての方が協力してくれるわけではありませんので、お願いして集めていただいて大会を運営した経緯もございます。そういったことも含めて、川根本町としてはカヌーをこういうふうに考えていますよということは、さまざまな場面で、あるいはカヌー実行委員会等もございますので、そういった場で方向を出しながら全般的なカヌーの振興あるいは利用、そしてこの地域を生かすという意味でのカヌーの利用というのを皆さんに呼びかけながら、理解を求めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 何回も言っても同じようなことですので、私もカヌーの質問は終わります。最後に、また後でもいいんですけれども、今回のジャパンカップの経済波及効果の金額だけはちょっと出していただきたいと思います。せっかくカヌーのまちづくりとって基本計画などにもものせているんですから、やっぱりそれに合うような形のことをやっていただきたいと私は思います。

次に、子育て支援に移らせていただきます。

この子育て支援、一応児童福祉法ということで「市町村長は児童の健全な育成に資するため」中抜きですけれども、「当該児童の放課後児童健全育成事業（学童保育）の利用の促進に努めなければならない」ということで言われていますけれども、今回川根本町過疎地域自立促進計画という中にも放課後児童健全育成事業実施ということで、19年に200万ほどのっておるんですけれども、これはもう予定があつてのことであると思っておりますけれども、その辺の考えをお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 200万の用途という質問なのでしょうか。

9番（森 照信君） 予定ね、どういう形でやるのかということで、どのくらい進んでいるのかというのでも結構ですけども。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 先ほど町長からお話がありました中で放課後子ども関係でお話をいたしますと、6月20日からですけども、教育委員会と健康増進課、福祉関係なんですけども、お話し合いを行いまして、7月中には委員会を設立して進めたいと思います。その中で、その予算で確保されております中でいろいろな事業を展開していくというような方法で進めたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） そうすると、6月中に委員会を開くということでありまして、この学童保育はいろいろ社会的な施設の協力が要るわけですけども、それも含めた中で検討なさるんですか。

議長（佐藤公敏君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（森下睦夫君） 学童保育の関係と放課後子ども教室推進事業の2つの関係は、先ほど町長も申しましたように厚生労働省と文部科学省の関係で、2つの事業を同時に推進するというのが理想形だとは思いますが、それを現地域子ども教室というのを開いている関係ですと、その他の学童保育の関係と調整をしながら事業内容を検討していきたいと、こんなふうに考えております。

先ほど申しましたように、行政の中で6月中に調整会議を持ちまして、7月には運営委員会の設置を検討して、その中で事業を進めたいと、こんなふうに考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） この学童保育というのはかなり全国的に進んでおります。合併しない町、福島県の矢祭町ですね。あそこはもう13年から実施しているんですよ。ちなみに、全国でどのくらいこの学童保育をやっているか、何%くらいかわかりますかね。数字的なものであれだけでも、わからないならわからないで結構ですけども。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 全国的な学童保育の実施ということではありますが、ちょっと資料がありませんものですからここではお答えできませんが、先ほど鈴木議員の質問の中にもありましたとおり、島田、川根の近隣では、島田では13の学童保育、民間と公設、川根町が児童館を設置しているということで承知しております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 数字的なことで申しわけなかったんですけども、一応18年度で、今86%の市町村でもう進んでいるんですよ。ここは14%の中に入らないんですよ、18年です

から。

先ほども言いましたように、町長は、幼稚園から小学校で家にいる人と共稼ぎで出ている人で、こっちの人はやった、こっちの人はやらないというようなことでおかしな形になるというような話もしたんですけれども、そういうものじゃなくて、やっぱり地域で守っているんですからね。やはりこの辺のことは本当に前向きに、今からやらないとなかなかその場その場じゃできないものですから、今からそういうことを手がけていってもらわないといけないですよ。

これは学童保育、公設公営が45%ぐらいですね。公設民営が41で民設民営が14%というような形でありますけれども、10人以上集まればできるということで。この運営経費というのはどのような形になっているかわかりますか。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 運営経費の面ですが、利用者の負担金ということで徴収があります。1日幾らというふうな勘定だと思えます。通達によりますと、平均1日6,300円というような数字も出ております。また、補助基準がありまして、国と県の補助がありまして、それぞれ運営の基準に合っている場合、3分の1ずつの補助があると聞いております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 運営費というのは、国、県の経費助成があるものですから、大体個人負担は半分を払えばいいというようなことでありますけれども、本町で児童保育が必要だという人たちの把握というのはやっておりますか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 具体的に、現時点で私の手元にまではその報告は上がっておりません。担当の方でもしそういったデータがあればお知らせいたしますけれども、基本的には今までやった、例えば水曜日の放課後の児童クラブ的なものの参加率が40何%から約半分という数字は上がってきております。

また、さまざまな形を児童クラブという名前で呼ばせていただきますけれども、当町の難しさは学校の通学がスクールバス等によっている部分が大変広範囲なものがあって、例えば学校を拠点にした場合のやりにくさとか、あるいは地域を固定にした場合は地域の協力とか、さまざまな制約等もありますので、そういった全体的な支援体制の中でこれを整備していかなければならないというふうに考えており、一律に、都市圏のほぼ徒歩で周辺から集まってくる場合のこうした対策と、当町のように非常に広い範囲から生徒が集まる、なおかつスクールバス等を利用している場合と、なかなか検討する課題が多いと思っておりますので、そういったものを踏まえながら運営委員会で検討しながら体制を組んでいきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 健康増進課長。

健康増進課長（羽倉範行君） 失礼しました。先ほどの答弁で利用者の負担6,300円と申し

ましたが、1月6,300円に訂正させていただきます。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） この基本計画の中に目標値ということで、平成23年放課後児童クラブ設置数4と、こういうふうなものもありますけれども、これは各小学校の数で言っているんじゃないかと思えますけれども。これ、4つくるというと4カ所につくるんですからなかなか大変です。さっき町長がスクールバスと言いましたが、本川根地域は小学校1校ですから、どこか空き部屋とかそういうものを利用してやると。中川根地区の方はスクールバスがありますから、どこか1カ所にまとめれば3つつくらなくても1カ所でやれるんですから、その辺はどうなんですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほども言いましたように、この事業の推進にはさまざまな協力態勢が必要でありますので、先ほどの200万というのも、例えば1団体5万円でそういった支援団体をつくっていただきたい。そういったものも含めて予算も計上しているところであります。運営委員会でさまざまな仕組み、支援組織あるいは連絡協調態勢、あるいは学校との連携を密にしながら事業の推進に努めてまいりたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 町長、学童保育ってね、5万円の補助がどうのこうのってこれ何のことを言っているんですかね。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど言いましたように、さまざまな支援団体の応援を得ながら地域全体で育てる。そのボランティアの育成の初期経費あるいは経費として1団体5万円というのを計上して、200万円という数字が出ているということでもあります。これがすべてではなくて、そういったボランティアの協力があって初めて放課後のいわゆる児童クラブというものが継続的に運営ができるというふうに考えておりますので、それを申したことであります。

いずれにしろ、運営委員会が立ち上がって、それ以前に並行しながら、あるいはそれ以前に庁舎内で協議を進めてまいりますので、その中で方向性を出し、あるいは実施に向けての課題検討をしていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） ちょっとずれているような感じで。放課後児童クラブと私が言っているのは低学年、1年から3年の子供が、さっき鈴木議員が言ったように学校が半日ぐらいで終わっちゃうものですから、2時から3時には帰宅しちゃうと。そうすると、あとだれか親が見なくちゃいけない。そうすると共稼ぎでやっているところは家庭が大変であると。そういうことと、子供たちは平等であるし健全な育て方をしなければいけないということで、その間、お昼から5時とか、それはその市町村で決めるんですけれども、それで預かっておいて、お母さん、お父さんたちが安心して働いて、子供たちを健全に育てられるようにするの

がこの児童保育というものの考え方であって、やっぱりこういうものはある程度行政と共同の形でやらなくちゃいけないですけども、やはり行政が主導する形でやらないとなかなか実現できるものではないんですよ。

ですから、先ほどから言っているように、そういうものの考えをするにも時間がかかるから早目にとりかかってもらいたいと、こう言っているんです。どうですか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほども鈴木議員の答弁で言いましたように、関係者が集まって運営協議会を立ち上げて、その中で課題を検討しながら実施に向けて準備を進めていくと答弁しておりますので、今後ともそのスケジュールあるいは協議会の議論で、先ほどちょっと言いましたけれども、必要だからすべて公費でやれという状況ではなかなか難しいと思いますので、地域全体でさまざまな支援をいただき、もちろん行政の責任、役割も大きいわけでありましてけれども、さまざまな支援態勢をつくりながら、こうした放課後児童クラブの運営を行っていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 私、町の金でどうのこうの言っているわけじゃないんですよ。町は施設とかそういうもの、あと先生方とか保育士とかいうものは必要ですけども、やはり保育士の賃金とかそういうものは県・国が半分、保護者が半分出せばできるんですよ。そういうものでやっているんですから、何も町に全部金を出してやりなさいと言っているわけじゃないんですよ。

ですから、私はそういうことを早目に取りかかっていただいて、動きをつくっていただくことを言っているんですよ。その辺どうですか、町長、考えは。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 答弁の繰り返しになりますが、7月中にその運営委員会を立ち上げて検討に入ると申し上げております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） 別に、それはわかりましたけれども、町長の考え方がおかしいから言っているんですけども。とり方がしっかりとられていないから何度もしつこく言ったわけですけども、それは申しわけないですけども。

何度言ってもあれですけども、とにかく本当に必要だと皆さん言っておるんですから、とにかく7月に委員会を開くということでありますから、ぜひとも学童保育というものを、今言ったようにしっかり頭に入れて取りかかっていただきたいと思います。

それと、もとに戻って申しわけないですけども、カヌーの大会のことでございますけれども、聞くところによりますと、これはうわさじゃないかと思うんですけども、議会在が反対してやらないんだとかというようなことを、反対にあうからやらないんだという話も、これは事実かどうかわかりませんが、うわさならうわさの方がよるしいんですけども、

その辺は事実か事実でないか、ちょっとお伺いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） そのことは一切関知しておりませんし、私もそういったうわさは聞いておりません。

もとにもどりまして私も答えておきますけれども、19年度の川根本町の競技実行委員会に対する予算は756万円を計上して、これはお認めいただいております。そのうち470万円がジャパンカップの経費であります。カヌーツーリング10万円、チャレンジ大会が110万円、県民スポーツ祭が16万円、カヌー競技の支援が150万円であります。こうした限られた財源の中で、その使い道というのは競技大会誘致だけが最善ではない、さまざまな使い方、例えばカヌー競技支援とか、あるいはカヌーツーリングというのも幅広い意味で地域に対する貢献というのは大きいのではないかとということで、今回このような御提言あるいは意見、発言をしております。756万円のうち、予算では470万円となっております。

議長（佐藤公敏君） 森照信君。

9番（森 照信君） まことに申しわけありません。うわさであるのなら、まことに申しわけございませんでした。

時間も来ましたものですから、私の質問はこれで終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（佐藤公敏君） これで森照信君の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（佐藤公敏君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

板谷信君、発言を許します。10番、板谷信君。

10番（板谷 信君） それでは、通告に従い町長に伺います。

まず、行政改革を進めなければならない理由が、国の方からの押しつけにあるのではなく、川根本町という自治体みずからの事情にあることを認識する必要があると思います。

行政改革を進める理由の一つは、今行われている行政サービスをより有効に、より効率よく提供したい。そのためには行政のやり方をどう変えていったらいいかということだと思います。そして、もう一つは、行政サービスを将来にわたって安定して提供していくためには、その基礎として財政運営の継続性が求められ、この要請にこたえていくためには行政のやり方をどう変えていくのかということでもあります。これら2つの理由のうち、きょうは財政運営の継続性、財政の健全化の方に比重を置いた質問をしていきたいと思います。

財政の健全化を実現するためには、まず現在の町の財政状況を正確に把握する必要があります。行政と議会と住民が、これから行政改革を進めていくに足る有効でわかりやすい財政情報を共有することが第一の前提となります。この点、官庁会計に基づく現在の財政情報はわかりにくく、また、その内容においても不十分であると思います。より有効に行財政改革を進めていくためには、より充実した財政情報が必要となると考えるが、次のような情報の作成に積極的に取り組む考えがあるのかどうか、伺います。

具体的なものとして、さきの通告にはバランスシート、行政コスト計算書、そして行政評価システムを挙げさせていただきました。バランスシートは、今までの行政活動の中で形成されてきた資産、建物、橋、道路などが今どれほどあり、その資産形成に係る費用のどれだけが既に支払われており、どれだけが将来の負債として残っているのかをあらわすものであります。官庁会計では資産の金額の評価はなされず、財産目録に長さ高さ広さが記載されているだけであります。

次に、行政コスト計算書は、バランスシートのところの資産形成以外の住民への日常的な行政サービス、例えば、人的サービスまた給付サービスをするのに1年間に幾らお金がかかり、そのお金の財源は何に求めたかをあらわすものであります。また、この行政コストの計算をさらに事業単位にすることによって、事業の継続、改善、廃止の判断において有益な資料を提供できるものと考えます。

最後に、行政評価システムであります。今まで述べたバランスシートは町の資産、ストックの問題であり、行政コスト計算書は日常的な行政サービスのコストの問題であります。それに対し、行政評価はこれらを踏まえて個々の事業についてコストだけでなく、上がった成果について評価しようとするものであります。

これら3つは、町の財政状況を知り、適切な行財政改革を進めるための共通の情報として有益なものと考えますが、これらについて町の姿勢を伺います。また、これらについての行財政改革推進室が果たす役割についても伺います。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ただいまの板谷信君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、板谷議員の質問にお答えいたします。大きなくりとして、行政改革の推進と行財政改革推進室の役割というふうに認識しております。

まず、1点目のバランスシートと行政コストの計算書の作成の検討に対する質問であります。

地方自治体のバランスシート及び行政コスト計算書の作成につきましては、平成18年度に総務省において策定された「地方公共団体における行政改革のさらなる推進のための指針」におきまして、地方公会計改革の項目として次のように示されております。指針では、「原則として国の作成基準に準拠し、公会計の整備の推進に取り組むこと。その際、町村人口3

万人未満の都市は5年後までにバランスシート等の整備、またはそれらの作成に必要な情報の開示に取り組むこと。なお、現在国においても諸問題を検討した上で、実務的な指針について別途通知する予定である」となっております。

現在、本町における決算報告は、1年間の決算状況及び町の所有財産等についてお示ししています。これは、単年度の収支がどのようになったかを表示しておりますが、バランスシートでは、行政サービスを提供するためにどれだけの資産を活用しているのか、資産の代金のうちどれだけの金額が将来の負担として残っているのか等が示され、将来の行政サービスの展望が検討しやすいという利点があります。ただし、バランスシートを導入している団体の中には、その専門性から外部へ委託している団体もあり、その作成については公開に当たり住民の方への説明方法などが難しい点も挙げられます。

以上のことから、今後国から示される実務的な指針を踏まえ、本町の財政状況がわかりやすいバランスシートづくりを、平成22年度決算に向け検討したいと考えております。

また、行政コスト計算書につきましては、限られた予算の中で効率よく行政サービスを行うため、住民の方々の理解を得られるよう本年度予算から予算説明書を作成し、全世帯に配布いたします。事業内容の説明とあわせ、その成果やコスト等について説明方法も検討し、バランスシート導入に合わせて検討していきたいと考えております。

次に、事業ごとのコスト計算であります。

地方公共団体の公会計制度は、現金の収入支出に重点を置いているため、単式簿記の経理になっております。そのため、保有する資産、負債等のストックの状況を総括的に説明する資料、いわゆるバランスシートがないことと、単年度コストにおいて減価償却費や退職給与引当金など現金支出を伴わない経費がとらえられていない等の課題が指摘されております。

具体的には、バランスシートは将来の行政サービス提供のもととなる資産と、将来の負担の年度末における状況を示すものであり、行政コスト計算書は当年度の行政サービス提供のためにかかったコストと収入とを対比させたものです。この行政コスト計算書は、人・物・金の行政経営資源をどの程度投入しているかを貨幣価値で把握することができるコストの可視化により、職員のコスト意識の醸成、団体内における比較分析で事務事業が抱える課題や問題点を探る糸口を発見する効果が考えられます。

総務省の指針から示されている行政コストを計算することは、町のサービスに係るコストをだれが負担するのかという意味からも重要な情報ですので、今後実施の方向で検討していきたいと考えております。それらの推進を強力に進めるのが行財政改革推進室の役割と考えております。

行政評価システムの質問であります。

地方自治体改革の一環として、行政評価は全国の自治体での導入が進んでいますが、統一されたルールはなく、それぞれの自治体において独自に工夫して設計されております。行政評価で最も重要なものが政策体系であり、基本的に政策・施策・事務事業の3階層で整理さ

れます。これは、総合計画によって体系化されている政策・施策と、事業の体系化作業によって整理される事務事業によって構成されます。ここで重要なのが、政策目的達成の手段が施策であり、施策目的達成の手段が事務事業である点であります。

成果・コスト指標など客観的数値を用いながら、事務事業の現状分析を行うことによって事務事業の方向性を判断しつつ、業務改善に結びつけていく事務事業評価があり、一方には施策目的の明確化を行い、住民意向を踏まえながら施策目標を通じて将来ビジョンを定め、それを実現するための手段の最適性の検証を行う、すなわち行政経営資源の適正配分を行うこととする施策評価があります。これら事務事業評価と施策評価の2つを組み合わせたものを評価システムと考えております。

行政評価の具体的な活用方法としては、評価結果を予算編成時に利用したり、施策評価結果を総合計画の進行管理に役立てるなど、既存のシステムとの連携が第一に考えられます。

事務事業評価においては、要員定数配置や組織評価への活用、また、行政評価の評価結果を情報公開することによって、町民参加への活用も考えられます。しかし、行政評価の導入においては、導入目的によって行政評価の制度設計の方針・範囲が異なってくるため、導入目的を明確化しない限り、あれもこれもと総花的な煩雑な行政システムを構築しがちな危険性があり、慎重な対応が必要と考えております。

したがって、町民の視点で施策の必要度や満足度について評価し、その結果をしっかりと反映していくシステムの導入は、今年度を準備初年度とし、試行を重ね進めていきたいと考えております。具体的には、評価対象モデル事業を中止し、算定方法や評価結果を検証し、評価方法の見直しをした上で3年後には、いわゆる平成22年度集中改革プランが終了するまでには本格化していきたいと考えております。

議員も御指摘のとおり、今回のこうした取り組みは国からの指摘で始めるのではなく、当町の財政状況あるいは川根本町行政体としての重要性をかんがみ、自主的なもので進めていきたいと考えております。また、当町は人口1万人以下の小規模自治体でありますので、そうした小規模な自治体あるいは山間地の自治体という特殊性を十分考慮しながら、それに合った仕組みを研究、導入することが大事と考えております。

以上であります。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） まことに前向きな答弁があったわけで、この質問を出すとき、町長からどのような答えが返ってくるのかなという部分で全く予想のつかない、というのは、町の基本計画の中にもこのことについて触れられている部分がないという中で、ただ、平成19年度から行政推進室ができたということで、何だかそこから見えてくるものがあるのかなという期待の中での質問をさせていただきました。総括的な中での町長の答えについては満足しています。ただ、それでは、これからどういうふうにやっていくのか、このことについて単なる言葉だけでない部分のところをお聞きしたいなと思っています。順番どおりいきた

いと思います。

まず、バランスシートについて、なかなかバランスシートそのものをつくるのにも技術的に結構難しい問題があるということでした。そして、町長の答弁の中でも、総務省で出しているある程度簡略的なバランスシートのつくり方のマニュアルみたいなものがありまして、平成13年のころからそれが出ていて、もう既に全国的には幾つかの町でやっている。県内でも由比町とか、私が調べた中では富士市とかやっているという中で、もう何年も活用しているという形です。

ここで町長にお聞きしたいのは、なぜバランスシートが必要なのか。これについて町長の認識をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 我々は、現在行政改革を進めております。また、今後を見据えた集中改革プランでさまざまな改革をして、これは当然行政のみならず住民の方々にも、あるいは各団体の方々も協力してそうした改革を進めていく。それがまた次なる新しい施策の展開、まちづくりにつながっていると思いますので、しっかり行政の状況というのを、行政職員も住民の方にも、あるいは関係者にも知っていただく必要があると思っております。

今までの状況では、やはり予算書、決算書、そして財政予測、そういったもので判断していただいておりますが、さらに詳しくその内容、資産、あるいはそうした運用状況、将来予測、あるいはバランスシートの話ですけれども、行政コストとペアになって、将来にわたっての検討もしていかなければならない。それによって初めて協働の態勢ができるというように思っておりますので、私はバランスシートと行政コスト計算書を一括して、そうしたものを整備していくことが大事であると思っております。

また、それと同時に、ここで例えば全く大都市と同じものをつくるという意味ではなく、この町に合った仕組みというのを考えていかなければならない。これをつくるために、事務事業の負担になったり、あるいはまた余分な経費がかかるということになってはいけませんので、これを次の予算編成に利用するとか、あるいはさまざまな予算査定に利用するとか、そういった活用法も検討しながら、では、今までのこの部分はこのバランスシートと行政コストに変えていくんだというようなことも同時に考えながら、この2つの資料の作成を進めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） これから進めていくということですので、まず最初のところで、進めていきますよという答えはもらった、この点はすごくうれしいんですけども、ただ、これから進めていくのに最初のスタートのところ、なぜバランスシートと行政コストが今の官庁会計をもととした決算資料に加えて必要なのか。この意識がしっかりしていないと、やはり前へ進んでいかないと思うんですけども、なぜバランスシートが必要で、そして行政コストが必要なのか。この点についての町長の認識をお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これからやっていくことですので、そういった総括的な意見になりますけれども、私は、当然先ほど出た後段の行政評価をするための基本的な資料ということになっていくと思います。それと、あとは我々行政というのは住民に対して説明責任がある、あるいは公の財産を運用しておりますので、それをしっかり管理する責任がある。その管理の責任とそれを説明する責任を果たすためにも、こうした書類というのは今後整備されていく必要があるのではないかと考えております。

それともう1点、それをさらに進んで行政改革を進めていくために職員の意識あるいは現状把握、それに伴う意識改革を行っていくためには、特に行政コスト計算書等は編成して、それをもとにしながら職員がコスト管理を行っていく、これも大事なことではないかというふうに考えております。当然、対象が違えば、例えば行政コスト計算書に関しても内容が変わってきますけれども、私は町民に対する説明責任あるいは管理責任、それと職員の意識改革を促す、あるいはコスト管理が適切にできるようなものというふうにとらえております。一体にとらえておりますので、バランスシートがどうで行政コストがこうという話ではないですけれども、一体的にそういうふうを考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 行政コスト計算書が当然職員の意識改革、これにつながってくると思いますし、またすごく有効だと思います。ただ、最後に町長が言った、バランスシートと行政コスト計算書を一体として考えていくという話、当然そうなるんですけども、一体と考える前になぜバランスシートなのか、なぜ行政コストなのか。

この2つがあるということは、もともとバランスシートの果たす役割と行政コストの果たす役割が違うわけですね。そここのところの認識があって、それは今やっている予算書、決算書のどこの部分がどういうふうに変ってくるのか。そここのところがわからずに、ただ一体で住民の説明責任を果たすためにバランスシートと行政コスト計算書をつくりますよと言っただけでは、もうすぐ始める今のスタートの時点としては、認識としてちょっとアウト過ぎるんじゃないかなと。そういう意味において、バランスシートが果たす役割の部分と、それから行政コスト計算書が果たす役割という部分について、今の官庁会計のやり方では不十分なんだというところをお示し願いたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これは冒頭で説明いたしましたのでダブりますけれども、将来に対する予測も含めて、年度末の将来に対する負担あるいは資産の状況というのを示すのがバランスシートと考えておりますので、当然我々は現時点での行政サービスを提供してはおりますけれども、それはあくまでも将来に対する負担、そういったものを念頭に置いたものでなければなりません。それを示すのがバランスシートというふうに考えておりますので。

私も専門家ではございませんので、こうした認識の中でやっているということで、具体的

にじゃ、というところまで言われるとあれですけども、そういうふう将来を見据えた現時点ということを考えることが大事で、それが、ともすれば今までの行政運営の中には欠けていたんじゃないかと、これをバランスシートの導入を通じて町民の方にも、具体的ないろいろな差はあるとしても、我々執行者、町長を含めて執行の立場にある人間、そして役場の職員を含めてそれを動かす人間、そしてサービスを受ける町民の方々が理解していくことが大事ではないかということで、導入が必要だろうと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 具体的な答弁、バランスシートの方をいただいているんですけども、今の会計の中で大きく分けて経費の部分で普通建設事業費、投資的経費ですよね、その部分。それからもう一つは、2つの大きく分けると経常経費の部分、この部分があって、投資的経費の部分というのはまさにその町の資産を形成していくところの部分の公共工事を中心とした事業であり、また、経常的経費というのは日常的な経常的なもの、お金がないからやるのをやめるという性質ではないものの経費、これについてが経常的経費ということで。

そして、バランスシートは、その中の資産形成の部分、1年ではなくて今までの長い行政活動の中で形成されてきた部分の資産を分析するというのがバランスシートの仕事。そして、それは予算とか歳出の性質でいうと投資的経費の部分。そして、そうではなくて1年間の日常的な、当然行政がやらなければならない部分のコストを見ていく、これが行政コスト計算書の役目の部分で、町長がさきに言ったように、それはどういう役割を持っているのかという、バランスシートの部分、つまり資産形成の部分では資産形成が今どれくらいあるのか、そして、これから後の世代にどれだけそれを押しつけないか、支払いを先送りできるのか、また今、先送りしているのかという部分を注意深く見守りながら設備投資していくというところの部分だと思います。

そして、経常的経費の部分はそうではなくて、今行っている、当然町として行わなければならない住民への行政サービスをいかに効率よく、いかに効果をもたせて、そしてコストを安くやっていくかという部分であって、目的も、その対応の方法も全然違う部分、その違うものが2つあって、一つの官庁会計の中では予算の中で1つにくぐられちゃっているから対応もしにくいし、その部分をしっかりと、性質も目的も違うものを分けて、バランスシートと行政コスト計算書をつくった中で認識しながらやっていくんだよというところに意味があると思っています。その点について、町長のお答えをいただきましたかったわけで、重ねて町長の認識をお聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほど申し上げたように、基本的には板谷議員が今言ったようなことというふうに私も認識しております。また、冒頭言いましたように、一応国から、これから指針等のものが出てきておりますけれども、川根本町としてどこまでそのことに対応できるのか、あるいは独自の方法というのはどういう形があるのかということも含めて、今後川根

本町の役場の仕組みにあった、あるいは規模に合ったものを検討していきます。

基本的には、現時点のサービスのことと将来の、特に負担でありますけれども、負担を現時点でのサービス、そしてサービスコスト等将来に対する負担というものをしっかり頭に入れながら、行政運営をしていくということを念頭に置きながら、それに合った書類というか、こういった整備をしていきたいと考えております。

基本的には議員がおっしゃったようなことと私は同じでありますけれども、すべて同じように、いわゆる今総務省が言われているような行政コスト計算書あるいはバランスシートが一定の執行期間の中で完成するかどうかということは、まだこれからさまざまな検討をしていかなければならないと思いますので、前向きな気持ちで、あるいは現状を考えて、川根本町の行政改革を推進するために、あるいは町民の協働支援を得るために、あるいは意識形成をするために、こうしたものを活用していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 最初のところの質問はそこまでにします。共通の認識がとれたと思います。実際に、これからバランスシート、それから行政コスト計算書、行政評価システムは前向きに、目標は22年に向けてやっていくということです。また、その担当が今度新しくできた行財政改革推進室ということです。

バランスシート一つつくるにも、その基礎となる情報というのは、結局は決算の中でつくった資料の積み重ねというようなことになって、よそから持って来るといような資料というものはないと思いますけれども、そういう一つの、今、川根本町の中にある決算資料を組みかえることによって見ていく。バランスシートの場合はかなり古い、何十年も先まで調べないと出てこない部分もあるんですが、それでも全体としては決算資料の中のを使ってやるということです。そこら辺のところでは何が困難なのか、この新しい室は、その部分をどうしてクリアしていこうとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 行財政改革推進室長。

行財政改革推進室長（森 紀代志君） ただいま御質問ありましたようにバランスシート、そしてこの対応について、今までにない行政の会計の方法、これをすべて見直すということが基本ですけれども、長期的な展望の中でのもの、そして費用対効果をその場で見つめるということで、これを今現在やっているのは決算を見ながら評価をしているわけですが、それ以上に、それをこの次にはどういったものが改善されるのか。そして、これはどういうふうな形でこの次の予算に反映させていくのかということで、全体的に、これは後でお話が出るかと思いますが、行政評価システムと同じような形でこれを進めていきたいと、そんなふうに考えます。これについてはまたお話があるかと思いますが、いろいろな問題がまだ解決されておりませんので、それに向かって進めていきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 3つの、バランスシートと行政コスト計算書と行政評価の役割、そ

れから、それに対する期待という点についてはもう既に話が同意されたというか、合意の中での前提の中での話で、具体的に進めていく中で、例えばバランスシートをひとつ、これをつくるについて、困難ですよと言うだけでなく、どこの部分が困難なのか、そのところをどういうふうクリアしていくつもりなのか、その点についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） これから具体的な検討に入っていきますので、そういったことも含めて、これはつくっていくんだと、この町に合ったものをつくっていくんだということで既存のデータの集約で済むものと、新たな評価というか、そういったものを仕組みに入れていくものとさまざまな展開がございますので、現時点で私がどれだけ課題があるかということまで把握しておりませんが、今後そうしたさまざまな課題が出てくる、それをしっかり乗り越えながら、基礎的な資料をつくって、最終的には行政評価システムの確立というのが一つの最終的な目標に私はなろうかと思っております。そのときに評価をして、この事業をどうするのか、こうするのかといったことが今後のまちづくりに大きな重要なものとなっておりますので、評価システムの構築というのを一つの目安に、それに伴うさまざまなデータというのを集めていく、そういうふう考えております。

課題については把握しておりませんので、今後また課題が出てくれば室で協議し、あるいは全庁的に協議して克服していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） なぜ聞いたかというのと、先ほど、この3つは有効ですかというお話の中で有効だよという話で、それで、やれますかという中でやれますよという。ただ、最初の町長の答弁の中で、やるけれどもバランスシートをつくるにはなかなか困難な部分が多いよというような発言がありましたもので、それではその困難な部分というのはどこですかという意味で聞いて、そうじゃなくて、その何が困難か困難じゃないかという部分も、まだこれからというふうな答弁に変わったように思うんですけども、そのところ確認します。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 資産の評価等についても現時点ではさまざまな評価方法があって、例えば、寄附を受けた資産の評価とか、現時点の時価でやるのか、あるいはそういったさまざまな評価一つについても整合性をとるものがあるという、そういう意味で困難が予想されていると。実際にそれに着手したわけではございませんので、こういったものが課題だということではございませんけれども、いわゆる財務諸表をつくっていくときに今とは違った評価等もしていかなければならないので、それを考えるとそう簡単にできる話ではないと、そういうふう。

ただ、じゃ評価ができないかとかいうものではありませんので、そういったことの課題ができれば、それを一つずつ崩していきながら、基本的にはまず最初は資料的なものを作成していくということになろうかと思っております。もちろん、これが簡単ではないことは承知

していますけれども、やっていかなければならないということで、先ほどのような答弁をいたしました。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） このところで揚げ足をとるような言い方を何回しても、余り意味のある質疑応答にはならないと思うのでここではやめますが。

なぜしつこく言ったかという、いろいろな事業をやるときに、この事業はいい事業だからやるよといっても、具体的にどこまでその必要性を認識しているのかという部分のところがしっかりしていないと、ちょっと困難な問題があったときにすぐそこで挫折してしまうというような形になるんじゃないかと。ましてや、このようにいまだやったこともないものを過剰に困難なものだというふうに考えてみたり、過剰に安易なものと考えてみる。どちらの方法も悪いと。だから、一番初めのスタートの段階としては何が何でもやらなければならない。そのためには何をやるんだということの意識というのをしっかり持ってってもらいたいなという部分と、それから、この行財政改革推進室というのは既に立ち上がっている部分なので、もう少し具体的な答えがいただけるかなというような気がしてお聞きしてみました。

それでは、次に、行政コスト計算書についても若干お聞きしたいと思うんですけれども、この部分は、それこそ実際に今の予算・決算、町の会計というのは1年単位でやっている。一番民間と違うところは現金だけを取り扱ったような会計になっているんですけれども、ただ1年単位であるということで、それから収入と支出に分かれているという部分があって、行政コスト計算書をつくる場合の基礎となる資料というのは、かなり整備されているというような認識の中で考えていけるのではないかと思うんですけれども。これもバランスシートと同じくらいの困難さがあって、課題が多いんだというふうに答えるのか、それとも、この部分はかなり前に進んでいけるような予測でいるよというふうになるのか、ここについてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 行政コスト計算書というのは、やはり何を目的にするのかということで内容等も変わってくると思います。本当のコスト、職員の中で事業精査する場合のコストなのか、あるいは先ほど言ったように住民に対して管理責任等をしっかり明確にするための資料として使うのか、さまざまあると思いますけれども、基本的には決算資料等を活用しながら、その中の精査でできると思いますので。あとは、例えば款でいくのか、そういった項目の分類の仕方とか、そういった技術的なものではないかというふうに思っています。もちろん、これも具体的なことに入っていくと課題もあるかとも思いますけれども、基本的には決算書というものを、そういった意識を持ってつくっていくというようなことで、私はできるのではないかと考えております。

具体的なことについても今後検討していくわけでありますので、それに合わせて課題を克服しながら、住民にも、そして意識改革にもつながる行政コスト計算、そしてその次の行政

評価システムにもつながる、そういったものをしっかりつくっていきたいと考えております。  
議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今、行政コスト計算についてお聞きしています。今、町長の答弁にもあったように、やっぱり今ここで、この事業を始める最初のところでいろいろ聞いておきたいというのは、十把一からげでスタートしたくないという部分。それから、もう既に行政推進室ができていうところ、バランスシートと行政コストはまた違うよと。さっき役割も違ったんですけども、つくる手間も違うよという部分で、一つ行政コストで厳しいのは貸借対照表のバランスシートの資産評価のところが出てこない、減価償却の部分を行政コストの中に入れられないという致命的なものはあるんですけども、それ以外の部分においては、今使っている決算資料がかなり有効に使えるということです。また、実際私たちに行政の方から見せてもらっている歳出の性質別歳出という、人件費とか物件費とか交際費とか、そういうものの分け方はまさに行政コスト計算書の分け方であって、ここの部分のところはかなり実際にもう既にそういう資料をつくる時に、それに近いような作業を行っているという点においても、もう少し前向きにやっていけるんじゃないかなと、そんなふうに思うんですけども、もう一度お聞きします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 答弁にありましたように、バランスシートとの関係等もございましてけれども、行政コストというのは、いわゆる単純に単年度のコストではなくてフルコストを意識していただくということで大変有効な方法だと思いますので、そういう意味でもこのコスト計算書というのは活用していきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） 今までの町長の答弁や室長の答弁を聞いていると、19年度が最初であって、ことしからもう始めるとか、始めていると、22年が目標だと言っているにもかかわらず、初歩的な質問をしても明快な答えが返ってこない。本当にこれでやっていけるのだろうかというような、失礼ではありますが心配をせざるを得ません。というのは、憎まれるのを覚悟で言いますが、基本計画とか行政改革大綱とかには、住民と議会と行政と共同の情報を持って、そして行政改革を進めていくんだと、言葉はあるけれども、具体的に何かをやるようになったときに、こういう事業をやりますよといったときに、それではどうしますかという初歩的な質問をしても明快な答えが返ってこないという、これではちょっと行政の方の執行の態度として準備不足、覚悟不足じゃないかなと、そんなような気がするんですけども、どうでしょう、町長。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 18年度にいわゆる集中改革プランを編成して、コストの削減、あるいは効率化を図っているところであります。そして、今後これを推し進めていくには、やはりこうしたフルコストの計算と、そして行政評価というのをしていかなければならない。そう

やって初めて事業間の選択とか優劣、そういったものの優先順位が決まってくると思います。議員おっしゃるとおり、今我々がこの行政コスト計算書並びに公会計のバランスシートについて、具体的な勉強あるいは答えるだけの能力がないと御指摘を受けておりますけれども、我々もこれは今始まったところでありますので、そうした集中改革プランの実行と、その先にあるこうした行政評価システムの確立に向けて勉強し、あるいは研究しながら課題を克服していきたいと考えております。

新しいまちづくりのシステムでありますし、すべてある程度ひな形があってこれができるというわけではありません。また、さっき言ったように小規模な町に合ったやり方というのがあるかと思っておりますので、行政コスト計算書ひとつとってもさまざまなやり方が、私はあるかと思っております。そういったものを研究しながら、この集中改革プランの実行を進めるとともに、行政評価システムのそういったことの繰り返しさらなる行政改革できるような、この町に合った仕組みをつくっていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 板谷信君。

10番（板谷 信君） もうこれ以上の答えというものは期待できないと思います。

ただ、今始まったことだから、そんなすぐにはというような話でしたけれども、総務省がバランスシートとか行政コスト計算書などの出し方を薦め、こういうふうにつくりなさいというような、総務省式のひな形みたいな指導を出したのは平成13年だと思います。何年もたっている。また18年に出したというのはその後の話だと思います。そういう点において、このことについては勉強不足だよというのと、町長が日ごろから言われている、しっかりした情報を共有した中で行政改革を進めていきたいんだという部分。それから、今度つくる行政推進室に対する大きな期待の部分と、どうしても矛盾を感じる場所があります。ただ、これについてはこれ以上細かいことを聞いても答えがないと思いますので、また後に、これから進めていく中で一つ一つ聞いていきたいと思っております。

最後に、結構時間をかけて勉強した割には成果がなかったという残念さはあるんですけども、自分でいろいろ調べた中で今回資産の部分のバランスシート、それからコストの部分の行政コスト計算書、それから、本当はもっと詰めた話をしたかったんですけども行政効果の部分。住民が一番知りたい行政効果の部分の行政評価。この部分まで話を進めたかったんですが、ここまでは行けなくて残念でした。

ただ、資産コストについて考えたとき、有形固定資産は庁舎とか橋とかあるんですけども、それを一つずつ調べていったときに、川根本町にはそういうふうな金額では見積もれない資産というものもあるんじゃないかなというふうな気がしてきました。というのは、それは共同体意識です。これは金額には見積もることはできないけれども、川根本町が持っているかなり有力な、大切な資産じゃないかなと思います。ただ、この資産がもしかしたら普通の固定資産と同じように年々減価償却していつているという、その心配もあります。だから、この大切な資産というものはどうしても守っていかなければならない、これからの目標じゃ

ないかなと、そんなふうに思っています。

ということは、もっと具体的に言うと、地域のことは地域にやってもらう。そして、地域にやってもらうことによって町の行政コストを下げていくと。そして、ただ住民の方から言わせてみれば、行政がやる仕事を住民の方に押しつけるだけだよというふうに思われてはこの事業は進みませんので、そうじゃなくて、住民、また地域の人に自分たちも進んでやれば、今まで以上のものが行政から返ってくるんだよという、このシステムづくりがすごく大切じゃないかなと思います。これから町長に期待するのは、そういうシステムができるようなまちづくり、そんなものをしていってほしいなと、そんなふうに思います。そのためには、どうしても大切なのはちゃんとした財政状況の情報だということを経済に言って、質問を終わりたいと思います。

以上。

議長（佐藤公敏君） これで板谷信君の一般質問を終わります。

次に、原田全修君、発言を許します。4番、原田全修君。

4番（原田全修君） 私は、第1次川根本町総合計画と川根本町行政改革実施計画、いわゆる集中改革プランの推進について質問をさせていただきたいと思っております。

まず、平成19年度から向こう10カ年を見た第1次川根本町総合計画基本構想は、3月議会で議決され、その基本構想をもとに5年間を見た基本計画が策定されました。ほぼ同時に、地方交付税等の新たな支援措置を求めて、基本構想にある4つのプロジェクトをもとに組み立てられた「頑張る地方応援プログラム」の策定を行い、国・総務省の方へ提出が完了していると聞いております。

一方、昨年10月、平成18年度から5年間を見た川根本町行政改革大綱及び集中改革プランが策定されておりまして、これらの一連の計画の策定により合併後の新町のまちづくりの方向と目標が示されたことになると思います。

総合計画の基本計画は、最後の章、第6章に「人とまち」、これは「町民と行政みんなが主役のふるさとづくり」ということで締めくくっておりまして、ここに行政運営、財政運営の現状認識と行政改革への姿勢が述べられておりますが、平成19年度予算にあらわれておりますように非常に厳しい財政状況に入ってきた中で、最高経営責任者である町長を筆頭に、ここにおられる幹部職員の皆さんの懸命な経営努力に期待をするものであります。

夕張市の財政破綻の報道は弱小自治体を震撼させましたが、直後の「広報かわねほんちょう」4月号での「平成19年度私たちの予算」と表現された中に、川根本町の財政力は県下で最下位付近に位置し、町の家計には黄信号がともっている。赤信号に変わってしまう可能性は常にそばにあるのですというこの記事は、町民にとっても大変なショックであったと思います。

町長、合併前から、地方交付税が相当抑制されることを想定しても2町合併で十分やっていけるはずだと言っておりましたし、平成17年12月の議会において私の質問、財政シミュレ

ーシヨングラフからの推測では数年後には非常に厳しい財政状況になることが予想される。新町建設計画の見直しが必要ではないかという問いに対しまして、町長は、現在までの町の財政運営状況と合併が成立したことを考えると、短期的に急速に悪化するという認識は持っていないという答弁でありました。しかし、平成19年度予算は昨年7月の財政シミュレーションをも大幅に見直しが必要な、一般会計の投資的経費の大幅な削減による歳出抑制、基金取り崩しの大幅な増額による財源確保を余儀なくされるという事態をあらわしてきております。平成20年度以降も同じような予算の組み立てが余儀なくされるとなると、基金は遠からず底をつくという最悪の事態になる危険性をはらんできていると言えます。そのような危機的状況の到来を排除するためにも、集中改革プランは5年間で67項目の改革の推進をあらわしたものと思われませんが、私の見方といたしましてはまだ不十分だとの感想を持っております。

しかし、いずれにしても改革の名のもとに町民側にのみ負担を強いる行財政運営の改革政策であってはならないということは当然であります。4月に設置された行財政改革推進室の運営方針を、あるいは指導方針を伺いたいと思いますが、主な視点として、平成17年3月に総務省が策定した「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」が示しております「行政改革推進上の主要事項について」の中にあらわしてあります1番、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化という事項。2番目に、「行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする組織の件。3番としまして、定員管理及び給与の適正化等。4番として、人材育成の推進。飛びまして7番に自主性・自立性の高い財政運営の確保。こういった事項に照らした対応について伺いたいと思います。

次に、総合計画と行政改革は相互に整合性を図り推進するとしておりますが、町民の期待が大きい地域活性化との整合性をどのような方法で確認しようとしているのか。そのための町民への情報公開はどのように行うかを、事例として頑張る地方応援プログラムの中の「癒しの森林浴 清流の里づくりプロジェクト」、こういうプロジェクト。それから、「にぎわう町 みんなのふる里づくりプロジェクト」の中で、若者対策、特に若者の雇用確保に向けた取り組み、それから「世界にも目を向けよう『川根』の元気づくりプロジェクト」の中で、平成21年3月開港する富士山静岡空港を核とした観光周遊ルートの確立及び観光資源や川根茶の世界への積極的なPRについての対応。ここをピックアップしてお伺いしたい。

以上、よろしく願いいたします。

議長（佐藤公敏君） ただいまの原田全修君の質問に対し、町長の答弁を求めます。町長、杉山嘉英君。

町長（杉山嘉英君） それでは、原田議員の質問にお答えいたします。

集中改革プランについて、それから総合計画と行政改革の関連についてであります。

平成19年3月に策定した第1次川根本町総合計画は、新町建設計画を受けて川根本町の今後10年間の将来像、まちづくりの基本方針、シンボリックなプロジェクトと分野別の基本政策

を具体的に明らかにするまで、基本構想のもと現在の中期的な見通しを持って方向を明らかにするため、目標達成のための施策を体系づけた前期基本計画、基本構想や基本計画で定められた施策の大綱を、現実的な行政運営の中でどのように実施していくのかを具体的に明示した実施計画の中で構成をしております。こうした川根本町の総合計画を基本に、これからのまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、その総合計画での行政改革の位置づけは、施策の大綱では、先ほど議員御指摘のように「人とまち・みんなが主役のふるさとづくり」の効果的・効率的な行政運営に盛り込まれております。したがって、総合計画よりひと足早く、平成18年10月に策定した川根本町行政改革大綱実施計画とも十分に整合性が図られたものと考えております。総合計画の計画的で着実な展開のため両計画のローリングを行い、進行管理に努めていきたいと考えております。また、この行政改革における進捗状況は、定期的に町の広報や町のホームページを使い公表していきたいと考えております。

4月に設置した行財政改革推進室の所掌事務は、総合計画上では効果的・効率的な行政運営に当たり具体的な施策をあらわしたものが川根本町行政改革大綱実施計画であり、これの進行管理を担当させたいと考えております。また、先ほど17年3月29日付の総務次官通達による「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」でありますけれども、分権型社会システムへの転換が求められる今日、地方公共団体にとっては少子・高齢化の進展、住民ニーズの高度化・多様化など社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが求められる。また、行財政を取り巻く環境は依然として厳しく、国・地方公共団体ともさらなる行政改革の推進に取り組む必要があるというもので、この内容として計画的な行政改革の推進、行政改革大綱の策定と集中プランの公表とされ、これは当町も公表しております。また、これの十分な説明責任の確保ということもうたわれております。

また、推進上の主要事項として地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化、行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能となる組織、定員管理及び給与の適正化等人材育成の推進、公正の確保と透明性の向上、電子自治体の推進、自主性・自立性の高い財政運営の確保、地方議会等を盛り込むこととされております。

本通達は、地方自治法第252条の17の5に基づく助言であることから、当町の行政自治法にかんがみ指針に即した取り組みを行っており、平成18年10月に策定した川根本町行政改革大綱並びに実施計画並びに川根本町定員適正化計画は、指針と整合性を持ったものと考えております。これに加えて、合併時に策定した新町建設計画も受け継いだものと考えております。

それと、行政改革と総合計画の整合性の問題で、頑張る地方プログラムを例にとって御指摘がございました。御承知のとおり、総合計画は町民アンケートやワークショップなど、多くの町民の方々の参画をいただいて策定され、平成28年度までを目標とする計画であります。この計画の進め方については、すぐ着手できる事業もありますが、多くは町民の皆様の御意

見や御提言をもとに将来を見据えた計画となっておりますので、今現在具体的な対応策があるということではなく、人的や予算的な対応も含めて、今後その目標に向かってどのように対応していくのかを考えていくことが大切だと認識しております。その中で、4つのプロジェクトは特に多くの町民の皆様からの声をもとに、行政と町民が一体となってさまざまな分野を超えた取り組みを行おうとするもので、この取り組みを「頑張る地方応援プログラム」として位置づけたものであります。

御質問もありましたように、「癒しの森林浴 清流の里づくり」につきましては、主要事業にもありますとおり県の「奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想」や、「大井川維持流量の改善・確保」等につきまして既にさまざまな形で取り組みが実施されておりますので、このプロジェクトにつきましては推進体制の強化が課題であり、関係機関と連携しながら推進を図っていくものであります。また、本町の大自然を活用すべく、今後、環境担当、森林担当、福祉担当の各分野において事業につきましても検討していきたいと考えております。

次に、「にぎわう町 みんなのふる里づくりプロジェクト」の中で、若者の雇用対策に向けた取り組みにつきましては、関連事業として現在若者定住促進住宅の建設があります。若者の雇用対策ということでは、現在具体的な対応策はありませんが、ワークショップ等におきましてもさまざまな御意見をいただき、今後町としても当然取り組むべき事業であることは十分承知しております。

ただし、その御意見の中でも、例えば大きな工場等が誘致できたとしても、過疎化が進行する本町の中で若者を中心とした労働力の確保は最大の課題であって、むしろ定住促進住宅を建設し、道路整備などをあわせたベッドタウンとしての取り組みも必要ではないかという御意見もありました。また、工場誘致が自然を壊さない方法で町を活性化させていきたいという多くの町民の願いとも相反する事業にもなりかねないことを考えますと、この件についてもさまざまな条件をかんがみ、慎重に取り組まざるを得ないという認識を持っております。

次に、「世界にも目を向けよう『川根』の元気づくり」の中、富士山静岡空港を核とした観光周遊ルートの確立と、観光資源や基幹産業である川根茶等の世界への積極的なPRですが、現在、まちづくり観光協会を中心に大井川鉄道とタイアップした春秋のハイキングや、自然を楽しむエコツアー、お茶つみなどを絡めた観光事業を月1回のペースで展開し、県内外の観光客に本町を訪れていただいている状況です。また、多くの観光客の方々に訪れていただくためには、さまざまな観光資源の有効な活用や整備が必要なことは言うまでもありませんが、このプロジェクト関連事業の中にある観光施設整備や情報発信のための光ファイバー網の整備については、関係機関との協議により県や国の支援などもいただきながら進めている状況です。

さらに、観光客のための公共サイン、看板につきましても、県が中心となって県内統一したデザインで看板設置が進められています。今後は、静岡空港からの観光客をどのように誘客していくかということが大きな課題であり、早期に検討されなければならないことですが、

まちづくり観光協会と町を中心に、大井川鉄道や大手の観光会社とタイアップした観光ルート  
の確立や、自然や温泉、お茶といったさまざまな資源のPRに向けた取り組みについて協  
議を重ねていきたいと考えております。

以上、原田議員の質問にお答えをいたしました。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 今、町長の答弁は私の質問の大きな2つの最初の方の、総務省が出し  
た新たな指針の中にポイントとしてあります5つの項目について、どういう考え方で改革プ  
ランをつくっていったのか、あるいはまた、これからどういうふうな形で推進室の方の指導、  
運営を図っていくのかということをお聞きしたかったわけなんです、それがまだ十分にお  
答えになっておりませんので、次にこれからさらに質問を続けていきたいと思えます。

セットで、総合計画、行政計画が相互に整合性をとり推進するという当然ながらの話なん  
ですが、これも出させてもらったというのは、そしてまたさらに、頑張る地方応援プログラ  
ムの中のということで、限定版でこの3つのプロジェクト、そしてそれをまたピックアップ  
したものをあらわしたのは、私たちのこの町というのは、非常に厳しいこれからの財政運営  
を余儀なくされるという背景の中で、しかし頑張っていかなければならないという目的があ  
るんだと。これに向かって何としても頑張っていけないと、この町といいますか地域は成り  
立っていかないんだと、強い決意をあらわしているのが「頑張る地方応援プログラム」だ  
というふうにとるべきだと思うんですが。

こういう目的をするためにも、もちろんこれだけではありません、先ほど同僚議員が午前  
中からもお話がありましたような、保証政策の話やいろいろな問題と申しますか、課題が  
いっぱいあるわけなんです、そういった目的を達成するがためにも、行政改革というもの  
は推進していかなければならない。ということで、先に目的があってやっていくんだとい  
う強い意識が必要だろうと思っております。その点について、まずその意識、私がきょうお  
聞きするのはほとんど意識のお話になりますが、町長に初めにその辺のところをお聞きし  
ておきたいと思えます。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 先ほどの「行政改革の推進のための新たな指針」に対応する5つの項  
目に対する対応について詳しく、まず御説明させていただきたいと思えます。

第2項の、地方公共団体における行政の担うべき役割の重点化ということに関しては、行  
政改革の具体的な推進策の中で、民間委託等の推進ということで対応していきたいと思  
っております。3項目、これには挙げています。

また、行政ニーズの迅速かつ的確な対応を可能とする組織に関しては、効率の高い行政運  
営の推進ということも挙げ、事務事業の再編整理、廃止、統合ということで対応してい  
きたいと思っております。25項目を挙げております。

また、人材育成の推進、定員管理及び給与の適正化については、先ほども申し上げました

けれども定員の管理の適正化計画あるいは給与の適正化を、4項目挙げてございます。

また、人材育成の推進に関しましては、新しい行政運営システムの取り組みということで、職員の意識改革、人材育成等3項目を挙げております。

また、自立性・自主性の高い財政運営の確保ということでは、安定した収入の確保あるいは当然これは行政改革の基本でありますけれども、経費の削減等16項目、安定した歳入の確保で9項目を挙げております。

また、このほかここには載っておりませんが、公正の確保と透明性の向上ということでは、先ほど出ましたように行政評価システムの導入あるいは推進といったこともうたっておりますし、また、当然情報の共有化あるいはまちづくりの町民参加というのも、これは全般的にわたって必要なことですので、うたわせていただいております。

このようなことを通じながら、行政改革あるいはまちづくりを進めていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 私の常のくせであるんですが、どうしてもこういうテーマに入っていきますと広く広がっていってしまうものですから、なかなか十分な議論になっていかないというところでいつもジレンマに陥るわけなんですが、本日も時間の制約の中でやらせていただきますものですから、きょう十分にできないところはまた次の機会ということで持ち越しをしていきたいと思うんですが。

今、町長のお答えになられた私の質問の指針に照らしたということの5つの項目の中で、私は2番目に組織運営をどうとらえるか、次に定員管理あるいは人材育成とか、こういった人にかかわるところ、これはかなり重要ではないかなと思っておりますので、この辺のところをもう少し丁寧に説明をしていただけたらと思います。組織とか定員とか人材育成とか、この辺のところの対応についてどのようにお考えになっているか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 行政組織の効率性を確保しなければならないということで、現在180人余の人員で行政を進めておりますけれども、今後、行政改革を進める上でこうした体制がずっと続けられるとは考えておりませんので、そうした人材育成あるいは組織の重点化というのは大変必要なことではないか、そんなふうに考え、現時点でもさまざまな取り組みをしております。

例えば、行政改革は人件費等の削減を進めるためにも、さまざまな正規職員を配置して事業を進めるとか、あるいは組織に関しても、例えば観光協会に関しては資金的な支援をするよりも人材を派遣する。そうした取り組みをしながら、行政改革あるいは自分たちの身の丈に合った組織のあり方に一步でも早く近づけようというふうに考えております。定員管理計画の中でも、10年後には140何人、私は常に130人以下を想定していると言っておりますけれども、そういった状態に早く近づけていくことが大事かということで、そのためにはそれぞれ

れ人材の育成というのが大事になってきます。そういう意味で、研修等の充実も図っておりますし、さまざま職員が協議する場をしてそれぞれ情報を交換しながら施策を進めていく、そういう状況も少しずつつくり出していき、そういった状況であります。

また、必要があれば、行財政改革推進室のように組織をつくって、そこに重点的に仕事を負わせる、そういったことをしながら効率の高い行政運営を推進していきたいと考えております。また、従来人材育成に関しても、研修等も職員が行くだけでありましたけれども、しっかりとしたレポートを求める、あるいはこちらに来ていただいて研修を大勢の職員の方で受ける。そういった研修の質も高めていかなければならないということで取り組んでいるところであります。

人材の育成、これは町全体にも言えることでありますけれども、人材の育成というのが限られた人材でまちづくりを進めていくためには重要なことと私も思っておりますので、今後も人材育成には努めてまいりたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 質問をする方もやはり広いものですから、お答えになる内容もまた広くなってしまって、なかなか焦点が絞られないところがあるんですが、まず、要員の件でございます。

前回の3月議会のおきでありましたけれども、やはり私、このテーマをとらえて時間の中で質問させてもらっておりましたが、その中でも、一般行政部門の中で我が町は、これは川根本町定員適正化計画の資料の中に表現されているわけなんです、一般行政部門では当町は143名おるということになっておりますが、類似自治体の職員数というのは93名という数字になっておりまして、50名少ないということが書かれております。さらに、教育部門では当町の30名に対して類似した自治体の職員数は24名と、6名少ない職員で仕事をしているという数字が書かれております。当町のつくった定員適正化計画の中の資料ですね。この数字が一、二名あるいは数名前後したとしましても、一般行政部門と教育部門あわせて56名もの類似団体との差が生じている。要するに、余剰があるかのような形の表現になっているわけなんです、これは大変なことなんです。

要するに、今、町長は180余人で現在仕事をしておりますが、今後10年間ぐらいで50人程度の削減を図っていきたいと言っているわけなんです、現時点で既にそのくらい的人员余剰があるというような数字にもなってくる。ただ、これを額面どおりにとらえることはできません。当然、本川根町と中川根町が合併した結果が今の過渡的な状態としてこういう数字があるわけですから、この数字だけで云々するわけではないんですが。現状、こういったかなり余裕のあるというふうな見方が一般住民でもされているわけなんです、こういった状態を町長としては今どういう認識をされていて、今後どんなふうな形でこれに対応しようとしているのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 2つ、基本的な考えがあります。1つは、おっしゃるとおり行政というのは、当然仕事は幾らでもあるわけでありまして。やろうと思えばどんどんありますけれども、やはりそこは、先ほども言いましたように役割分担をきっちりして、行政がやるべきもの、そしてみんなで作るもの、そして家庭や地域、個人がやるもの。そういったものに分けていかなければならないということで、現時点ではさまざまな事業が、今までの経過の中で行政が担ってきた部分が多々あったように考えております。

したがって、今後は地域のいろいろな組織とか、あるいは連携を通じて、さまざまな役割分担をしていくことが必要であろうと。それがスタートした段階でいきなり、例えば地区の方をお願いしたり、あるいは団体をお願いするというのは、それがうまく回っていくには時間がかかるだろうと。そういったものを、例えば10年という期間を想定しながら順次そういった協働体制をつくっていかなければならない、それを意識しながら、今さまざまな区に働きかけ、あるいは団体に対する働きかけを行っているところであります。

それから、役場内の体制でありますけれども、これは退職不補充という形を基本に置きながら定員適正化を図っておりますけれども、もう一つは、先ほどとダブりますけれども、そうはいても、例えば全体で180人の体制なら、それに合った仕事をしてしまいますので、現時点でなるべく早く本来の形に絞り込んでいくことも大事だということで、例えば、後期高齢者の事務局に職員を派遣したり、あるいは観光協会へ派遣したり、あるいは研修という意味を持って県庁に職員を派遣したり、さまざまな職員を外に出していくということもやっております。また、その中で、厳しい条件ではありますけれども、あえて人員を出して行財政改革推進室というのをつくって、そうした仕事をさせている。そういったその実情に合った職員配置もしております。そういったことも踏まえながら、本来の業務というのを少しずつ絞り込んでいって、役割分担というのを定着して、町民との協働のまちづくりをつくっていくことが、川根本町の持続的な経営につながっていくだろうと考えております。

まだ、私としてはさまざまな分野に職員が出ていって仕事をするということもあるんじゃないか、なるべく早くそうした本来の業務は適正規模でいうと140人以下でやるようなことを考えていかなければならない、そんなふうに思っております。そのためには、民間の受け皿の育成とか、さまざまなものがあるかと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 現在の職員数をもとにしたいろいろなお話なんですけど、実は、前回は若干触れております。平成19年度予算56億円というこの予算の中で、人件費が25%を占めるという現実。4分の1が人件費に奪われてしまうというような、こういう現実を何とかしていかないと、この町は、先ほど申し上げましたように相当な危機に見舞われる可能性があるんだというふうに私は認識をしております。ただし、ではその4分の1の人件費という、この人たちに職員をやめてもらうなんていう話はとてもできる話ではありませんし、また、やってはならないはずであります。

町長が先ほど言われておりましたけれども、180余名の職員があるならば、それに見合った仕事は確かにできるだろうと思いますので、そういった仕事のやり方ということを考えていかなければならないということが一つあると思います。しかしながら、要員計画でいきますと、平成20年から一般行政職を採用していくという計画も一覧表の中には見られます。こういう状況の中で、新規に採用するということは、これは今本当にやるべきなのか。そうではなくても余剰があるというふうに見られております現状を見たときに、その新規採用は控えるべきではないかというふうに思います。180余名をどういうふうな仕事につかせていったらいいのか、だんだん自然減もしていくということになれば、そして理想的な形になっていけばいいわけなんです、まだまだ時間はかかると思います。どんなふうな形で、この要員を運用していったらいいのかということをお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 現時点が合併をした直後であり、一般的に見て職員の数が他の類似市町村より高いということは私も十分認識して、先ほど言っているように、本来の形に近づけていかなければ投資的な事業に制約がかかるということは認識しております。

ただ、行政というのは継続性が大事であり、そういう意味では一定の期間は採用するけれども、一定の期間採用しないということになってきますと、ある時点で急に退職者が出るとか、あるいはある年代、例えば中堅層なり、あるいは課長クラスなり、そういった層が抜けるというような課題も生じてまいりますので、やはりある程度は継続的に職員というのを確保していかなければならない。あるいは、職員の、言い方は失礼ですがけれども養成には時間、あるいはなれるまでには時間がかかりますので、毎年一定のそうした仕事の継続性、あるいは指導する意味でも必要ではないか。

23年までの今の予想ですと、20人の方が退職されると。そして、来年度以降1人ずつ採用すれば4人になりますので、差し引き16という数字が定員適正化計画に載っておりますけれども、いろいろな実情がありますけれども、そのくらいはやっていかないと職員の年齢構成に極端な偏りが出るんじゃないかなと、そんなふうに思っております。例えば、毎年平均1人ということをして今後10年間していけば、先ほど言った140人程度になっていく。さらに減るかもしれない。そういったことを今後とも継続することによって、急激な定員適正化というのは町民にとってもさまざまな、あるいは組織上もさまざまな障害が出てくると考えておりますので、平均すれば年に1人というのを現時点では想定をしております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 午前中の話の中に、福島県矢祭町の事例が何らかの形であらわれてまいりましたが、ホームページを見てみますと、矢祭町もやはりこういったところで非常に悩んでいるということから採用ゼロというのを当面続ける、こういう判断をされたようです。私も、実はかつて現役の仕事をしているときに人事ということもやっておりましたので、一時期そういったことで耐えていかなければならないということも実感として持っております。

す。それをどうクリアするかということは、また別の問題ですが。

要するに、これからこの町をどうして財政的な運営をしていくかという話になってまいりますと、やっぱりはっきり言いまして異常な支出といいますか、経費のかかるところをどうやってそこをうまく運用するかという話になってまいりますと、先ほど言いました採用を控えるだとか、あるいは仕事の新しい分担というものを考えていく。そちらの方に移っていきたいと思うんですが。

新しい仕事ということは、一番初めに私が申し上げました3つのプロジェクトですか、頑張る地方応援プログラムの中のプロジェクト。こういったような目標を持ってやっていこうとしている、ここに相当なエネルギーを費やす、ここに相当な人材を投入していこうということになれば、一般行政の方での仕事というのは現状よりももっと削減ができ、すべきじゃないかというふうに、そこから要員をそちらへ生み出すこともできるのではないかと。要するに、ライン業務とスタッフ業務というものを分けてやるということだって、これは可能であるというふうに思っております。現在、行財政改革推進室ができたということも、一つのその方法だろうと思っております。そういったことで、もう一度、採用と仕事の配分といいますか、この件についてお聞きしたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 答弁がダブりますけれども、私も一般行政、特別行政、公営企業等を含めて184でありますけれども、それを前提とした行政組織というのを想定してはいないと。やはり、なるべく早く本来の形に近づけたコアの部分の行政組織にしていかなければならないということで、さまざま派遣とかをしているというふうに申し上げました。

したがって、今後町民との協働の中で、先ほど言ったプロジェクトの中でこうしたものをやりましょうと。例えば、経済団体がここまでやりますよと、町民の方々はここまでやりますよ、農家の方はここまでやりますよと。じゃ、この部分を行政で受け持ってくださいよというなら、先ほど言いましたように、スタッフというような形で一緒にプロジェクトを形成して、事業を展開というのは十分あり得るだろうと思っております。

ただ、役場の職員が余っているから、この部分を全面的にやっていただきたい、そんなことはもうないと思いますけれども、そういう意味での新しい役場職員を中心としたプロジェクトというのは今の時代には合わないだろうと思っておりますので、そうした新たな流れが起きれば、それに対応するというものは当然必要ではないか、そんなふうにも思っております。

そしてもう1点、やはりそれと同時に、さまざまな受け皿づくりというのを、地域そして団体等にも呼びかけてつくっていくことが、この町の持続的な発展のために必要だろうと考えておりますので、そういった視点で情報の公開あるいはさまざまな組織の連携に関する話しかけというのをやっていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） かみ合わない部分がかなりあるわけなんです、時間もありませんから若干そこに関連する話を続けてみたいと思いますけれども。

組織ということで少し触れてみたいと思います。事務事業を簡潔に簡素に、スピーディに処理する組織編成。これは先ほど町長が言われた、そういう方向で持っていきたいということなんです、実は本町と総合支所、ここには前回も申し上げましたような似たような組織があると。これが町民にとっても少しわかりにくいというところがあるわけなんです、それよりも同じような課が2つあったりするということは、これはやはり行政効率を悪くしているということもありますし、結局そこで仕事があるわけですから、現在も180余名の体制ということでやっているということに結果的になっているわけですが、こういったものをもう少し簡素化していくということが必要ではないのか。そして、優秀な人材にやっぱり課題である新しい仕事についていただくというようなことを今後どうしても考えていく必要があるんじゃないだろうか、そういうふうに思っております。

これは、町長が身の丈に合った財政運営とよく言われますけれども、町長が言われるのは、身の丈というのは歳入の部分、これしかないんだから、予算はこれしか組めないんだと言っているわけなんです、その歳入の部分を何とかしてふやすというのはかなり難しいかもしれませんが、何とか現状維持を保っていく、そんな方法はないのか。こういったことを身の丈に合っただけじゃなくて身の丈を伸ばすような工夫も、行政そのものが先頭を切ってやっていく必要があるだろうと。何だかんだ言っても、役場の職員の皆さん方はこの地域の相当なハイレベルの人材ですので、この方々にどうしてもトップランナーになっていって、この町を引っ張って行っていただきたい、そんなふうに思うわけです。

そんなことで、現状の組織というものを、前回もお聞きしましたけれども、もう一度この辺の改編といいますか、再編といいますか、その辺についてお聞きしたいと思います。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 川根本町というのは、皆さん御承知のとおり合併をして、2つの町が一緒になりましたので、従来から単町で運営している市町の行政改革あるいは定員適正化計画とは、若干考慮しなければならない点があるかと思っております。また、合併市町村においても、全くどこに境があるかわからない本当に郊外型、あるいは都市型の市町の合併と、このように広大な町域を有する町の合併というの、やはり考慮していかなければならないというふうに考えております。

現時点では、やはり住民サービスというのを一定レベル維持するためには、こうした課の編成というのは必要だろうということで行っております。また、全庁的に見れば、あるいは外から見れば同じような仕事をする課が2つあるというわけでありましてけれども、それぞれの役場、支所に行く町民にとっては、自分の求めているものに関連する課というのがわかりやすいという意味では、私は町民にとってはわかりやすい組織ではないかというふうに思っております。これが総合窓口とかそういったことになっていけば、それになれるのに時間が

かかってくるだろうと、そう思っております。現時点では、合併ということを考えれば、こうした課の体制というのは必要であろうと。

ただし、先ほど言ったように、当然将来的にはこうした組織を維持できるという陣容ではなくなってまいります。また、それを許すような行財政状況ではございませんので、必要なものは統合しながらやっていく、そういうふうに考えております。例えば、現在ある建設課、事業課系というようなものに関しては、これが仮に1つになったとしても、継続事業等の一定の期間が終了すれば、統合してもそうした影響というのは最小限に抑えられるのではないかと、そういうふうに思っています。これはあくまでもその時点で御議論いただく話でありませぬけれども、さまざまな集約の方法というのは、そのタイミングあるいは社会経済情勢を見ながらやっていかなければならない、そんなふうにも思っております。

やはり、合併して10年間というのが最終的に一つの川根本町の、いろいろな意味で一定の形ができるのではないかなと、私は漠然と考えております。その中で、年度を区切って、あるいは5年単位、あるいは3年単位でさまざまな調整作業とかそういったものを、道路とかその他の環境条件の整備と合わせて考えていきたいと考えております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） やはり、少しかみ合わないわけなんです、財政状況に余裕があって現状の要員体制、こういったようなものがまだ許されるという状況であれば、私はこんなことはもちろんここに持ち出すことはなかったわけなんです、冒頭から申し上げていますように、こういった非常に逼迫しているという状況の中でいろいろ工夫していかなければならない。課題はたくさんあるんだと、そして身の丈をもっと大きくしていかなければならないんだというような意識の中で幾つかの提案をさせてもらいたい、そういうふうに思っているわけなんです。時間もなくなってまいりましたので、先ほどの件についてはよくよくまた行財政改革推進室の方でも、有識者をまじえたいろいろな検討をしていただきたいというふうにも思っております。

最後に、町長が、この指針の中の一番初めにあります「行政の担うべき役割」の中で、民間委託の推進ということを取り上げていきたいということで、これは非常に理解できるわけでありませぬけれども。実は、民間委託ということが単なる丸投げになってしまったり、例えば、私どもの足になっております町営バスやスクールバスの安全というような観点から見たときに、これが保障されているようなものでなければなりません。しっかりした、地に足のついた体制で民間委託をしていくと、ただ安かろう悪かろうで担ってしまっては問題があります。スクールバス、町営バスの事例を出しましたけれども、現状、この辺で安全管理体制に若干問題があるのではないかと、あるところからも指摘をされて、私個人として耳にしております。これについて最後にお聞きをしておきたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 今後とも民間委託というのは、先ほど言ったように行政との役割分担

の中で進めていかなければならない。そのためには、やはり住民へのサービスの質の維持というのは重要な課題でありますので、そういったことに留意しながら民間委託を進めていきたいと考えております。

したがって、委託先との契約時においては、例えば法的な規制があればその規定を当然遵守しますし、またさまざまな通常の規定というものを設けながら、その質が維持できるようにしていきたいと思っております。また、課題等があれば、例えば指定管理者の場合は3年間あります。契約時にそういったことを調整しながら安全確保に努めていきたいと思っております。基本的には、すべて法的なものをクリアした上での契約であり、また、業者の方も当然それが今後契約を持続する最低限の、民間側としてもそういった条件をクリアできなければ次の事業がありませんので、それは当然守るということで、そういったことで運行管理体制等は十分整備されているというふうに考えております。

また、課題があれば、あるいは新しい懸案事項が起きてくれば、それに対して随時調整しながら安全確保あるいはサービスの維持に努めたいと思っております。

議長（佐藤公敏君） 原田全修君。

4番（原田全修君） 時間がまいってきたと思いますので、最後にスクールバス、町営バスの話をもうちょっとさせてもらいたいと思ったのですが、これは次回に持ち越していきたいと思っております。いろいろ問題課題がここにはあるというふうに私は認識しておりますので、この民間委託というものを見たときに、相当やはりその辺のところも意識してかかっていかなければならないだろうと、そんなふうに思いますので、以上申し上げます。

これで私の質問を終わらせてもらいます。

議長（佐藤公敏君） これで原田全修君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

## 日程第2 議案第41号 川根本町いやしの里診療所条例の制定について

議長（佐藤公敏君） 日程第2、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定についてを議題とします。

本案について、第1常任委員長の報告を求めます。第1常任委員長、森照信君。

第1常任委員長（森 照信君） それでは、第2回定例会で第1常任委員会に付託されました事件について、会議規則第77条の規定により報告いたします。

昨日の本会議において、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定について付託を受け、14日1時40分より大会議室において審査を行いましたので、審査の経過と結果について報告いたします。

川根本町いやしの里診療所条例の制定の概要について、担当課職員より説明を受けながら進めてまいりました。平成19年3月に大石医院が閉院となったため、今回公設公営での診療所を再開するに当たり、医師の確保及び地域医療の充実を図るため、新たに条例を制定するものです。

内容については、診療所の設置目的、診療所の名称、位置、診療所の業務、運営委員会の設置、診療時間など、診療所の運営に関する条文となっております。

委員会において委員からの質疑が行われ、主たる内容を抜粋しますと、開業はいつになるかの質問に、9月1日開業の予定です。その前に1カ月研修を行います。看護師の募集はどのようにしているのかの質問に、募集をかけているがまだ応募がない。臨時職員はもとの人たちを採用していただきたいとの要望があった。急を要するときや県から派遣される医師との引き継ぎはの質問に、竹内医師がいるときは夜間も対応するが、ただし、自分の患者に限ります。竹内医師は月・木が泊まりです。県より派遣される医師は、県立総合病院より毎週水曜日に1人の決まった医師が派遣される。開業の時間に変更はありません。診療所運営委員会のメンバーはの質問に、町内団体の代表と知識経験者と議会より1名の8名以内で構成する。

以上のことが確認されました。

審査の結果、討論はなく、採決は起立によって行い、全員賛成で原案可決しました。

以上で審査の経過と結果の報告を終わります。

議長（佐藤公敏君） これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定については委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第41号、川根本町いやしの里診療所条例の制定については委員長の報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第42号 川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第3、議案第42号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 通告で、なぜ非常勤の特別職でいいんですかというふうな通告を出したんですけれども。その理由として、特別職で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例というのがあるんですけれども、その第3条に特別職の職員が委員長などの招集に応じ職務に従事した場合の費用は、別表第2ということで、別表で1日2,200円と定める額とする。ただし、報酬を日額で定めるものについてはこの限りではないということで、日額報酬でない竹内医師の場合に非常勤の特別職にすると、当然費用弁償の支給をしなければならなくなるのではないのでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（筑地秀昭君） ただいまの件でお答えさせていただきます。

竹内先生の身分でございますけれども、身分につきましては65歳となって、先ほど御説明あったように週4日の診療形態から非常勤の嘱託医師という形に任命するのが妥当であろうということと、本人の意向もございまして、非常勤の嘱託医師とさせていただきます。

なお、費用弁償についてでございますが、竹内医師は当然こちらの方の勤務につくという形で、出張か何かであればもちろん費用等は出せるかと思いますが、今回日常の中において嘱託医師の非常勤の報酬の中には、後でまた出るかと思いますが、報酬の中にへき地手当相当並びに通勤等々の額も踏まえて報酬を定めているということを御承知いただきたいと思えます。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第42号、川根本町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第43号 川根本町職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例について

議長(佐藤公敏君) 日程第4、議案第43号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番(鈴木多津枝君) 鈴木です。

通告したとおりなんですけれども、この別表第2のところ看護師の職務というのを1級から5級まで書いてあるんですね。5級というのは今度入れようとしていますね。5級というのは課長とか課長補佐とかで、そこには保健師さんなどはもう既に5級はなくて、保健師さんは5級になると課長として勤務するからという説明だったんですけれども、看護師さんを1級から5級まで今回配置しようという理由は何でしょうか。

議長(佐藤公敏君) 総務課長。

総務課長(筑地秀昭君) お答えさせていただきます。

今現在の中で、看護師を募集というふうなお話がありまして、進めているわけですが、看護師さんについてはそれぞれまだどのような経験年数の方が入ってくるかわかりませんが、看護師の職務については課長職相当にも該当することがあるだろうということで、この1級から5級までに職務として入れさせていただきました。

議長(佐藤公敏君) ほかに質疑はありませんか。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 私が、先ほどの1回目の質疑で、ちょっと説明を聞いたんですけどと言った理由ですが、5級まで看護師として入れたという理由、私が言ったのでいいんでしょうか。間違いないか、そこも言っていただけるかなと思ったんですけども。

例えば、保健師さんはもう4級にはないですね。1級、2級、3級までが保健師を書いてある、4級にも5級にも保健師さんというのがありません。保育園の園長さんは4級まで書いてあり、5級はありません。そういうふうになっているときに、看護師さんを5級に入れるというのは、課長はどういう身分の人が来るかわからないからと、想定できないから一応全部に入れたということなんですけれども、私が昨日聞いた理由で、保健師さんなんかは、もう保健師ではなくて課長になってしまうから5級に課長として書いてあるけれども、保健師としては記載していないという理由でいいんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 総務課長。

総務課長（筑地秀昭君） 失礼いたしました。おっしゃるように、保健師さんにしても、今度職制上は主幹という形になりますが、その職務の中でそれぞれ3級までは栄養士さんという形ではありますが、ないという方については、次は例えば主幹とか係長になりますが、職務上はまだ保健師でもあり、職制上係長でもある、主幹でもあるという形で、そのとおり御理解していただければよろしいかと思えます。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、川根本町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第44号 川根本町特別会計設置条例の一部を改正する  
る条例について

議長（佐藤公敏君） 日程第5、議案第44号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する  
条例についてを議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例については、原案のとおり  
決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第44号、川根本町特別会計設置条例の一部を改正する条例については原  
案のとおり可決されました。

日程第6 議案第48号 平成19年度川根本町一般会計補正予算  
（第1号）

議長（佐藤公敏君） 日程第6、議案第48号、平成19年度川根本町一般会計補正予算（第1  
号）を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第48号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第48号、平成19年度川根本町一般会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第49号 平成19年度川根本町老人保健特別会計補  
正予算(第1号)

議長(佐藤公敏君) 日程第7、議案第49号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第49号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第49号、平成19年度川根本町老人保健特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。

日程第 8 議案第 50 号 平成 19 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算

議長（佐藤公敏君） 日程第 8、議案第 50 号、平成 19 年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

11 番、鈴木多津枝君。

11 番（鈴木多津枝君） やっと落ち着いて質疑をします。余り早かったものですからどんどん飛ばしてしまいました。議案第 50 号のいやしの里で通告しました順に追って質疑をいたします。

まず、7 ページなんですけれども、一般職看護師 1 名ですね。8 カ月で 229 万 6,000 円で少な過ぎないかなと、看護師さん、先ほども 1 級から 5 級までということで、どここのところ採用されるかわからないという状況なんですけれども、どういうところで見積もって計算をしたんでしょうか。計算の根拠をお聞きいたします。

それから、臨時雇い賃金の方ですね、こちらは事務職と一般職員 1 人ずつということで、2 人分で 225 万 8,000 円ということなんですけれども、これも本当に 2 人分で 225 万 8,000 円で、余りにも少ないんじゃないかなと思うんですけれども、計算の根拠をお聞きいたします。

それから、その下の費用弁償 16 万 1,000 円については、内々にはお聞きしたんですけれども、きちんと議会で 16 万 1,000 円の根拠についてお聞きいたします。

次の 8 ページの工事請負契約の 703 万 6,000 円と備品購入費 580 万円。これは工事内容なども資料の図面も全協で配付されて、私たちも見せていただいたんですけれども、普通工事があると大体設計監理委託料などというものが出てきているんじゃないかと思うんですけれども、今回そういうものもなくて、図面を出されたり、こういう積算がされているということで、どこでこういうものがつくられたのかお聞きいたします。それから、備品購入の 580 万円の中身はどのようなものかお聞きします。

それと、一つ通告をしていないんですけれども、先ほどの医師の非常勤特別職でいいんだということで、それならいいでしょうということで賛成したんですけれども、費用弁償については月額 95 万円の月給に含まれている、交通費とへき地手当みたいなものが含まれているという説明だったんですけれども、条例でいけば、やはりこれは条例を守ると費用弁償が欲しいと思うんですね。私たちも月額報酬なんですけれども、費用弁償、ここに来れば本会議のときにはありますので、そういう不公平について行政はどのように改善というか、正していくのかお聞きいたします。

議長（佐藤公敏君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（鈴木一男君） それでは、鈴木議員の質問にお答えします。

たくさんありますので、順番を追って説明します。

一番最初ですが、一般職給与、看護師 1 名、8 カ月で229万6,000円は少な過ぎませんかという御質問ですが、先ほども言いましたが、看護師がまだ未定である中、日本川根診療所の看護師の給与、10年程度の経験者であります、その方を参考に直近の職員の給与に当てはめ計上いたしました。

それから、臨時職賃金 2 人分、8 カ月で225万8,000円も少な過ぎませんかということですが、これは町の基準に準じ特殊技能を持った臨時職員の賃金ということで、単価840円掛ける8時間掛ける日数168日の2名分を計上しております。

その次は、費用弁償16万1,000円の内訳ですが、医師、事務員、県総代診医師の費用弁償であり、藤枝市、静岡市あわせて27回、牧之原市、これは郡の医師会ですね、医師会6回、県総代診医師の40回分でございます。

それから、工事請負費、図面とか資料をどこでつくったかということですが、診療所及び医師住宅改修工事は、内容的には簡単な工事内容であります。ですから、設計及び図面とも町で作成しました。よって、設計監理と委託料等は必要ありません。

それから、備品の中身はということですが、超音波診断装置、エコーという機械なんですが、これが1台420万円、それから往診用の公用車、これが1台160万円、あわせて580万円ということなんです。

それから、費用弁償。先ほども総務課長の方からも答弁がありましたが、先生が非常勤特別職ということであり、勤務形態が1週間はっきり決められております。月曜日、火曜日勤務、水曜日が代診医師、木・金が先生が来られるということで、勤務形態から毎週決まっておりますので、非常勤ではあります。常勤のような形態ではないかということで、費用弁償を見ていないということです。それから、先ほども言いましたが、予算的に先生の報酬ですが、その中には通勤手当も含まれております。

以上です。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第50号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(佐藤公敏君) 起立全員です。

したがって、議案第50号、平成19年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計予算は原案のとおり可決されました。

ここで3時15分まで休憩とします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

議長(佐藤公敏君) それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

日程第9 議案第51号 工事請負契約の締結について(平成19年度  
田野口簡易水道施設整備工事(1工区))

議長(佐藤公敏君) 日程第9、議案第51号、工事請負契約の締結について(平成19年度田野口簡易水道施設整備工事(1工区))を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

議長(佐藤公敏君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第51号、工事請負契約の締結について(平成19年度田野口簡易水道施設整備工事(1工区))は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第51号、工事請負契約の締結について（平成19年度田野口簡易水道施設整備工事（1工区））は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第52号 工事請負契約の締結について（平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事）

議長（佐藤公敏君） 日程第10、議案第52号、工事請負契約の締結について（平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事）を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第52号、工事請負契約の締結について（平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第52号、工事請負契約の締結について（平成18年度市町村合併推進体制整備事業若者定住促進住宅B棟建築工事）は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第53号 工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）

議長（佐藤公敏君） 日程第11、議案第53号、工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）を議題とします。

本案については提案理由の説明は終了しておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

11番、鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

3つの工事請負契約が追加で出まして、いよいよ最後になりましたのでまとめて質問いたします。というのは、落札率のことですけれども、昨日も説明を聞いたわけですから、議案第51号の田野口水道では予定価格の99.45%、若者住宅では99.23%、それでこの湯彩香公園遊歩道整備工事は99.71%で、この3つの請負工事契約の中で一番高い、限りなく100%に近い落札率になっているんですけれども、この入札に参加した業者というのが指名をした5社のうち3社も辞退をしていると、もう2社しか札が出なかったということで、こういう状態で入札が行われるということ、もし本当に入札の効果を考えるんだったらもう一度業者を選定し直すとかいうこともあるんじゃないかと思うんですけれども。

私は入札のことはよくわからないものですから、なぜこのように、私のような素人から見ると本当に異常だと思えるような、こんな大きな金額の工事に対して3社が辞退をした。しかも5社とも町内の業者ではなくて静岡に営業所を持っている業者で、落札率は99.71%という限りなく100%に近い神業的な落札率になっているということについて、町長はどのようにお考えなのか、説明をお願いいたします。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） この工事請負契約の入札については、落札率が非常に高いということでありまして、予定価格を設定するときに相当低く見積もっておりますので、こうした形になったと思われまして。

また、この議案第53号の湯彩香公園の遊歩道整備工事は、つり橋の工事でありますので、町内にはその技術力を持った会社が存在しませんので、町外のそうした技術力を持った5社を指名させていただきました。しかしながら、当日になって3社が辞退で、結果2社ということで入札が行われました。これに関しても、99.71%という御指摘ですけれども、設計から予定価格段階でかなり価格を下げておりますので、結果としてこういう数字になったと理解しております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

鈴木多津枝君。

11番（鈴木多津枝君） 相当低く見積もったということなんですけれども、当初予算は7,440万円です。設計価格が幾らかはわかりませんが、予定価格が6,920万円で、当初予算の97.66%ということで、これが相当低い予定価格の見積もりになるんでしょうか。

議長（佐藤公敏君） 町長。

町長（杉山嘉英君） 当然、予算を提出するときも、そうしたさまざまなデータを収集して予算を出しております。それを受けて、その枠の中で設計金額が算出されております。かな

り設計金額そのものも精査されたものであります。その中からさらに、例えば会社の営業努力を求めるもの、あるいは特に経済情勢でさらに単価等を考えるものを含めてこうした数字を出させておりますので、私は適正な価格であると自分では考えております。

議長（佐藤公敏君） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第53号、工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（佐藤公敏君） 起立全員です。

したがって、議案第53号、工事請負契約の締結について（平成19年度湯彩香公園遊歩道整備工事）は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 発議第2号 大井川水系の井川・奥泉発電所の水利権更新に対する要望書の提出について

議長（佐藤公敏君） 日程第12、発議第2号、大井川水系の井川・奥泉発電所の水利権更新に対する要望書の提出についてを議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39号第2項の規定によって提案理由の説明を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明を省略することに決定しました。

なお、本発議は全員が賛成者でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略することに決定しました。

これから発議第2号、大井川水系の井川・奥泉発電所の水利権更新に対する要望書の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、大井川水系の井川・奥泉発電所の水利権更新に対する要望書の提出については原案のとおり可決されました。

#### 日程第13 川根本町議会議員派遣の件

議長（佐藤公敏君） 日程第13、川根本町議会議員派遣の件を議題とします。

川根本町議会会議規則第121条の規定による議員の派遣については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおりです。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

よって、川根本町議会議員派遣の件については、お手元に配付しました議員派遣の件のとおり決定いたしました。

#### 日程第14 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（佐藤公敏君） 日程第14、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって次期議会の会期、日程等議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査の件

議長（佐藤公敏君） 日程第15、常任委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

常任委員長から、会議規則第75条の規定によって常任委員会に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（佐藤公敏君） 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

閉 会

議長（佐藤公敏君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成19年度第2回川根本町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 3時26分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年 6月15日

議 長 佐 藤 公 敏

署 名 議 員 杉 本 道 生

署 名 議 員 高 畑 雅 一